

山口県環境影響評価条例逐条解説

平成31年3月（改訂）

山口県環境生活部環境政策課

目 次

第1章 総則（第1条—第3条）	1
第2章 技術指針（第4条）	15
第3章 方法書の作成前の手続	
第1節 配慮書（第4条の2—第4条の7）	17
第2節 第二種事業に係る判定（第5条）	32
第4章 方法書（第6条—第11条）	41
第5章 環境影響評価の実施等（第12条・第13条）	58
第6章 準備書（第14条—第20条）	60
第7章 評価書（第21条—第23条）	75
第8章 対象事業の内容の修正等（第24条—第26条）	82
第9章 評価書の公告及び縦覧後の手続	
第1節 対象事業の実施の制限等（第27条—第29条）	93
第2節 措置状況の報告等（第30条—第34条）	101
第10章 環境影響評価その他の手続の特例等	
第1節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例（第34条の2—第40条）	108
第2節 港湾計画に係る環境影響評価その他の手続（第41条・第42条）	132
第11章 法対象事業等に係る手続等（第43条・第44条）	139
第12章 勘告及び公表（第45条）	144
第13章 雜則（第46条—第51条）	147
附則	154
山口県環境影響評価条例逐条解説の改訂経緯	164
参考資料編	
都市計画に定められる対象事業等に関する特例に係る読替対照表	
○第34条の2第2項関係	165
○第35条第2項関係	168
○第36条第2項関係	170
○第38条第2項関係	183
対象港湾計画に係る環境影響評価その他の手続の準用規定に係る読替対照表	
○第42条第2項及び附則第3項関係	184
法対象事業に係る手続の準用規定に係る読替対照表	
○第43条第7項関係	194
○第43条第8項関係	196
環境影響評価の対象となる事業	197
山口県環境影響評価条例手続フロー	198
環境影響評価法の対象となる事業（発電所を除く）に係る手続フロー	199
環境影響評価法の対象となる事業（発電所）に係る手続フロー	200
山口県環境影響評価条例 都市計画特例フロー	201

第1章 総則

第1条 目的

第2条 定義 環境影響評価

第一種事業

第二種事業

対象事業

事業者

第3条 県等の責務

(目的)

第1条 この条例は、^①環境影響評価について県等の責務を明らかにするとともに、^②規模が大きく環境に及ぼす影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続、その^③事業の実施に際し講じられるべき措置^④その他所要の事項を定めることにより、^⑤その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

趣旨

本条は、本条例の目的を定めた規定である。本条例の解釈、運用等に当たっては、本条の定めが基本となる。

参考

本条例は、山口県環境基本条例（平成7年山口県条例第35号）第13条の規定の趣旨に基づき、「規模が大きく環境に及ぼす影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」について、「環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続」等を定めることにより、「その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保」することを目的とされている。

環境影響評価に関する基本的な考え方は環境影響評価法と同様であるが、法が、工事中までを守備範囲としているのに対し、条例では、工事中や供用後の調査の実施など環境影響評価のフォローアップが行われるようにするため、「その事業の実施に際し講じられるべき措置」を定めることとされている。

また、法第1条の目的には、「環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置」をとることが規定されているが、条例で事業の許認可に係る個別の法律を規定することはできないため（条例第29条参考参照）、本条例では、このような規定を含む目的とはされていない。

【参照条文】

◎山口県環境基本条例（平成7年山口県条例第35号）（抄）

（環境影響評価の推進）

第13条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

◎環境影響評価法（平成9年法律第81号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価について国等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

（条例との関係）

第61条 この法律の規定は、地方公共団体が次に掲げる事項に関し条例で必要な規定を定めるなどを妨げるものではない。

- 一 第二種事業及び対象事業以外の事業に係る環境影響評価その他の手続に関する事項
- 二 第二種事業又は対象事業に係る環境影響評価についての当該地方公共団体における手続に関する事項（この法律の規定に反しないものに限る。）

（地方公共団体の施策におけるこの法律の趣旨の尊重）

第62条 地方公共団体は、当該地域の環境に影響を及ぼす事業について環境影響評価に関し必要な施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

解説

① 「環境影響評価」

環境影響評価とは、条例第2条第1項で定義されているとおり、事業の実施が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行うとともに環境の保全のための措置を検討することにより環境影響を総合的に評価することをいい、方法書や準備書の周知、市町や一般の人々からの意見聴取などの外部手続を含まない概念として整理されている（これらの外部手続は、「環境影響評価その他の手続」の「その他の手続」に該当する。）。

環境影響評価の実施主体については、要綱と同様に、環境影響評価及びこれに関する手続も事業者が行うこととしている。これは、①事業を行おうとする者が自らの責任と

負担で事業の実施に伴う環境への影響について配慮することが適當であること、②事業者が事業計画を作成する段階で環境影響についての調査、予測及び評価を一体として行うことにより、その結果を事業計画や環境保全対策の検討、施工・供用時の環境配慮等に反映できることによるものである。この場合、事業者が自らの名、責任で行うのであれば、委託等により代行機関を利用するなどを排除するものではない。

また、環境影響評価の実施時期については、本条例が、事業の実施による環境影響に着目し、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することを目的とするものであることから、当然に環境影響評価は事業の実施前に行われる必要があり、第5条第5項及び第27条第1項において、それぞれ第二種事業及び対象事業の実施制限の規定を設けているところである。

② 「規模が大きく環境に及ぼす影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」

本条例が対象とする事業については、県の立場からみて一定の水準が確保された環境影響評価を実施することにより環境保全上の配慮をする必要がある事業とすることが適当であるとの観点から、条例においては、「規模が大きく環境に及ぼす影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」とされている。

なお、全国的な見地から環境影響評価を行わしめる必要があるとして環境影響評価法の対象とされる事業は、条例が対象とする事業から除かれるが（条例第2条第2項及び第3項参照）、環境影響評価法の対象とされる事業についても、知事が意見述べる際の手続（技術審査会の意見聴取、公聴会の開催）、及び事業着手後の手続等においては、本条例の規定が適用されるものである（条例第43条参照）。

③ 「事業の実施に際し講じられるべき措置」

条例第7章第2節「措置状況等の報告等」、第10章「勧告及び公表」のことを指しているが、法が工事中までを守備範囲にしているのに対し、本条例が工事中や供用後の対象事業も守備範囲とするため、このように規定されている。

④ 「その他所要の事項」

条例第8章「環境影響評価その他の手続の特例」、第9章「法対象事業等に係る手続等」及び第11章「雑則」のことを指している。

⑤ 「その事業に係る環境の保全について適正な配慮」

環境影響評価は、環境汚染の未然防止を旨とするものであり、事業の実施に係る環境以外の公益も含めた総合判断は本条例の外の問題である。したがって、本条例は、「事業の実施」に適正を期すのではなく、「事業に係る環境の保全」に適正を期すこととしているものである。

なお、「適正な配慮」とは、その事業の実施に関し、環境の保全が図られるように、恣意に流れることなく公正・客観的に、悪影響の減殺を図るための措置を講ずることを指している。

(定義)

第2条 この条例において「環境影響評価」とは、^①事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が^②環境に及ぼす影響（当該事業活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。）について^③環境の構成要素に係る項目ごとに^④調査、予測及び評価を行うとともに、^⑤これらを行う過程においてその事業に係る^⑥環境の保全のための措置を検討し、^⑦この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

趣旨

条例第2条第1項では、この条例における「環境影響評価」の定義を行う。

この条例において「環境影響評価」とは、事業者内部において行われる行為を指しており、外部の者の意見を聴取することや、許可等に際して環境の保全に配慮すること等の外部手続を含んだものとして定義されていない。

この定義は、環境基本条例第13条における、「土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い」という部分を詳細に定義したものである。

なお、意見の聴取や許可等に際しての配慮については、この条例においては「環境影響評価その他の手続」との用語のうち、「その他の手続」に該当するところである。

【参照条文】

◎山口県環境基本条例（平成7年山口県条例第35号）（抄）

（環境影響評価の推進）

第13条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

解説

① 「事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）」

「事業」という用語は、通常、「一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為の総体」を指すが、この法律においては、「事業」という用語に、土木工事を行うものという特別な意味合いを持たせている。これは、環境基本条例第13条において、「土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業」と規定されていることと同様である。

土地には水底が含まれないため、「これと併せて行うしゅんせつを含む。」と規定し、

水底の形状を変更する行為も環境影響評価の対象としたものである。

② 「環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。）」

事業の実施が環境に及ぼす影響には、建設工事の実施中の影響にとどまらず、当該事業が完成した後に当該事業の成果物が存在し、または供用されることによる影響を含めることが適切である。たとえば、道路の事業の場合、道路が建設されることに伴う自然環境への影響のみでなく、道路が供用された場合に当該道路を走行する自動車による騒音や大気汚染も環境影響に含め、環境影響評価の対象とすることが妥当である。また、飛行場についても当該飛行場が供用された場合の騒音等の影響も検討することが求められる。

③ 「環境の構成要素に係る項目ごと」

環境影響評価を実際に実施する際には、まず、大気、水、土壤その他の環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測、評価を実施することとなる。例えば、大気であれば、窒素酸化物、硫黄酸化物等の項目が想定される。

④ 「調査、予測及び評価」

調査とは、対象事業の実施が環境に及ぼす影響を予測し、評価するために必要とされる環境の現状に関する情報を既存文献資料の調査、現地調査等により収集し、その結果を整理解析することにより行うものである。また、予測は、調査結果の整理、解析を踏まえ、数理モデルによる数値計算、既存事例の引用又は解析により、事業の実施が環境に及ぼす影響を定量的又は定性的に明らかにするものである。さらに、評価は、調査、予測の結果を踏まえ、各種の環境保全施策における基準・目標を考慮するとともに、環境の保全のための措置の効果を勘案して、個々の事業者にとって実行可能な範囲内で環境への影響をできる限り回避し、低減するものかどうかという観点で当該事業に伴う環境影響の程度を明らかにするものである。

なお、調査、予測、評価の具体的な方法については、技術指針において、環境影響評価の項目や手法の選定の考え方が示され、個々の事案ごとにスコーピングの手続（方法書の手續）を経て、事業者が決定することとされている。

⑤ 「これらを行う過程において」

個別の項目ごとに調査、予測及び評価を行う過程において、事業者において環境の保全のための措置が検討されることを想定している。具体的には、調査、予測、評価の過程で新たな事実が判明し、あるいは環境影響の程度が明らかになり、これらを受けて環境の保全のための措置が検討され、当該措置を実施した場合の環境影響についての調査、予測、評価が補足されるというフィードバックの過程が取られる場合や、複数の環境の保全のための措置を実施した場合の環境影響が調査、予測、評価の過程で比較検討される場合などが想定されるところである。

⑥ 「環境の保全のための措置」

個々の事業者にとって実行可能な範囲内で環境への影響をできる限り回避し、低減するという観点から、建造物の構造・配置、環境保全設備、工事の方法等を検討したり、予測等の不確実性を補うという観点から、事後の環境の状態を監視したりすることを指す。

⑦ 「この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価する」

環境要素の項目ごとにとりまとめた調査、予測、評価の結果の概要を一覧できるように整理し、とりまとめること等により、項目の相互間の関係を含めて事業による環境影響の全体を把握できるようにし、評価することを指す。

第2条（つづき）

2 この条例において「第一種事業」とは、^①次に掲げる事業の種類のいずれかに該当する^②一の事業であって、^③規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして^④規則で定めるもの（^⑤環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する第二種事業（以下「法第二種事業」という。）及び同条第4項に規定する対象事業（以下「法対象事業」という。）を除く。）をいう。

- 一 道路の新設又は改築の事業
 - 二 ダム、堰（せき）又は放水路の新築又は改築の事業
 - 三 鉄道又は軌道の建設又は改良の事業
 - 四 飛行場又はその施設の設置又は変更の事業
 - 五 発電所の設置又は変更の事業
 - 六 廃棄物処理施設の設置又は変更の事業
 - 七 工場又は事業場の新築又は改築の事業
 - 八 下水道終末処理場の設置又は変更の事業
 - 九 スポーツ又はレクリエーション施設の設置若しくは変更又はその用地の造成の事業
 - 十 水面の埋立て又は干拓の事業
 - 十一 土地区画整理事業
 - 十二 住宅の用に供する一団の土地の造成事業
 - 十三 流通業務施設の用に供する一団の土地の造成事業
 - 十四 工場又は事業場の用に供する一団の土地の造成事業
 - 十五 鉱物又は岩石の採取の事業
 - 十六 前各号に掲げるもののほか、一の事業に係る環境影響を受ける地域の範囲が広く、その一の事業に係る環境影響評価を行う必要の程度がこれらに準ずるものとして規則で定める事業の種類
-

【施行規則】

(第一種事業)

第2条 条例第2条第2項の規則で定める事業は、別表第一の第3欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が、^①同表の1の項から9の項まで（6の項のホ及びヘを除く。）、11の項から14の項まで又は16の項の第3欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、公有水面の埋立て又は干拓^②同表の10の項の第3欄に掲げる要件に該当するもの及び同項の第4欄に掲げる要件に該当することを理由として条例第5条第3項第1号の措置がとられたものに限る。以下「対象公有水面埋立て等」という。）を伴うものであるときは^③対象公有水面埋立て等である部分を、同表の7の項の第3欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、工場又は事業場の用に供する一団の土地の造成（同表の14の項の第3欄に掲げる要件に該当するもの及び同項の第4欄に掲げる要件に該当することを理由として同号の措置がとられたものに限る。以下「対象工業団地造成」という。）を伴うものであるときは^③対象工業団地造成である部分を除くものとする。

趣旨

条例第2条第2項では、第一種事業、すなわち条例第6条（方法書の作成）以下に定める環境影響評価その他の手続を必ず行うべき事業を定めている。

第一種事業は、条例第2条第2項に掲げる事業の種類に該当するものであって、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。

解説

① 「次に掲げる事業の種類」

環境影響評価条例の対象とする事業については、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業として環境影響評価を行わしめる必要が高いと認められる事業について、ア道路のように一定の長さを有する線的開発事業、イ発電所のように特定の地点を中心に影響が広がる点的開発事業、ウ埋立て・干拓のように一定の広さを有する面的開発事業の15の事業種が列挙されている。

これらの事業種については、事業形態として環境影響が著しいかどうか、環境影響評価を行うべしとする社会的要請が高い事業かどうか、環境影響評価の実行を期することができるかどうか（環境影響評価を行う能力や実績）等の諸点も勘案しつつ、要綱に基づく環境影響評価の実績等を踏まえて選定されたものである。

また、「必要に応じ事業種の見直しができる仕組みとすることが適当である。」（環境審議会答申）との観点から、その他の事業種についても「一の事業に係る環境影響を受ける地域の範囲が広く、その一の事業に係る環境影響評価を行う必要の程度がこれらに準ずるもの」については、規則で追加するとできるとされている（条例施行時点では、規則により追加された事業種はない。）。

② 「一の事業」

規則において、一つの手続が行われる事業としてどのような範囲を捉えるべきかを示し得るように、「一の事業」を規則で規定することとしたものである。具体的には、埋立て等を含めるか否かにつき、規則で規定されているところである（④参照）。

③ 「規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。）

「規模」とは、形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいい、事業の態様に応じ、面的な開発事業であれば面積、道路等の線的事業では延長、点的な環境影響発生源としては発電所であれば出力といった適切な数値で定められることとなる。

④ 「規則で定めるもの」（＝規則第2条）

条例第2条第2項の規則で定める事業、すなわち第一種事業は、別表第一の第3欄に掲げる要件に該当する一の事業とされている（別表第一の第4欄に掲げる要件に該当する事業が、条例第2条第3項の規則（規則第3条）で定める事業、すなわち第二種事業である。）。

なお、環境影響評価制度の継続性を確保する観点から、概ね、従来の要綱の対象事業が第一種事業（調査事業が第二種事業）に設定されている。

④-1 「同表の1の項から9の項まで（6の項のホ及びヘを除く。）、11の項から14の項まで又は16の項の第3欄に掲げる要件のいずれかに該当」

道路、ダム・堰等、鉄道・軌道、飛行場、発電所、廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）、工場・事業場、下水道終末処理場、スポーツ又はレクリエーション施設、土地区画整理事業、住宅団地、流通業務団地、工業団地又は複合開発整備事業のいずれかに該当すること（廃棄物最終処分場、公有水面の埋立て・干拓又は鉱物・岩石の採取の事業に該当しないこと）を指している。

④-2 「同表の10の項の第3欄に掲げる要件に該当するもの及び同項の第4欄に掲げる要件に該当することを理由として条例第5条第3項第1号の措置がとられたもの」

公有水面の埋立て又は干拓のうち、第1種事業の規模要件を満たすもの、及び第2種事業の規模要件を満たしており、それについて行われた第二種事業の判定手続の結果、条例の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があることとされたものを指している。

④-3 「対象公有水面埋立て等である部分を、・・・対象工業団地造成である部分を除くものとする。」

ただし書きの規定の趣旨は、④-1に該当する事業が公有水面埋立・干拓又は工業団地の造成を伴う場合に、④-1に該当する事業としての手続と、公有水面埋立・干拓又は工業団地の造成の事業としての手續が重複して義務づけられることのないよう

にするものである。

④－1に該当する事業に伴う公有水面埋立・干拓又は工業団地の造成の事業が、公有水面埋立・干拓又は工業団地の造成の事業としても対象事業となる場合には、④－1に該当する事業の一部としてではなく、公有水面埋立・干拓又は工業団地の造成の事業として捉えることとなる。

なお、公有水面埋立・干拓又は工業団地の造成の事業として対象事業とならない場合には、④－1に該当する事業の一部として、それぞれの事業種に該当する対象事業に係る条例の手続の中で環境影響評価が行われることとなる。

また、規則別表第1の6の項のホ及びヘの廃棄物最終処分場の設置又は規模の変更の事業であって公有水面埋立を伴う場合に、当該埋立てが公有水面埋立の事業として対象事業になる場合については、廃棄物最終処分場の事業と公有水面埋立の事業を切り分けることが困難であることから、前記のような取扱いは行わず、あえて重複して双方の事業として捉えることとしている。

なお、この規定は、面積をもって規模要件を定めている事業について、公有水面埋立・干拓を行った土地の上で行われる部分を除いて規模を算定する趣旨のものではない。

⑤ 「環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する第二種事業（以下「法第二種事業」という。）及び同条第4項に規定する対象事業（以下「法対象事業」という。）を除く。」

地方公共団体が条例を制定する場合、法律の範囲内で定める必要があるため、環境影響評価法が対象とする事業（法第二種事業及び法対象事業）については、本条例の第一種事業及び第二種事業から除くことにしたるものである（法第61条第1号参照）。

なお、環境影響評価法の対象となった事業についても、知事が意見を述べる際の手続（技術審査会の意見聴取、公聴会の開催等）、及び事業着手後（工事中や供用後）の手続等においては、本条例の規定が適用されるものである（法第61条第2号、条例第43条参照）。

第2条（つづき）

3 この条例において「第二種事業」とは、前項各号に掲げる事業の種類のいずれかに該当する一の事業であって、^①第一種事業に満たない規模を有するもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定（以下単に「判定」という。）を知事が第5条の規定により行う必要があるものとして^②規則で定めるもの（法第二種事業及び法対象事業を除く。）をいう。

【施行規則】

（第二種事業）

第3条 条例第2条第3項の規則で定める事業は、別表第一の第4欄に掲げる要件に該

当する一の事業とする。ただし、当該事業が^①同表の1の項から5の項まで、9の項、11の項から14の項まで又は16の項の第4欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、^②対象公有水面埋立て等を伴うものであるときは、^③対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。

趣旨

条例第2条第3項は、第二種事業について規定している。第二種事業は、条例第2条第2項各号に掲げる事業の種類のうち第一種事業に満たない規模を有するものであって、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかについて、条例第5条に規定する手続により個別に判定する必要があるものとして規則で定めるものをいう。

解説

① 「第一種事業に満たない規模を有するもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定」

事業者にとっては、条例の対象となる事業があらかじめ定められていることが望ましいが、事業の環境影響は、個別の事業により、また、事業の行われている地域によって異なることから、個別判断の余地を残すことが必要である。したがって、条例においては、規模要件によって必ず環境影響評価その他の手続を実施すべき事業を第一種事業として定めるとともに、その規模を下回る事業についても一定規模以上のものは、事業の内容、事業が実施される地域の環境の状況等によって条例による環境影響評価その他の手続を実施するか否かを個別の事業ごとに判断（スクリーニング）することとしたものである。

なお、第二種事業とは当該判定を受ける前の事業を指しており、一旦判定を受けた場合には、対象事業となるか、対象事業でも第二種事業でもないものとなるかのいずれかであり、判定後においては第二種事業という概念は存在しない。

② 「規則で定めるもの」（＝規則第3条）

条例第2条第3項の規則で定める事業、すなわち第二種事業は、別表第一の第4欄に掲げる要件に該当する一の事業とされている。

②-1 「同表の1の項から5の項まで、9の項、11の項から14の項まで又は16の項の第4欄に掲げる要件のいずれかに該当」

②-2 「対象公有水面埋立て等」

②-3 「対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。」

いずれも、規則第2条と同趣旨であり、そちらの解説を参照されたい。

第2条（つづき）

4 この条例において「対象事業」とは、第一種事業又は^①第5条第3項第1号（第35条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の措置がとられた第二種事業（^②第5条第4項（第35条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第25条第2項（第36条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する第5条第3項第2号の措置がとられたものを除く。）をいう。

趣旨

条例第6条（方法書の作成）以下に定められる環境影響評価その他の手続を経ることが義務づけられる事業を対象事業として定義するものである。

解説

① 「第5条第3項第1号（第35条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の措置」

条例第5条第3項第1号の措置とは、スクリーニングの判定の結果、この条例による環境影響評価その他の手続をとるべきことを通知することを指す。なお、かつて書きは、都市計画に係る特例において読み替えて適用される条項について、入念的に明らかにされたものである。

② 「（第5条第4項（第35条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第25条第2項（第36条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する第5条第3項第2号の措置がとられたものを除く。）」

第二種事業については、事業規模や位置の変更による再度判定を受ける場合があり、その判定の結果、条例第5条第4項又は第25条第2項において準用する条例第5条第3項第2号の措置がとられたものについては、本条例の義務は解除されるため、その旨を明らかにしたものである。

第2条（つづき）

5 この条例（^①次条を除く。）において「事業者」とは、対象事業を^②実施しようとする者（^③委託に係る対象事業にあっては、その委託をしようとする者）をいう。

趣旨

条例第5条第4項で定義される「対象事業」を実施しようとする者を、本条例におい

て「事業者」という。したがって、事業者は、条例第6条以降の規定に基づき、方法書の作成から評価書の公告・縦覧等の環境影響評価その他の手続を行わなければならない。

解説

① 「（次条を除く。）」

本項で定義された「事業者」は、条例第6条以降の規定に基づき環境影響評価その他の手続を行う義務を有することとなるが、条例第3条（県等の責務）においては、より一般的な意味合いで「事業者」の用語を用いているため、このかっこ書きを規定したものである。

② 「実施しようとする」

本項で定義された「事業者」は、あくまで対象事業を実施しようとする者であり、「事業を実施している者」は含まれない。条例第30条において、「対象事業を実施し、又は実施しようとする者」は「事業者等」と定義されている。

③ 「委託に係る対象事業にあっては、その委託をしようとする者」

委託とは、法律行為又は事実行為をすることを他人又は他の機関に依頼することをいい、事業実施に当たっての工事の請負の場合はこれに該当しない。

この規定は、事業者が重複する場合、例えば、地方公共団体が補助金の交付を受けて対象事業を行おうとする場合において、当該対象事業の実施を特殊法人に委託するような場合には、公団等は自らの名において当該対象事業を実施することになり、このような場合には当該地方公共団体と特殊法人の両者が事業者たりうることとなるが、このような場合、当該対象事業の内容等について最終的な意思決定の権限は委託する側にあることから、委託する側を本法の事業者とするものである。

（県等の責務）

第3条 県、事業者及び県民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による^①環境への負荷を^②できる限り回避し、又は低減すること^③その他の環境の保全についての配慮が適正になされるように^④それぞれの立場で努めなければならない。

趣旨

本条は、環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、この環境影響評価の重要性を県、事業者及び県民という関係者すべてが深く認識して、手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施に際し環境の保全についての適正な配慮がなされるという本条例の目的の遂行に、それぞれの立場において努めなければならないこ

とを規定したものである。

解説

① 「環境への負荷」

「環境への負荷」は、環境基本法において「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」と定義されている。つまり、「環境への負荷」とは、蓄積・累積等を経て、あるいは直接に、公害などの「環境の保全上の支障」の原因となるおそれのある人為的な環境影響について、それが「加えられる」時点で捉えるものである。たとえば、温室効果ガスの排出は地球の温暖化の原因となる「環境への負荷」であり、温室効果ガスの排出量が環境への負荷の量となる。また、「環境への負荷」には、物質の排出に係る負荷のみならず、自然環境の改変に係る負荷も含まれている。この場合、改変量が大きいほど、環境への負荷は大きくなる。

② 「できる限り回避し、又は低減すること」

環境保全対策を講じることにより汚染物質の排出を少なくするなど環境への負荷を最小化する行動について「低減」といい、環境への負荷の事業の実施予定地の変更等により環境への負荷が0になる場合は特に「回避」と呼んだものである。

③ 「その他の環境の保全についての配慮」

環境への負荷の回避、低減のみならず、緑化の促進など良好な環境の確保、汚染土壤の回復など既に損なわれている環境の回復などを行うことが含まれる。

④ 「それぞれの立場」

具体的には、それぞれの立場に応じて、以下のような役割が想定される。

(1) 県の役割

県の環境影響評価制度の適切な管理・運営を行うことのほか、環境影響評価の結果を施策に的確に反映すること、環境影響評価に関する情報の収集・整理・提供など環境影響評価を支える基盤の整備に努めること等の役割が想定される。

(2) 事業者の役割

制度の趣旨に即してできる限り早い段階から事業に関する情報を提供しつつ有益な環境情報を幅広く収集して環境影響評価を適切に実施すること、環境影響評価に基づき自主的かつ積極的に環境の保全に適正な配慮を払い、自らの事業に係る環境影響をできる限り回避し低減すること等の役割が想定される。

(3) 県民の役割

環境影響評価の趣旨に即して、環境影響評価の過程において適正に環境の保全の見地からの意見を述べること、環境影響評価制度の適正な運用に関する施策に協力すること等の役割が想定される。

参考

本条例制定当初は、「県等の責務」には市町村も含まれていたが、地方分権の推進の観点から「市町村」が除かれたところである（平成12年条例一部改正）。

しかし、市町も地域の環境保全に責任を有する立場にあることから、環境影響評価の重要性に鑑み、その手続の各段階で適切な意見を述べることのほか、地域の環境の状況に関する情報を収集・整理し、事業者、地域住民等に提供すること、県の環境影響評価制度に基づく手續が円滑に進むよう事業者等の求めに応じて必要な協力をを行うことなどが期待される。

第2章 技術指針

第4条 知事は、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価が適切に行われるために必要な指針（以下「技術指針」という。）を策定しなければならない。

2 技術指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 ① 1又は2以上の第一種事業又は第二種事業（以下「第一種事業等」という。）の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する事項
- 二 ② 環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定に関する事項
- 三 ③ 環境の保全のための措置に関する事項

3 知事は、技術指針を策定しようとするときは、あらかじめ、④山口県環境影響評価技術審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 知事は、技術指針を策定したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

5 技術指針については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

6 第3項及び第4項の規定は、技術指針の改定について準用する。

趣旨

環境影響評価が適切に行われるようにするため、第一種事業又は第二種事業の計画段階における環境配慮及び環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定に関する事項、環境の保全のための措置に関する事項について、既に得られている科学的知見に基づき技術指針を策定することとしたものである。

技術指針は、平成11年山口県告示第414号として告示されているので、指針の内容についてはそちらを参照されたい。

解説

- ① 1又は2以上の第一種事業又は第二種事業（以下「第一種事業等」という。）の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する事項

具体的には、技術指針第1条の2から第1条の8の規定に基づき、計画段階配慮事項の選定や、計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法が選定されることとなる。

なお、計画段階配慮の対象となる事業は「第一種事業又は第二種事業（第一種事業等）」であり、「対象事業」とは異なる。

② 「環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定に関する事項」

具体的には、技術指針第2条から第7条の規定に基づき、環境影響評価の項目や調査、予測及び評価の手法が選定されることとなる。

③ 「環境の保全のための措置に関する事項」

具体的には、技術指針第8条から第11条の規定に基づき、環境保全措置の検討が行われ、また、事後調査が行われることとなる。

④ 「山口県環境影響評価技術審査会（以下「審査会」という。）」

環境影響評価に関する重要事項についての調査及び審議に関する事務を行うものとして、附属機関の設置に関する条例（昭和28年山口県条例第51号）に基づき設置された審査会を指している。

第3章 方法書の作成前の手続

第1節 配慮書

第4条の2 計画段階配慮事項についての検討

規則第3条の2 条例第4条の2第1項の規則で定める事項

規則第3条の3 位置等に関する複数案の設定

指針第1条の2 位置等に関する複数案の設定

参考 配慮書手続導入の経緯

第4条の3 配慮書の作成等

規則第3条の4 配慮書の記載事項

参考 各種文書の位置づけ

(1)配慮書 (2)方法書 (3)準備書 (4)評価書 (5)措置状況報告書

第4条の4 配慮書の送付等

規則第3条の5 配慮書の公表場所

規則第3条の6 配慮書の公表の方法

規則第3条の7 配慮書の公表期間

第4条の5 配慮書についての知事等の意見

規則第3条の8 配慮書についての知事の意見の提出期間

第4条の6 配慮書についての意見の聴取

規則第3条の9 配慮書についての意見の聴取

規則第3条の10 配慮書についての意見書の記載事項

第4条の7 第一種事業等の廃止等

規則第3条の11 第一種事業等の廃止等の場合の公表

参考 知事が市町長の意見を束ねる理由

(計画段階配慮事項についての検討)

第4条の2 ①第一種事業等を実施しようとする者(委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者。以下同じ。)は、第一種事業等に係る計画の立案の段階において、②当該事業が実施されるべき区域③その他の規則で定める事項を決定するに当たっては、④規則で定めるところにより、計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第一種事業等を実施しようとする者は、⑤計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うこととした旨を知事に書面により通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る第一種事業等が実施

されるべき区域を管轄する市町長に当該通知に係る書面の写しを送付しなければならない。

【施行規則】

(条例第4条の2第1項の規則で定める事項)

第3条の2 条例第4条の2第1項の規則で定める事項は、第一種事業等を実施する区域の位置、第一種事業等の規模又は第一種事業等に係る施設等の構造若しくは配置に関する事項とする。

(位置等に関する複数案の設定)

第3条の3 第一種事業等を実施しようとする者は、条例第4条の2第1項の規定により計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うに当たっては、第一種事業等を実施する区域の位置、第一種事業等の規模又は第一種事業等に係る施設等の構造若しくは配置に関する複数の案を適切に設定するものとし、当該複数の案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

【技術指針】

(位置等に関する複数案の設定)

第1条の2 第一種事業等を実施する区域の位置、第一種事業等の規模又は第一種事業等に係る施設等の構造若しくは配置に関する複数の案（以下「位置等に関する複数案」という。）の設定に当たっては、第一種事業等を実施する区域の位置又は第一種事業等の規模に関する複数の案の設定を優先させるよう努めるものとし、また、第一種事業等の実施に伴う重大な環境影響を回避し、又は低減するために第一種事業等に係る施設等の構造及び配置が重要となる場合があることに留意するものとする。

2 位置等に関する複数案の設定に当たっては、第一種事業等を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合は当該案を含めるよう努めるものとし、当該案を含めない場合はその理由を明らかにするものとする。

趣旨

事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされるためには、事業に関する位置・規模や施設の配置・構造等の計画の立案段階において、環境の保全の見知からの検討を加え、事業に反映していくことが望ましいことから、本条第1項において、第一種事業等を実施しようとする者は、自主的な判断により、配慮書手続を行うことができるものとしたものである。

また、第2項については、第一種事業等を実施しようとする者が配慮書手続を行うこととした場合は、その旨を知事に書面により通知し、知事は、当該通知を受けたときは、当該通知に係る第一種事業等が実施されるべき区域を管轄する市町長に当該通知に係る書面の写しを送付することを規定したものである。

なお、環境面以外の社会面、経済面からの検討をこの手続の中で実施する必要はないが、実施することを妨げるものではないことに留意する必要がある。

参考

配慮書手続導入の経緯

従前の方針書作成以降の環境影響評価手続では、事業の枠組み（事業の大まかな位置・規模等）が既に決定された段階で行うものであったため、事業者が対策の検討や実施について柔軟に対応することが困難な場合があったことを受け、平成25年4月、法に計画段階配慮書手続が導入されたことから、本条例においても導入したものである。

解説

① 「第一種事業等を実施しようとする者」

条例第4条第2項第1号で定義される「第一種事業等」を実施しようとする者を本条例における「第一種事業等を実施しようとする者」という。

したがって、対象事業を実施しようとする者である「事業者」とは定義が異なり、「第二種事業を実施しようとする者」も含まれるものである。

② 「当該事業が実施されるべき区域」

当該事業が実施されるべき区域とは、配慮書を作成する段階で、第一種事業等を実施しようとする者が想定している事業の実施区域を指し、概ねの位置が分かれば足りるものである。調査、予測及び評価によって得られた情報や、外部の意見聴取によって得られた情報によって、区域の精度が上がり、または必要に応じて変更されることを想定しているものである。

③ 「その他の規則で定める事項」（＝規則第3条の2）

第一種事業等を実施する区域の位置、第一種事業等の規模又は第一種事業等に係る施設等の構造若しくは配置に関する事項である。

④ 「規則で定めるところにより」（＝規則第3条の3）

第一種事業等を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うに当たっては、第一種事業等を実施する区域の位置、第一種事業等の規模又は第一種事業等に係る施設等の構造若しくは配置に関する複数の案（以下「位置等に関する複数案」という。）を原則設定するものとし、当該複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとしたものである。

なお、技術指針において、位置等に関する複数案の設定に当たっては、位置・規模の複数案を設定することの方が、重大な環境影響を回避・低減できる余地が大きいと考えられるため、まず、位置・規模に係る複数案を検討し、必要に応じ、配置・構造に係る複数案を検討するものとしている（技術指針第1条の2第1項）。

また、当該事業を実施しない案（ゼロ・オプション）については、他の事業を組み合

わせることで当該事業の目的を達成することにより対象事業を実施しない案を設定することが現実である場合には、複数案に含めるよう努めるものとし、当該案を含めない場合はその理由を明らかにするものとしている（技術指針第1条の2第2項）。

⑤ 「計画段階配慮事項についての検討その他の手続」

本節「配慮書」（第4条の2～第4条の7）のことを指している。

「その他の手続」とは、「計画段階配慮書の作成」、「配慮書の送付等」、「配慮書についての意見の聴取」、「第一種事業等の廃止等」のことを指している。

(配慮書の作成等)

第4条の3 ①前条第1項の規定による通知をした第一種事業等を実施しようとする者（以下「配慮書事業者」という。）は、②計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した③計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。

- 一 配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 ④第一種事業等の目的及び内容
 - 三 ⑤事業実施想定区域及びその周囲の概況
 - 四 ⑥計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
 - 五 ⑦その他規則で定める事項
- 2 ⑧相互に関連する2以上の第一種事業等を実施しようとする場合は、⑨当該配慮書事業者は、これらの第一種事業等について、⑩併せて配慮書を作成することができる。
-

【施行規則】

(配慮書の記載事項)

第3条の4 条例第4条の3第1項第5号の規則で定める事項は、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見の概要とする。

趣旨

配慮書手続の実施については、第一種事業等を実施しようとする者の任意としているが、当該手続を行うこととした場合における、環境保全のための適正な配慮を行うために必要な事項については、本節に規定されたとおりであり、第1項は、配慮書の作成を配慮書手続を実施する旨通知した事業者に義務付けるものである。

配慮書とは、事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、第一種事業等を実施しようとする者が事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について、検討を行い、その結果をまとめた図書であ

る。配慮書手続は、事業の実施による環境影響の程度を位置等の複数案ごとに、計画段階配慮事項ごとに比較整理することにより、事業の実施による重大な環境影響の回避することを目的とする。

また、第2項は、相互に関連する2以上の第一種事業等を実施しようとする場合に、配慮書を併せて作成することができる旨を確認的に規定したものである。

解説

① 「前条第1項の規定による通知をした第一種事業等を実施しようとする者（以下「配慮書事業者」という。）」

第一種事業等を実施しようとする者のうち、配慮書手続を実施する旨通知した者を、本条例において「配慮書事業者」と称するものである。

② 「計画段階配慮事項についての検討」

「計画段階配慮事項」とは、事業の実施が想定される区域における当該事業に係る重大な影響について配慮すべき事項のことであり、方法書手続以降の「環境影響評価項目」に相当するものである。（環境影響評価項目の解説については、45ページ参照）

「計画段階配慮事項についての検討」は、第一種事業等の位置等の検討段階において、計画段階配慮事項の選定及び調査、予測及び評価の結果を取りまとめるこにより行う。

③ 「計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成」

配慮書に記載すべき事項は第1項各号及び規則第3条の4に掲げるとおりであり、記載に当たっての留意事項等は、技術指針解説書のIVの1に示されている。

④ 「第一種事業等の目的及び内容」

「第一種事業等の目的及び内容」のうち、「第一種事業等の内容」には、第一種事業等の種類及び規模、事業実施想定区域、その他事業の基本的諸元を含み、第一種事業等の背景、経緯及び必要性のうち、当該事項に関する部分をできる限り明らかにするよう留意する必要がある。

また、位置等の複数案の内容（設定しない場合はその理由）についても明らかにする必要がある。

⑤ 「事業実施想定区域及びその周囲の概況」

「事業実施想定区域」とは、配慮書を作成する事業計画段階における、配慮書事業者が想定する事業の実施区域を指し、概ねの位置が分かれば足りるものである。計画段階配慮事項の検討や経済性、社会性に係る検討を踏まえ、位置等の複数案から区域が絞られ、または必要に応じて区域の修正がされることを想定しているものである。この項では、「事業実施想定区域の概況」を記載するものであり、「事業実施想定区域」そのものは、「第一種事業等の目的及び内容」として記載されることとなる。

また、「その周囲の概況」とは、当該事業に伴う環境影響の調査、予測、評価を行う方法を決定するに当たって把握することが必要な範囲で記述される。なお、この概況は

文献調査によって把握できる程度のものを想定しており、現地調査を義務付ける趣旨のものではない。

⑥ 「計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの」

計画段階配慮事項の選定は、当該検討に影響を及ぼす第一種事業等の内容及び事業実施想定区域及びその周囲の自然的・社会的状況を把握した上で、当該第一種事業等に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について、客観的かつ科学的に検討することにより行うものとしている（技術指針第1条の3、第1条の4）。

また、計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定は、位置等に関する複数案及び選定された配慮事項（以下「選定事項」という。）ごとに、選定事項の特性及び第一種事業等が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより行うものとしている。なお、配慮書手続は、重大な環境影響の回避、低減を図るために行うものであり、網羅的かつ詳細に行う必要はないため、方法書等より簡易な手法としている。（技術指針第1条の5～第1条の8）

⑦ 「その他規則で定める事項」（＝規則第3条の4）

条例第4条の6の規定により配慮書の案について環境の保全の見地からの意見を聴取した場合における当該意見の概要を指す。この場合、配慮書において、併せて、配慮書事業者の見解及び配慮書の案からの主な変更内容について、記載することに留意する。

⑧ 「相互に関連する2以上の第一種事業等」

考え方は条例第6条第2項の考え方を準ずる。46ページを参考にされたい。

⑨ 「当該配慮書事業者」

「当該配慮書事業者」が複数の場合もあり得る。この場合、連名で配慮書を作成することとなる。

⑩ 「併せて配慮書を作成する。」

併せて配慮書を作成する場合、対象事業種が異なるケースと対象事業種が同一のケースがあるが、それぞれの対象事業について記載すべき内容を合わせて1つの配慮書を作成することができることを示している。

参考

配慮書、方法書、準備書、評価書、措置状況報告書の各種文書の位置づけ

(1) 配慮書

配慮書は、事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について、検討を行い、その結果をまとめた図書である。

配慮書に対しては、地域の環境情報を補完する観点から、意見を有する者及び知事が

配慮書事業者に、環境の保全の見知からの意見を述べる（知事が意見を述べる場合、関係市町長及び学識経験者で構成される環境影響評価技術審査会の意見を勘案する）こととされている。

事業の実施による環境影響の程度を位置等の複数案ごとに、計画段階配慮事項ごとに比較整理することにより、早期段階における環境配慮が可能になる。

また、事業者が調査、予測及び評価を行うに当たって、あらかじめどのような事項が重大な影響を与えるおそれがあるかを把握することにより、早期段階における環境配慮が可能となる。

(2) 方法書

方法書は、「対象事業に係る環境影響評価（調査、予測、評価）を行う方法」の案について、環境の保全の見地からの意見を求めるために作成する文書である。方法書に對しては、地域の環境情報を補完する観点から、意見を有する者及び知事が意見を述べる（知事が意見を述べる場合、関係市町長及び学識経験者で構成される環境影響評価技術審査会の意見を勘案する）こととされている。方法書の作成から各主体の意見の聴取を経て環境影響評価の項目及び手法の選定に至るまでの一連の過程を、項目及び手法を「絞り込む」という意味で「スコーピング」という。

事業者が調査、予測、評価を行うに当たって、あらかじめどのような項目が重要であるかを把握することにより、調査、予測、評価の手戻りを防止し、効率的な環境影響評価を実施することが可能となる。また、方法書手続を導入しない場合、調査すべき項目等についての意見は事業者によって費用と時間をかけた後に述べられることとなり、再度の調査等は事業者にとって大きな負担となるため、結果的に、方法書手続を導入した場合に比べ事業者の自主的な環境の保全の取組が期待できないこととなる。このため、方法書の手續を義務づける必要がある。

(3) 準備書

事業者は、方法書に対する意見を勘案・配意して環境影響評価の項目等を選定し、環境影響評価を実施する。準備書は、この「環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聞くための準備として」作成する文書である。準備書段階においても、地域の環境情報を補完する観点から、意見を有する者及び知事が意見を述べる（知事が意見を述べる場合、関係市町長及び技術審査会の意見を勘案し、必要に応じて公聴会を開催する）こととされている。

地域の環境情報は多種多様であり、事業者が環境影響評価によって入手できる情報には限界がある。また、景観・身近な自然に対する評価など、評価に当たって地域住民による主觀に依存するものも存在する。さらに、環境の保全のための措置が講じられた場合の環境影響を評価するに当たり、地域の環境行政が設定している環境保全目標等との整合を図ることも重要である。このため、準備書の手續を義務づける必要がある。

(4) 評価書

評価書は、外部手續により地域の環境情報を補完しつつ、事業者自らが環境影響評

価を実施した結果をとりまとめた文書である。

環境影響評価の最終的な結果は、これまでの手続に関与した者（意見を有する者及び市町）に周知する必要があり、また、当該事業に係る許認可等の際の配慮の用に供するとともに、事業の実施の際の環境の保全上の配慮の用に供することが、当該事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保する上で必要である。このため、評価書の手続を義務づける必要がある。

(5) 措置状況報告書

事業者は、評価書を公告した後、事業に着手することができることとなる。

着手した事業の実施状況、環境の保全のために講じた措置の状況等を記載した措置状況報告書は、これまでの手続に関与した者（意見を有する者及び市町）に周知する必要があり、また、事後調査の結果等について必要があると認めるときに環境の保全のための措置を講ずるよう求めることは、当該事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保する上で必要である。このため、措置状況報告書の手続を義務づける必要がある。

(配慮書の送付等)

第4条の4 配慮書事業者は、配慮書を作成したときは、速やかに、^①規則で定めるところにより、これを知事及び^②第一種事業等に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に送付するとともに、当該配慮書及び^③これを要約した書類を^④公表しなければならない。

【施行規則】

(配慮書の公表場所)

第3条の5 条例第4条の4の規定により配慮書及びこれを要約した書類を公表する場所は、同条に規定する地域内において、次に掲げる場所のうちから、できる限り一般の参集の便を考慮して定めるものとする。

- 一 配慮書事業者の事務所
- 二 県の保健所
- 三 関係市町の協力が得られた場合にあっては、当該市町の庁舎その他の施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、配慮書事業者が利用できる適切な施設

(配慮書の公表の方法)

第3条の6 条例第4条の4の規定による公表は、前条の場所において行うとともに、次に掲げるインターネットの利用による公表の方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 配慮書事業者のウェブサイトへの掲載
- 二 県のウェブサイトへの掲載
- 三 関係市町の協力が得られた場合にあっては、当該市町のウェブサイトへの掲載

(配慮書の公表期間)

第3条の7 条例第4条の4の規定による公表は、配慮書及びこれを要約した書類の内容

を周知するための相当な期間を定めて行うものとする。

趣旨

本条は、配慮書を知事及び事業の実施により環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に対して配慮書の送付を行う旨及び公表する旨を規定するものである。

なお、方法書又は準備書手続に義務付けられる住民等への意見聴取については、配慮書手続においては環境影響評価法に倣い、配慮書の案又は配慮書についての意見聴取を努力義務として位置付けており（第4条の6）、規則において公告・縦覧について規定している（規則第3条の9）。

解説

① 「規則で定めるところにより」

配慮書及びこれを要約した書類（以下「配慮書等」という。）の公表については、規則第3条の5に定める場所により行うとともに、規則第3条の6の規定によりインターネットにより行うこととなる。

インターネットによる公表は、当該配慮書等の閲覧を希望する者が居住地に関係なく配慮書等の内容を確認できるようにする等、情報アクセスの利便性を向上させることにより、住民等との情報交流の拡充を図ることを目的としている。

また、規則第3条の7の規定により、配慮書及びこれを要約した書類の公表期間は、これらの内容を周知させるための相当な期間を定めて行うものとしており、具体的な期間は規定していないが、方法書等の縦覧期間を考慮し、30日を目安に適当な期間を定めて行う必要がある。

なお、事業計画に対する住民等の理解や環境保全に関する知見の共有・蓄積等の観点から、公表期間後であっても、インターネットを利用した公表を継続することが望まれる。

② 「第一種事業等に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」

当該事業計画により、1又は2以上の位置等の案ごとに事業実施想定区域を含む地域及び科学的知見等に基づき、当該事業の実施により、いずれかの環境要素について影響を受けると認められる地域がこれに該当することとなる。

なお、配慮書の送付の時点では、未だ配慮書事業者によって環境影響評価が行われていないため、環境影響を受ける範囲を判断する情報は十分に収集されていない。このため、配慮書の時点での情報によって考えられる「第一種事業等に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」は、配慮書手続を進めるためのいわば暫定的なものである。

したがって、方法書段階においては、条例7条に基づき、方法書段階での情報を地域

基準に当てはめて、改めて「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」を決め、方法書手続を進めることとしている。

③ 「これを要約した書類」

環境影響評価手続きを円滑にするためには、必ずしも専門的知識を有しない住民等にも内容を分かりやすく周知することが必要であることから、配慮書の内容を要約した書類として、要約書を作成させるものである。具体的にどのような内容とするかは、配慮書の内容をわかりやすく周知するという趣旨を踏まえて、事業者の責任により適切に判断することが求められる。

(配慮書についての知事等の意見)

第4条の5 知事は、^①前条の規定による送付を受けたときは、^②規則で定める期間内に、配慮書事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、^③期間を指定して、配慮書について前条に規定する市町長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第1項の場合において、知事は、配慮書について^④審査会の意見を聴くものとする。

4 第1項の場合において、知事は、^⑤前2項の意見を勘案するものとする。

【施行規則】

(配慮書についての知事の意見の提出期間)

第3条の8 条例第4条の5第1項の規則で定める期間は、60日とする。

趣旨

本条は、知事が配慮書に係る意見を述べる旨を規定したものであり、事業者により勘案されることにより、事業の位置、規模等の決定に反映されることとなる。

解説

① 「前条の規定による送付を受けたとき」

知事の意見提出期間については、民法第140条の規定を準用し、知事が配慮書事業者から送付を受けた日の翌日を起点とする。

なお、住民等への意見聴取を義務付けている方法書手続又は準備書手続においては、

住民等意見の概要書又は住民等意見の概要及び事業者の見解書の送付を受けた日の翌日を知事の意見提出期間の起点としている。

【参照条文】

◎民法（明治29年法律第89号）（抄）

第140条　日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

② 「規則で定める期間内に」（＝規則第3条の8）

規則第3条の8において、配慮書についての知事の意見形成に必要な期間を「60日」と規定している。

環境影響評価法については、主務大臣及び国土交通大臣が定めるべき指針に関する基本的事項^{※1}に基づく廃棄物処分場等の主務省令^{※2}において、60日以上の期間の確保が必要とされていることから、60日でとしている。

※1 基本的事項：環境影響評価の項目や調査、予測及び評価手法等の技術的な根幹として環境大臣が定めるもの

※2 主務省令：基本的事項に基づき、事業別に主務大臣が定めるもの

③ 「期間を指定して」

市町長の意見提出期間については、知事の意見提出期間が遵守でき、かつ、市町における適切な意見形成に必要な期間が確保されるように、知事において適切に指定することとなる。

④ 「審査会の意見」

配慮書に記載されている計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法等、技術的な内容について、環境の保全の見地から、山口県環境影響評価技術審査会の意見を聞くこととした。

⑤ 「前2項の意見を勘案する」

配慮書に対する知事の意見を形成するに当たって、求められる事項を規定しているものである。すなわち、市町長及び審査会の意見を勘案する必要がある。

「勘案」の考え方については、57ページ参照。

（配慮書についての意見の聴取）

第4条の6　配慮書事業者は、^①規則で定めるところにより、^②配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。

【施行規則】

（配慮書についての意見の聴取）

第3条の9 配慮書事業者は、条例第4条の6の規定により意見を求める場合は、配慮書の案又は配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、公告の日の翌日から起算して30日以上の期間を定めて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

- 一 配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 第一種事業等の名称、種類及び規模
- 三 事業実施想定区域
- 四 配慮書の案又は配慮書の縦覧の場所、期間及び時間
- 五 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- 六 次条第1項の意見書の提出期限、提出先その他当該意見書の提出に必要な事項

2 前項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 山口県報への掲載
- 二 関係市町の協力が得られた場合にあっては、当該市町の公報又は広報紙への掲載
- 三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

3 第1項の規定による縦覧については第3条の5の規定を、同項の規定による公表については第3条の6の規定を準用する。

4 配慮書事業者は、意見を求める場合は、その理由を明らかにするものとする。

(配慮書についての意見書の記載事項)

第3条の10 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条第1項の配慮書事業者が定める期間内に、配慮書事業者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書の提出により、これを述べることができる。

- 一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 配慮書の案又は配慮書の名称
- 三 配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見

2 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

趣旨

本条は、配慮書の案又は配慮書について、一般の者の環境の保全の見地からの意見を

求めるように努めなければならない旨を規定したものである。なお、より早期の段階で外部の意見を取り入れ、事業計画に反映させることができることから、可能な限り、配慮書の案について意見を求めるよう努めなければならないものとしている。また、計画の立案を段階的に行う場合にあっては、当該立案の過程において、当該意見を複数回求めるように努めることが望まれる。

なお、配慮書事業者は、意見を求める場合は、その理由を明らかにする必要がある。

解説

① 「規則で定めるところにより」（＝規則第3条の9、第3条の10）

一般の者の意見聴取の方法を規則第3条の9及び第3条の10により規定したものである。

配慮書事業者が住民等の環境の保全の見地からの意見を求める場合は、配慮書の案又は配慮書を作成した旨及び規則第3条の9第1項各号に掲げる事項について公告し、公告の日の翌日から起算して30日以上の期間を定め、同条第2項の規定により縦覧に供する必要がある。また、インターネットによる公表についても併せて行う必要がある。インターネットによる公表の方法は、規則第3条の6の規定を準用することとなる（規則第3条の9）。

この場合、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、配慮書事業者が定める期間内に、第3条の10各号に掲げる事項を記載した意見書の提出により、意見を述べることができるものとした。この規定は、環境影響評価法における廃棄物処分場等の主務省令の規定との整合を図ったものである。

② 「配慮書の案又は配慮書について」

配慮書について一般の者の環境の保全の見地からの意見を求める場合、その意見に対する見解等検討状況を方法書以降に反映させることとなる。また、より早期の段階において配慮書の案について意見を求めた場合は、その意見に対する見解等検討状況を配慮書に反映させることとなる。

（第一種事業等の廃止等）

第4条の7 配慮書事業者は、第4条の4の規定による公表を行ってから第8条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、配慮書の送付を当該配慮書事業者から受けた者にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

- 一 ①第一種事業等を実施しないこととしたとき。
- 二 第4条の3第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。
- 三 第一種事業等の実施を他の者に引き継いだとき。

- 2 前項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が第一種事業等であるときは、同項の規定による公表の日以前に当該引継ぎ前の配慮書事業者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに配慮書事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の配慮書事業者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手續は新たに配慮書事業者となった者について行われたものとみなす。
-

【施行規則】

(第一種事業等の廃止等の場合の公表)

第3条の11 第3条の9第2項の規定は、条例第4条の7第1項の規定による公表について準用する。

- 2 条例第4条の7第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 第一種事業等の名称、種類及び規模
 - 三 条例第4条の7第1項各号のいずれに該当するかの区分
 - 四 条例第4条の7第1項第3号に該当することを理由とする公表にあっては、引継ぎにより新たに配慮書事業者となった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
-
-

趣旨

配慮書事業者が、配慮書の公表を行ってから方法書の公告を行うまでの間において、①第一種事業等を実施しないこととなったとき、②第一種事業の内容を修正した場合において、当該修正後の事業が第一種事業にも第二種事業にも該当しないこととなったとき、または③第一種事業等を他の者に引き継いだときは、これまでの手続に關係した者にその旨を周知する観点から、配慮書を送付した知事及び市町長にその旨を通知とともに、公表することとしたものである。

また、第2項では、第一種事業等の実施を他の配慮書事業者から引き継いで新たに配慮書事業者となった者は、引継ぎ前の配慮書事業者がすでに実施した手続を行わなくともよいこととするものである。

解説

① 「第一種事業等を実施しないこととしたとき」

この条文は、「第一種事業等を実施しないこととなった配慮書事業者」として、制度の対象外となる旨を周知させるための通知・公表を義務付けるものである。

参考

知事が市町長の意見を束ねる理由

知事は、配慮書、方法書、準備書に係る自らの意見形成に際し、関係の市町長の意見を勘案するものとしている。

市町は基礎的自治体であり、その意見は十分尊重しなければならないが、以下の理由により市町長が事業者に直接意見を述べることとはせず、知事が市町長の意見を束ねることとしている。

- ① 本条例の対象となる事業は大規模事業であるため、市町長の意見も地域の環境保全に責任を有する立場から広い視野に立った意見が、また、知事の意見はより広域的な見地からの意見が求められること。
- ② 市町長の意見は事業者にとって相当の重みがあるだけに、関係の市町長それぞれから意見が出されることとすると、事業者側からすればその扱いが困難となるおそれがあり、関係の市町長の総意としての意見のとりまとめを知事が行うことが本条例の円滑な運用に資すること。

第2節 第二種事業に係る判定

第5条 第二種事業に係る判定

趣旨

- 1 判定手続を設ける理由
- 2 判定手続の仕組み
 - (1) 届出の内容について
 - (2) 市町長の意見聴取
 - (3) 判定結果の通知
 - (4) 再度判定を求める届出
 - (5) 実施制限
 - (6) 判定を経ずして方法書手続に進める仕組み
 - (7) 判定の基準

規則第4条 第二種事業の実施の届出に係る添付書類

規則第5条 第二種事業の判定の基準

第5条 ^①第二種事業を実施しようとする者は、^②規則で定めるところにより、その氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに第二種事業の種類及び規模、^③第二種事業が実施されるべき区域その他第二種事業の概要を知事に書面により届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出に係る第二種事業が実施されるべき区域を管轄する市町に当該届出に係る書面の写しを送付し、^④30日以上の期間を指定して^⑤この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が^⑥行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めなければならない。

3 知事は、前項の規定による市町長の意見が述べられたときはこれを勘案して、^⑦規則で定めるところにより、第1項の規定による^⑧届出の日から起算して60日以内に、当該届出に係る第二種事業についての判定を行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは第1号の措置を、^⑨おそれがないと認めるときは第2号の措置をとらなければならない。

- 一 この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨及びその理由を、書面をもって、当該届出をした者及び前項の市町長に通知すること。
- 二 この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がない旨及びその理由を、書面をもって、当該届出をした者及び前項の市町長に通知すること。

4 第1項の規定による^⑩届出をした者で前項第1号の措置がとられたものが^⑪当該第二

種事業の規模又はその実施されるべき区域を変更して当該事業を実施しようとする場合において、当該^⑩変更後の当該事業が第二種事業に該当するときは、その者は、当該変更後の当該事業について、第1項の規定による^⑪届出をすることができる。この場合において、前2項の規定は、当該届出について準用する。

- 5 第二種事業（対象事業に該当するものを除く。）を実施しようとする者は、第3項第2号（^⑫前項及び第25条第2項において準用する場合を含む。）の措置がとられるまでは、当該第二種事業を実施してはならない。

この場合において、当該第二種事業を実施しようとする者は、この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続を行うことができる。
 - 6 第二種事業を実施しようとする者は、第1項の規定にかかわらず、判定を受けることなくこの条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続を行うことができる。
 - 7 知事は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る第二種事業が実施されるべき区域を管轄する市町長に当該通知に係る書面の写しを送付しなければならない。
 - 8 第6項の規定による通知に係る第二種事業は、当該通知の時に第3項第1号の措置がとられたものとみなす。
-

【施行規則】

（第二種事業の実施の届出に係る添付書類）

第4条 条例第5条第1項の書面には、第二種事業が実施されるべき区域を明らかにした位置図を添えなければならない。

（第二種事業の判定の基準）

第5条 知事は、条例第5条第3項に規定する判定を行う場合において、第二種事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

- 一 環境に及ぼす影響が大きい技術、工法その他の事業の内容により、同種の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとなる可能性が高いものであること。
- 二 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる施設、地域その他の対象が存在し、又は存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、当該第二種事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境の構成要素（以下「環境要素」という。）

に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

- イ 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他
の汚染物質が滞留しやすい地域
- ロ 学校、病院、住居が集合している地域、水道原水の取水地点その他の人の健康
の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域
- ハ 人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地若しく
は生育地又は次に掲げる重要な環境要素が存在する地域
 - (1) 自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等であって人為的な改変
をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難であるぜい
弱な自然環境
 - (2) 里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。）並びに氾濫
原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少又
は劣化しつつあるもの
 - (3) 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防
止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境
 - (4) 都市において現に残存する樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等を
含む。）及び水辺地等であって地域を特徴づける重要な自然環境
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境影響を受けやす
いと認められる対象

三 第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる一定の環境要素に係
る環境の保全を目的として法令又は条例（以下「法令等」という。）により指定さ
れた地域その他の対象が存在し、かつ、当該第二種事業の内容が当該環境要素に係
る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

- イ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第5条の2第1項の指定地域
- ロ瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第2条第1項に規定する
瀬戸内海
- ハ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園の区域
- ニ 山口県自然環境保全条例（昭和49年山口県条例第4号）第15条第1項に規定する
緑地環境保全地域の区域
- ホ 山口県自然海浜保全地区条例（昭和56年山口県条例第23号）第2条第一項に規
定する自然海浜保全地区の区域
- ヘ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項
に規定する鳥獣保護区の区域
- ト 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項に規定する名勝（庭園、
公園、橋りょう及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしているもの
に限る。）又は天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されてい
る場合における当該種の個体を除く。）
- チ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第21項に規定する風致地区の区域

リ イからチまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象であると認められるもの

四 地域の自然的・社会的情況に関する入手可能な知見により、第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる地域が存在すると判断され、かつ、当該第二種事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

イ 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定により定められた環境上の条件についての基準であって、大気の汚染（二酸化窒素、二酸化硫黄又は浮遊粒子状物質に関するものに限る。）、水質の汚濁（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全燐に関するものに限る。）又は騒音に係るもののが確保されていない地域

- ロ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第17条第1項の限度を超えている地域
- ハ 振動規制法（昭和51年法律第64号）第16条第1項の限度を超えている地域
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域

2 第二種事業が前項各号に掲げる要件のいずれにも該当しない場合において、当該第二種事業が他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、当該第二種事業及び当該同種の事業が総体として、別表第一の第3欄に掲げる要件に該当する第一種事業に相当する規模を有するものとなるとき又は同項第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかに該当することとなるときは、同項の規定にかかわらず、当該第二種事業は環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

趣旨

本条は、第二種事業について、方法書の作成以降の手続を要するかどうかを判定する手続を定めるものである。第二種事業については、本条の手続を行うまでは、第5項の規定により実施制限がかけられている。

1 判定手続を設ける理由

事業者にとって、条例の対象となる事業があらかじめ定められていることが望ましいが、事業の環境影響は、個別の事業により、また、事業の行われている地域によって異なることから、個別判断の余地を残すことが必要である。したがって、条例においては、規模要件によって必ず環境影響評価その他の手続を実施すべき事業を第一種事業として定めるとともに、その規模を下回る事業についても一定規模以上のものは、事業の内容、事業が実施される地域の環境の状況等によって条例による環境影響評価その他の手続を実施するか否かを個別の事業ごとに判定することとしたものである。この判定の仕組みは、事業を「ふるいにかける」という意味で「スクリーニング」

と呼ばれる。なお、環境影響評価制度の継続性を確保する観点から、概ね、従来の要綱の調査事業が第二種事業）に設定されている。

また、第二種事業とは当該判定を受ける前の事業を指しており、一旦判定を受けた場合には、対象事業となるか、対象事業でも第二種事業でもないものとなるかのいずれかであり、判定後においては第二種事業という概念は存在しない。

2 判定手続の仕組み

第二種事業を実施しようとする者は、第二種事業の概要を知事に届け出なければならぬものとし、知事は、事業実施地域を管轄する市町長の意見を聴いて、規則で定める基準にしたがい、60日以内に方法書作成以降の手続の要否を判定し、その結果を事業者に通知する仕組みとしている。

(1) 届出の内容について（第1項）

判定を行う段階では事業の諸元が固まっていないことを想定しているが、本手続が環境影響評価その他の手続を実施する必要があるか否かを個別の事業ごとに判定するものであることから、規則第5条の判定の基準に基づく判断を行うに足りる内容、すなわち事業の種類及び規模と事業が実施されるべき区域などの事業の概要について事業者に届出を求ることとしている。

(2) 市町長の意見聴取について（第2項）

判定は、前述のとおり、事業特性と地域特性から環境影響評価手続の要否を判断するものである。市町は地域の環境の保全に責任を有し、また、地域の環境情報について十分な知見を有しているため、事業実施区域を管轄する市町長に対し、環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めることとしたものである。

(3) 判定結果の通知について（第3項）

知事は、規則第5条の基準に基づき判定を行い、その結果を理由とともに事業者及び市町長に通知することとしている。なお、当該判定は、行政不服審査法上の処分に該当するものである。

ア 第3項第1号の通知の法的性格について

第3項第1号の通知は、行政手続法上の不利益処分に当たるものであり、当該通知を行うに当たっては、あらかじめ同法の規定による弁明の機会の付与が必要となる。また、行政不服審査法上の処分にも当たるものであり、同法の規定による審査請求または異議申立てを、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にすることとなる。

イ 第3項第2号の通知の法的性格について

第3項第2号の通知は、法の手続を行うことを要しないという事業者に対する利益付与的な行政行為であり、行政不服審査法における処分に当たるものとの不服申立

がなされることは想定し難く、また、行政手続法における不利益処分ではない。

(4) 再度判定を求める届出について（第4項）

事業実施区域に環境保全上非常に重要な地域があることを理由に第3項第1号の通知がなされた事業について事業規模や事業実施区域を変更する場合のように、事業内容を見直すことにより、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがなくなる場合がある。このような環境影響の程度を軽減する事業規模の縮小や事業実施区域の変更を行う事業者については、事業者の時間的・経済的利益に配意し、方法書手続を行う以前に、再度判定の機会を与えることとしている。

(5) 実施制限について（第5項）

環境影響の程度が著しいものとなる可能性のある事業について、方法書以降の手続を要するかどうかの判定がなされる前に環境を改変する行為が行われては、事業の実施に当たりあらかじめ環境影響を評価し、必要な対策を講じることにより著しい環境悪化を防止しようという環境影響評価制度の趣旨が損なわれてしまう。このため、第二種事業について、判定結果の通知がなされるまでは、事業を実施してはならないこととしている。

第3項第1号の通知がなされれば、事業者には第27条第1項の規定による対象事業に対する実施制限がかかり、第3項第2号の通知がなされれば、事業者は事業を実施してよいこととなる。

(6) 判定を経ずして方法書手続に進める仕組みについて（第6項～第8項）

第6項においては、判定を受けることなく方法書以降の手続を行うことができるとしている。これは、第二種事業を実施しようとする者で条例の手続を進んで行う意思を有する事業者については、山口県環境基本条例にある事業者の責務にかなうものであり、そのような事業者の意思を尊重することが、環境悪化を防止するだけでなく、持続可能な社会づくりを進めていく上で、より適切と考えられることによるものである。

また、これにより、事業者は判定手続を受けるより60日早く方法書の手続を開始できることとなる。

(7) 判定の基準について

判定の基準は、規則第5条に明らかにされている。

解説

① 「第二種事業を実施しようとする者」

「事業者」とは、条例第2条第5項により、対象事業を実施しようとする者とされているため、事業が対象事業であるかどうかを判定する段階にあるスクリーニングの手続を受ける主体は、「事業者」ではなく「第二種事業を実施しようとする者」としている。

② 「規則で定めるところにより」（＝規則第4条）

条例第5条第1項の規定に基づく届出に係る書面には、第二種事業が実施されるべき区域を明らかにした位置図を添付することとしている。

③ 「第二種事業が実施されるべき区域」

届出の段階で、事業者として、事業が実施されるべきと考えている区域の意であり、その後の手続の中で得られた環境情報に基づいて区域に修正が行われ、あるいは区域の幅を狭めていくことが想定されている段階のものである。

④ 「30日以上の期間を指定して」

スクリーニングの判定については、詳細なデータ解析等は要さないものの、判定基準に基づき、事業の概要、地域の環境情報、類似例の有無等を総合的に勘案して行政機関としての意思形成をしなければならないことから、県及び市町それぞれの判断に要する期間を1か月としたものである。この規定により、市町長は、少なくとも30日間の検討期間を与えられることとなる。

⑤ 「この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続」

方法書の作成から事業着手後の手続に至る一連の手続を指す。

「この条例の規定による」の語は「環境影響評価その他の手続」を修飾しており、「その他の手続」に、他法令による手続など、この条例以外の手続が入り込むことはない。この条例において「環境影響評価」は、事業者の内部行為として定義されているところであり（条例第2条第1項の解説参照）、「その他の手続」とは、送付、公告、縦覧等の手続を指すところである。

⑥ 「行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由」

市町長は、規則第5条によって定められる判定基準に照らして、当該判定基準に該当するか否かを検討し、○○との理由で判定基準に該当するためこの条例の規定による手続が行われる必要がある等の意見を述べることとなる。

なお、条例第43条第1項の規定に基づき法第二種事業について意見を述べる場合は、環境影響評価法の規定に基づき定められた主務省令に照らして検討することとなるものである。この場合、法の規定に基づく判定基準には該当しないとして、法による環境影響評価は不要との意見を提出する一方、地域の環境保全の観点から条例による環境影響評価を行わせるとの判断をすることは可能である。

⑦ 「規則で定めるところにより」（＝規則第5条）

判定基準は、規則第5条に定められている。

⑧ 「届出の日から起算して60日以内に」

知事は、市町長の検討期間（少なくとも30日間）を含めて、届出の日から起算して60日以内に判定を行い、第3項第1号又は第2号の措置をとらなければならない。

⑨ 「おそれがないと認めるとき」

この条例において環境影響評価その他の手続を行わせることが必要な程度に環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないと認めるという趣旨であり、他の国、県等の施策において事前の環境保全上の配慮を求める必要がないことを認めるという趣旨ではない。

⑩ 「届出をした者で前項第1号の措置がとられたもの」

第4項の規定は、第3項第1号の措置（この条例による手続が必要である旨の通知）を受けてから、方法書を作成する前に、第二種事業の規模又は実施されるべき区域を変更する場合に適用される。この条例による手続が必要である旨の通知に示された理由を勘案して、環境影響を低減させるよう区域等を変更した場合には、再度、判定を受けられるようにしたのである。

なお、第2項以降における「届出」という用語には、第1項後段の規定による書面の作成が含まれている。

⑪ 「当該第二種事業の規模又はその実施されるべき区域を変更して当該事業を実施しようとする場合」

第1項において届出事項とされている「第二種事業の規模」、「第二種事業が実施されるべき区域」を変更しようとする場合にこの規定が適用されるという意である。

⑫ 「変更後の当該事業が第二種事業に該当するとき」

規模を変更した事業であって、第二種事業の規模要件未満の規模になった事業は、そもそも再度判定を受けるまでもなく、本制度の対象外となる。なお、方法書以降の手続が進行している場合に、第二種事業の規模要件未満の規模になった場合は、混乱を防止するために、条例第26条第1項において、関係者への通知や公告を行うべき旨を定めているが、方法書作成前における段階で第二種事業未満の規模になった場合は、このような義務を定めていない。

また、変更後の当該事業が第一種事業になった場合は、義務的に方法書作成に入ることとなる。

⑬ 「届出をすることができる」

第3項第1号の措置をとられた者には、対象事業としての手続を進行させるか、あるいは、第3項第2号の措置を受けるべく、事業内容を変更した上で再度届出を行うかという二つの選択肢があることとなる。

「届出をすることができる」と、義務づけではなく、「できる規定」としているのは、第3項第1号の措置をとられた者は、事業内容を変更した場合にあっても、対象事業としての手続を進行させることができることが原則となっているため、事業内容を変更してもなお環境影響評価手続を行おうとする事業者に届出を行わせる必要はないからである。また、第3項第1号の措置をとられた者であって、事業内容を変更した上で環境影響評価手続を行おうとする者は、第6項の通知を行う必要はない。

⑭ 「(前項及び第25条第2項において準用する場合を含む。)」

前項において準用する場合とは、方法書を作成する前に事業内容を変更して再度判定を受ける場合であり、条例第25条第2項において準用する場合とは、方法書の公告後、評価書の公告前に、事業内容を変更して再度判定を受ける場合である。つまり、事業内容を変更して第二種事業となる場合には、対象事業として手続を終了させる場合を除き、変更後の事業について第3項第2号の措置が講じられない限り、第二種事業を実施してはならないこととなる。

第4章 方法書

第6条 方法書の作成

規則第5条の2 方法書の記載事項
指針第12条 方法書の作成

第7条 方法書等の送付

規則第6条 環境影響を受ける範囲

第8条 方法書についての公告及び縦覧

規則第7条 公告の方法
規則第8条 縦覧場所
規則第9条 公告する事項

第8条の2 説明会の開催

規則第9条の3 方法書説明会の開催の日時及び場所
規則第9条の4 方法書説明会の開催の公告
規則第9条の5 責めに帰することができない事由

第9条 方法書についての意見書の提出

規則第10条 意見書の記載事項

第10条 方法書についての意見の概要の送付

第11条 方法書についての知事等の意見

規則第11条 知事意見の提出期間
参考 「勘案」と「配意」

(方法書の作成)

第6条 事業者は、^①配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第4条の5第1項の意見が述べられたときはこれを勘案して、第4条の2第1項の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定し、対象事業に係る^②環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、次に掲げる事項（配慮書を作成していない場合においては、第4号から第6号までに掲げる事項を除く。）を記載した^③環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 ^④対象事業の目的及び内容

- 三 ⑤対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及びその周囲の概況
- 四 ⑥第4条の3第1項第4号に掲げる事項
- 五 ⑦第4条の5第1項の意見
- 六 ⑧前号の意見についての事業者の見解
- 七 対象事業に係る⑨環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（⑩当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目）
- 八 ⑪その他規則で定める事項

2 ⑫相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合は、⑬当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、⑭併せて方法書を作成することができる。

【施行規則】

（方法書の記載事項）

第5条の2 条例第6条第1項第8号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見の概要
- 二 前号の意見についての配慮書事業者の見解
- 三 条例第4条の2第1項の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

【技術指針】

（方法書の作成）

第12条 条例第6条第1項第2号に掲げる事項のうち対象事業の内容に係る記載は、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

- 一 対象事業の種類及び規模
 - 二 対象事業実施区域
 - 三 前2号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの
- 2 前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、対象事業の背景、経緯及び必要性のうち当該事項に関する部分をできる限り明らかにするものとする。
- 3 条例第6条第1項第3号に掲げる事項の記載は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を第2条第1項第2号の規定の例により区分して行うものとする。
- 4 第1項第2号及び前項に規定する事項について把握した結果の記載に当たっては、

その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。

5 条例第6条第1項第4号に掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由を明らかにするものとする。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって専門家等の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

6 条例第6条第2項の規定により2以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合にあっては、方法書にその旨を明らかにするものとする。

趣旨

第1項は、方法書の作成を事業者に義務づけるものである。方法書においては、どのような点に着目して環境影響評価を行うか（環境影響評価の項目）という点について事業者の考え方を明らかにすることを必須の事項とし、具体的にどのような手法で調査、予測、評価を行うかという点については、事業者が既に案を決定している場合に記載させることとした。なお、配慮書手続を行っている場合、方法書の作成に当たっては、配慮書の内容を踏まえるとともに、知事意見を勘案する必要がある。

また、第2項は、相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合に、方法書を併せて作成することができる旨を確認的に規定したものである。

解説

① 「配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第4条の5第1項の意見が述べられたときはこれを勘案して」

方法書等の環境影響評価手続を効率的かつ合理的に行うため、計画段階配慮の結果や意見等を活用・反映することとしている。主に以下の事項について活用されることが考えられる。なお、「勘案」の考え方については、57ページ参考を参照。

○事業計画の説明への活用

方法書に記述する事業計画は、配慮書を作成した後、社会面、経済面からも検討された結果となっていることが想定され、必ずしも計画段階配慮において検討された環境面で最も優れた案が採用されるとは限らず、また、配慮書における複数案のいずれとも異なる計画案となっている場合も考えられる。このため、事業計画について一連の環境面の検討経緯が分かるようにすることが必要である。

○スコーピングへの活用

スコーピングにおいて、配慮書における評価結果を項目選定に活用する。また、重大な環境影響が予測される項目、不確実性が大きいと判断された項目については、重点的に調査・予測の手法を決定する等、メリハリのある環境影響評価の実施につなげることが望ましい。

○調査結果（データ）の活用

計画段階配慮において収集・整理した既存資料及び現地調査結果を環境影響評価の調査及び予測において活用する。これにより環境影響評価における調査、予測、評価が高度化・効率化されるという効果も期待される。ただし、計画段階配慮と環境影響評価の調査範囲は事業の段階により異なるため、留意する必要がある。

○予測結果の活用

計画段階配慮で比較的詳細な予測を行っている場合は、それらの予測条件等を継承する、又は更新し、環境影響評価の予測に活用することが可能である。これにより、環境影響評価における調査、予測、評価が高度化・効率化される効果も期待される。

○環境影響の回避・低減の説明への活用

環境影響評価の段階での環境保全措置の検討に当たり、計画段階配慮からの複数案の検討による環境影響の回避・低減の効果を示すことが必要である。

② 「環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）」

環境影響評価を行う方法としては、環境の構成要素ごとの調査、予測、評価に係る方法のほか、環境の保全のための措置の検討の方法及び総合的な評価の方法が含まれるが、方法書においては、調査、予測及び評価に係る方法について扱うこととしたものである。

これは、方法書の手続は、調査等において何を重点的に行うべきかについて事業者が判断する際に外部の情報を取り入れることにより、調査等の手戻りを防止し、効率的でメリハリの効いた調査等を実施するための手續であるため、調査、予測及び評価の方法に絞って方法書で取り扱うこととしたものである。なお、環境の保全のための措置については、調査、予測、評価を行う過程で検討されるものであり、総合的な評価の結果とともに、準備書において明らかにされることとなる。

③ 「環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成」

方法書に記載すべき事項は第1項各号に掲げるとおりであり、記載に当たっての留意事項等は、技術指針第12条に示されている。

④ 「対象事業の目的及び内容」

「対象事業の目的及び内容」のうち「対象事業の内容」には、対象事業の種類及び規模、対象事業実施区域、その他事業の基本的諸元が含まれる（技術指針第12条第1項参照）。

⑤ 「対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及びその周

周の概況」

対象事業が実施されるべき区域とは、方法書を作成する段階で、事業者が想定している事業の実施区域を指し、概ねの位置がわかれれば足りるものである。調査、予測及び評価によって得られた情報や、外部の意見聴取によって得られた情報によって、区域の精度が上がり、または必要に応じて変更されることを想定しているものである。この項では、「対象事業が実施されるべき区域の概況」を記載するものであり、「対象事業が実施されるべき区域」そのものは、「対象事業の目的及び内容」として記載されることとなる。

また、「その周囲の概況」とは、当該事業に伴う環境影響の調査、予測、評価を行う方法を決定するに当たって把握することが必要な範囲で記述されるものである。なお、この概況は文献調査によって把握できる程度のものを想定しており、現地調査を義務づける趣旨のものではない。

⑥ 「第4条の3第1項第4号に掲げる事項」

配慮書手続を行っている場合、計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたものを記載する。

⑦ 第4条の5第1項の意見

配慮書手続を行っている場合、配慮書に対して述べられた知事意見を記載する。意見が述べられなかつたときはその旨を記載することとなる。

⑧ 前号の意見についての事業者の見解

⑦の知事意見に対する事業者の見解を記載する。

⑨ 「環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」

環境影響評価の項目とは、環境影響評価の定義中、「環境の構成要素に係る項目」を指す。各項目は、環境への影響を及ぼす事業の要因と、影響を受ける環境の要素の組み合わせからなり、たとえば、「完成後の道路を自動車が走行すること」という影響要因による、「二酸化炭素による大気の汚染」という環境要素への影響が項目となる。

調査、予測及び評価は、選定された項目について結果として行われるものであるため、調査、予測及び評価の項目ではなく、環境影響評価の項目と規定したところである。一方、調査、予測及び評価の手法は、調査の手法、予測の手法、評価の手法のそれぞれを指す。

⑩ 「(当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目)」

当該手法が決定されていない場合とは、方法書を作成する段階で事業者として調査、予測、評価の手法を決めていない場合を指す。この場合にあっては、少なくとも、環境影響評価の項目は記載すべきことを示している。事業内容をある程度固めた後でないと調査地点等を示すことは困難であり、これらを必須の記載事項とすることは、方法書手続の開始の時点が実態的に遅くなってしまうこととなるため、これらは任意の記載事項

としたものである。ただし、事業種によっては、事業計画の早い段階からある程度の記載が可能な事業もあり、事業者の判断によって、具体的な調査、予測及び評価の手法を記載することもできることとしている。

⑪ 「その他規則で定める事項」

規則第5条の2において、①配慮書又は配慮書について住民等の環境の保全の見地からの意見を求めた場合にあっては当該意見の概要、②①の意見についての配慮書事業者の見解、③事業が実施されるべき区域を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容を記載することが規定されている。

⑫ 「相互に関連する2以上の対象事業」

相互に関連するかどうかは事業者によって判断される事項であり、特段の基準が示されるものではない。たとえば、空港とその取り付け道路、道路と鉄道が併設される架橋などが、相互に関連する2以上の対象事業となりうる。

⑬ 「当該対象事業に係る事業者」

「当該対象事業に係る事業者」が複数の場合もあり得る。この場合、連名で方法書を作成することとなる。

⑭ 「併せて方法書を作成する」

併せて方法書を作成する場合、対象事業種が異なるケースと対象事業種が同一のケースがあるが、それぞれの対象事業について記載すべき内容を合わせて1つの方法書を作成することができることを示している。

(方法書等の送付)

第7条 事業者は、方法書を作成したときは、^①規則で定めるところにより、知事及び^②対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に対し、方法書及び^③これを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

【施行規則】

(環境影響を受ける範囲であると認められる地域)

第6条 条例第7条の地域は、対象事業実施区域及び既に入手している情報によって1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

趣旨

本条は、知事及び事業の実施により環境影響を受ける地域を管轄する市町長に対し方

法書の送付を行う旨を規定するものである。

この場合、事業者が方法書を送付しなければならない市町の範囲は、規則で定める基準により当該事業の実施により環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町である。

解説

① 「規則で定めるところにより」

規則第6条において、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定に関する基準が示されており、その地域は、対象事業実施区域及び既に入手している情報によって1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とされている。

なお、この地域基準は、準備書の送付（条例第15条）の際にも用いられるものである。

② 「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」

方法書の送付の時点では、未だ事業者によって環境影響評価が行われていないため、規則で定める地域基準にあてはめるべき情報が十分に収集されていない。このため、方法書の時点での情報を地域基準にあてはめて得られる「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」は、方法書手続を進めるためのいわば暫定的なものである。条例第15条において、準備書段階での情報を地域基準にあてはめて、改めて「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」を決め、これを「関係地域」と呼ぶこととしている。

③ 「これを要約した書類（次条において「要約書」という。）」

方法書については、その大部化及び内容の高度化が進んでいることから、内容を分かりやすく周知するために、要約書を作成して知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に送付し、方法書の公告後、縦覧に供することとしている。

（方法書についての公告及び縦覧）

第8条 事業者は、^①方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、^②規則で定めるところにより、方法書を作成した旨^③その他規則で定める事項を公告し、^④公告の日から起算して1月間、方法書及び要約書を^⑤前条に規定する地域内において縦覧に供するとともに、^⑥規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

【施行規則】

(方法書についての公告の方法)

第7条 条例第8条の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 山口県報への掲載
- 二 関係市町の協力が得られた場合にあっては、当該市町の公報又は広報紙への掲載
- 三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

(方法書の縦覧場所)

第8条 条例第8条の規定により方法書及び要約書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- 一 事業者の事務所
- 二 県の保健所
- 三 関係市町の協力が得られた場合にあっては、当該市町の庁舎その他の施設
- 四 前3号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

(方法書について公告する事項)

第9条 条例第8条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域
- 四 条例第7条の地域の範囲
- 五 方法書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
- 六 方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- 七 条例第9条第1項の意見書の提出期限、提出先その他当該意見書の提出に必要な事項

(方法書の公表の方法)

第9条の2 条例第8条の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 事業者のウェブサイトへの掲載
 - 二 県のウェブサイトへの掲載
 - 三 関係市町の協力が得られた場合にあっては、当該市町のウェブサイトへの掲載
-
-

趣旨

本条は、環境影響評価の項目や調査等の手法について、一般の意見を求めるため、方法書に係る公告・縦覧及びインターネットの利用による公表の手続を規定するものである。

解説

① 「方法書を作成したとき」

条例第7条（方法書の送付）においても、本条と同様に「方法書を作成したとき」に行うこととされており、両手続の先後関係は規定されていないが、条文の配列からいって、事業者が知事及び関係する市町への送付を行うことなく、本条に規定する方法書の公告・縦覧の手続を行うことは想定されていない。

② 「規則で定めるところにより」

方法書についての公告は規則第7条に定める方法により、また、方法書の縦覧は規則第8条に定める場所において行うこととなる。このうち、公告の方法については、地域住民への周知の効果を考慮すると、市町の公報・広報紙又は新聞への掲載による方法とすることが望ましい。

③ 「その他規則で定める事項」

事業者は、「方法書を作成した旨」に加えて、規則第9条に規定する事項を公告することとなる。

④ 「公告の日から起算して1ヶ月間」

方法書の縦覧期間は、環境影響評価法における方法書の縦覧期間などを勘案して、1ヶ月間としている。

⑤ 「前条第1項に規定する地域内において」

環境影響評価における意見提出手続は、地域の環境情報を収集することが主たる目的となるので、意見の提出を求めるべき範囲は、事業が環境に影響を及ぼす地域の住民を中心となることから、事業者が周知を行う地域については、条例第7条における「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」において方法書を縦覧することとしたものである。

なお、環境の保全の見地からの意見を提出できる者については、地域的な範囲を設けていない（条例第9条参照）。

⑥ 「インターネットの利用」

環境影響評価制度は、環境保全に関する外部と情報交流を義務付けることにより、事業者の十全な環境配慮を確保する制度であり、環境影響評価図書（配慮書、方法書、準備書、評価書）へのアクセスの利便性を向上させることによる情報交流の充実は制度の

根幹にかかわる重要な問題である。このため、環境の保全の見知からの意見を有する者等が居住地域に限定されることなく環境影響評価図書を確認できる必要があることから、配慮書、方法書、準備書及び評価書について、その要約書とともに、インターネットの利用により公表することを義務付けたものである。

また、インターネットの利用による公表の方法については、規則第9条の2の規定により、①事業者のウェブサイトへの掲載、②県のウェブサイトへの掲載、③関係市町の協力が得られた場合にあっては、当該市町のウェブサイトへの掲載のうち適当な方法により行うものとしている。

なお、事業計画に対する住民等の理解や環境保全に関する知見の共有・蓄積等の観点から、公表期間後であっても、インターネットを利用した公表を継続することが望まれる。

(説明会の開催等)

第8条の2 事業者は、規則で定めるところにより、前条の^①縦覧期間内に^②第7条に規定する地域内において、^③方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、^④当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、^⑤当該地域以外の地域において開催することができる。

- 2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。
 - 3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。
 - 4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。
 - 5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は規則で定める。
-

【施行規則】

(方法書説明会の開催の日時及び場所)

第9条の3 条例第8条の2第1項の方法書説明会は、できる限り参加する者の収集の便を考慮してその開催の日時及び場所を定めるものとし、条例第7条の地域に二以上の市町の区域が含まれていることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、当該方法書説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(方法書説明会の開催の公告)

第9条の4 第7条の規定は、条例第8条の2第2項の規定による公告について準用する。

2 条例第8条の2第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域
- 四 条例第7条の地域の範囲
- 五 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

(責めに帰することができない事由)

第9条の5 条例第8条の2第4項の規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
- 二 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催することができないことが明らかであること。

趣旨

方法書は、対象事業の目的及び内容、事業が実施される区域やその概況、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を記載した文書である。事業者が適切な項目、手法の選定を行うためには、地域の環境をよく知っている地域住民等、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を広範に収集する必要があり、そのためには方法書の内容についての理解を深めることが不可欠であることから、本条において、事業者に、方法書の縦覧期間内に原則として対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において方法書の説明会を開催することを義務づける旨を規定したものである。

解説

① 「前条の縦覧期間内に」

説明会は、方法書の縦覧期間内に行われることとされている。ただし、不測の事態等が発生した場合の代替的な周知措置が、同様に準備書の縦覧期間内に行われる必要があることとされていることから（第4項）、説明会の日時は縦覧期間内の中でも遅くない時期に計画されることが望まれる。

なお、この規定は、事業者が任意に縦覧期間外に説明会を行うことを妨げる趣旨ではない。

② 「第7条に規定する地域内において」

方法書の縦覧が条例第7条における「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」内において行われることと同様の考え方沿って、説明会についても原則として対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において行われることとしている。

③ 「方法書の記載事項を周知させるための説明会」

説明会が実質的に意見交換の場として機能することははあると思われるが、法律上の義務として行うべき説明会は、方法書の記載事項を周知させるためのものである。

④ 「当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないとき」

説明会を開催できるだけの収容能力のある施設が手当てできない場合などが想定される。

⑤ 「当該地域以外の地域において」

当該地域以外の地域といえども、当該地域における周知を念頭において、当該地域から容易にアクセスすることが可能な地域において説明会を開催することが必要である。

⑥ 「当該説明会を開催することを要しない」

公告した説明会を開催することを要しないという意味であり、別の説明会を開催することも代替的な周知措置の1つとして認められる。

(方法書についての意見書の提出)

第9条 ①方法書について②環境の保全の見地からの意見を有する者は、第8条の公告の日から、③同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

【施行規則】

(方法書についての意見書の記載事項)

第10条 条例第9条第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 方法書の名称

三 方法書についての環境の保全の見地からの意見

2 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

趣旨

本条は、方法書に意見を有する一般の者が意見書の提出によりその意見を述べることができる旨を規定するものである。本条により述べられた意見は、事業者及び知事によって配意されることにより、環境影響評価の項目及び手法に反映されることとなる。

解説

① 「方法書について」

方法書を作成する段階で事業者として調査、予測、評価の手法を決めていない場合には、その方法書にはこれらの手法が記載されないが、このような方法書に対しても、調査、予測、評価の手法に係る意見を述べることができる。

② 「環境の保全の見地からの意見を有する者」

対象事業に係る環境情報は地域住民に限らず、環境の保全に関する調査研究を行っている専門家等の広い範囲にわたって所有されているため、意見提出者の地域的範囲を限定することは、有益な環境情報を収集するという本条例において意見提出手続を設ける目的に合致しない。このため、環境の保全の見地からの意見を有する者であれば、その者がどこに住んでいるかにかかわらず、意見が提出できることとした。

ただし、本条例において位置づけられている意見は「環境の保全の見地からの意見」であり、事業に対する単なる反対あるいは賛成とのみ記した意見は事業者及び都道府県知事が配意すべき対象とはならない。環境の保全上の理由を述べたうえで反対あるいは賛成と記した意見は配意すべき対象となる。

なお、意見を提出できる者には、自然人、法人のほか、権利能力のない団体も含まれる。

③ 「同条の縦覧期間満了日の翌日から起算して2週間を経過する日」

閣議アセス等の実績などを勘案して、意見提出期間は縦覧期間に2週間を加えた期間とした。意思表示に関する民法の到達主義の原則（民法第97条第1項）により、この期間の満了の日までに事業者に到達しているものが効力を有する。もちろん、期間経過後に到達した意見書であっても事業者の自主的判断でこれに配意したり、その概要を知事に送付したりすることは差し支えない。

なお、意見提出期間の末日が休日であるときは、事業者が国の機関である場合にあっては行政機関の休日に関する法律第2条、事業者が地方公共団体である場合にあっては

地方自治法第4条の2第4項が適用され、当該休日の翌日までが意見提出期間となる。また、事業者が民間企業である場合もこれに準じた取り扱いをすることが適当である。

(方法書についての意見の概要の送付)

第10条 事業者は、^①前条第1項の期間を経過した後、知事及び第7条に規定する地域を管轄する市町長に対し、前条第1項の規定により述べられた^②意見の概要（同項の意見書の提出がなかったときは、その旨）を記載した書類を送付しなければならない。

趣旨

本条は、事業者に対し、方法書に係る一般の者の意見の概要を知事及び関係の市町長に送付させる旨を規定するものである。

1 意見の「概要」を送付させる理由

意見書があまりにも膨大なものとなることを避けるため、準備書には意見そのものではなく意見の要約を記載することとなるが、関係の市町長にも、準備書に記載するものを送付することとしたものである。なお、要約することが困難な場合や短い意見書が寄せられる場合など、そのまま手を加えず送付し、準備書に記載しても差し支えない。

2 意見書に係る事業者の見解をつけることを要しない理由

方法書段階では、提供された意見も踏まえ相当の期間にわたり調査等を行っていくものであり、その過程においても状況に応じ調査項目や手法が見直されうるものであることから、方法書についての意見を送付する時点で事業者が個々の意見についてその採否等の判断をすることにはなじまないためである。

なお、方法書に寄せられた意見への事業者の見解は、準備書の作成時点では確定していることから、準備書において明らかとするよう必要的記載事項として盛り込まれている。

解説

① 「前条第1項の期間を経過した後」

意見の概要の送付は、意見提出期間を経過した後に行われるものである。意見の概要を記載した書類を作成するために要する時間は特に規定されておらず、事業者の準備の状況によって、意見の概要を記載した書類の送付の時期が決まってくることとなる。

② 「意見の概要（同項の意見書の提出がなかったときは、その旨）を記載した書類」

意見の概要を記載した書類の作成方法は特に規定されていないが、方法書に対して提

出された環境の保全上の意見については、もれなく意見の概要を記載した書類において扱われる必要がある。ただし、意見の概要であるので、重複した意見をとりまとめるここと、個々の意見を要旨のみにとどめることなどは当然許容される。

なお、意見書の提出がなかった場合には、意見書の提出がなかった旨が記載された書類が作成されることとなる。

(方法書についての知事等の意見)

第11条 知事は、^①前条の書類の送付を受けたときは、^②規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 2 前項の場合において、知事は、^③期間を指定して、方法書について前条に規定する市町長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。
 - 3 第1項の場合において、知事は、方法書について^④審査会の意見を聴くものとする。
 - 4 第1項の場合において、知事は、^⑤前2項の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見に配意するものとする。
-

【施行規則】

(方法書についての知事の意見の提出期間)

第11条 条例第11条第1項の規則で定める期間は、^{②-1}90日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、^{②-2}積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、120日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

- 2 知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知するものとする。
-
-

趣旨

本条は、知事が方法書に係る意見を述べる旨を規定したものであり、この際、知事は、市町長の意見を勘案するとともに、一般の者の意見に配意するものとされている。本条により述べられた意見は、事業者によって勘案されることにより、環境影響評価の項目及び手法に反映されることとなる。

解説

- ① 「前条の書類の送付を受けたときは」

一般の者の意見が一通も提出されなかつた場合にあっても、意見の提出がなかつた旨が記載された書類が作成されることとなるため、「同条の書類の送付」がない場合はない。

② 「規則で定める期間内に」（＝規則第11条）

方法書及び準備書についての知事の意見形成に必要な期間が確保され、かつ、事業者にとって過重な負担とならないよう設定することとなる。

②—1 「90日」

要綱における準備書についての意見提出期間が90日であること、要綱と比べて審査対象項目が質的にも量的にも増加することを勘案して、準備書についての意見提出期間を原則として120日とし、方法書については準備書と比べて検討すべき情報の量が少ないことから、原則として30日短い90日、配慮書については60日としている。

②—2 「積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるとき」

知事は、意見を述べるに当たっては地域の環境情報を十分に把握する必要があり、文献等による情報収集に加え、現地調査が必要と判断する場合がある。しかし、現地調査は野外で行うものであるため、積雪その他の自然現象により現地へのアクセスが困難となった場合等にはその実施が困難となり、原則として定めた期間内には適切な意見を述べるために必要な情報を収集することができないことがあり得る。

したがって、そのような場合には、知事が30日以内で期間を延長することができるとした。また、期間を延長したときは、意見提出の相手方である事業者に対しその旨を通知することとした。

③ 「期間を指定して」

市町長の意見提出期間については、知事の意見提出期間が遵守でき、かつ、市町における適切な意見形成に必要な期間が確保されるように、知事において適切な期間を指定することとなる。

④ 「審査会の意見」

方法書に記載されている環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法等、技術的な内容について、環境の保全の見地から、山口県環境影響評価技術審査会の意見を聞くこととした。

⑤ 「前2項の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見に配意する」

知事の意見提出に当たって、知事に求められる事項を規定しているものである。すなわち、知事はその意見の形成に当たって、市町長及び審査会の意見を勘案するとともに、事業者から提出された概要書に記載された一般の者の意見に配意する必要がある。

参考

本条例における「勘案」と「配意」の使い分けについて

本条例においては、各方面から提出される意見の取り扱いについて、「勘案」と「配意」の二つに分けて規定しており、「勘案」は関係の市町長及び審査会からの意見について、「配意」は一般の者からの意見について使用している。

市町長から提出される意見は、地域の環境保全に責任を有する立場から、また、審査会からの意見は、学識経験者の科学的知見に基づき述べられるものであり、意見を受け取る側において十分慎重に受けとめ、事業計画に反映することを検討する必要があるものである。

一方、一般の者の意見は、様々な立場からの多様な方向性を持った幅広いものであることから、意見を受け取る側は、それぞれに意を配りつつ、その中から有用な環境情報を事業計画に反映させていくなどの対応をとることとなる。

このように意見を受け取る側の受け止め方の違いから、それぞれの取り扱いについて適切な用語を当てはめたものである。

第5章 環境影響評価の実施等

第12条 環境影響評価の項目等の選定

第13条 環境影響評価の実施

(環境影響評価の項目等の選定)

第12条 事業者は、^①前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第9条第1項の意見に配意して^②第6条第1項第7号に掲げる事項に検討を加え、^③対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

趣旨

第12条では、環境影響評価方法書に対する意見等を踏まえた環境影響評価の方法の決定を規定している。

すなわち、事業者が、方法書に対する知事の意見（条例第11条第1項）及び住民等の意見（条例第9条第1項）を踏まえ、（技術指針で定めるところにより）環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定する。これは、第2条第1項に定義する「環境影響評価」に含まれる行為である。

解説

① 「前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第9条第1項の意見に配意して」

知事の意見が期間内に述べられない場合は、意見が述べられなかつたものとして取り扱うこととなる。「勘案」と「配意」の使い分けについては、57ページ参照。

② 「第6条第1項第7号に掲げる事項に検討を加え」

「第6条第1項第7号に掲げる事項」とは、方法書に記載した「対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」を指す。一般の者の意見、知事からの意見のほか、その間に事業者自ら気づいた事項があれば、これも参考にして検討を加えることとなる。

③ 「対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない」

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法については、技術指針に基づき事業者が選定することとなる。技術指針で定められるのは、あくまでも選定の指針であり、具体的な事業についての項目や手法が定められるものではない。つまり、技術指針に書かれているとおりに調査、予測、評価を行えばよいということにはならない。個別の事業ごとに、方法書の手続を通じて、地域に応じた調査、予測、評価の方法を検討し

ていくこととなる。

選定の結果は準備書で明らかにされることとなり、それ以前に明らかにすることを求める手続はない。これは、事業者が調査、予測、評価を行う過程において、環境影響評価の項目や調査、予測、評価の手法を修正し、あるいは補足していくことを予定しているためである。調査、予測、評価を行った結果を記載する時点で最終的に確定したものが、この事業者によって選定された環境影響評価の項目及び調査、予測、評価の手法となる。

(環境影響評価の実施)

第13条 事業者は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、対象事業に係る
①環境影響評価を行わなければならない。

趣旨

本条では、条例第12条により決定した環境影響評価の方法に基づく環境影響評価の実施を規定している。

解説

① 「環境影響評価を行わなければならない」

「環境影響評価」は、条例第2条第1項の定義によって次の事項からなることが明らかにされている。

- (1) 環境影響評価の項目ごとに調査、予測、評価を行うこと
- (2) これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討すること
- (3) この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価すること

本条の規定により、(1)に当たる部分については、条例第12条第1項によって選定された項目及び手法に従って行い、その過程において行うべき(2)の環境保全措置の検討については、技術指針第8条に基づき行うこととなる。

第6章 準備書

第14条 準備書の作成

規則第11条の2 準備書の記載事項

指針第13条 準備書の作成

第15条 準備書等の送付

規則第12条 関係地域

第16条 準備書についての公告及び縦覧

規則第13条 準備書についての公告の方法

規則第14条 準備書の縦覧場所

規則第15条 準備書について公告する事項

規則第16条 準備書の公表の方法

第17条 説明会の開催等

規則第17条 準備書説明会の開催の日時及び場所

規則第18条 準備書説明会の開催の公告

規則第19条 責めに帰することができない事由

第18条 準備書についての意見書の提出

規則第20条 準備書についての意見書の記載事項

第19条 準備書についての意見の概要等の送付

第20条 準備書についての知事等の意見

規則第21条 知事意見の提出期間

規則第22条 公聴会の開催の公告

規則第23条 公述の申出

規則第24条 公述人の選定等

規則第25条 公聴会の主宰

規則第26条 公述人の発言

規則第27条 公聴会の秩序維持

規則第28条 公聴会の調書の作成

(準備書の作成)

第14条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、^①当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した^②環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

- 一 ③第6条第1項第1号から第6号までに掲げる事項
- 二 ④第9条第1項の意見の概要
- 三 ⑤第11条第1項の意見
- 四 ⑥前2号の意見についての事業者の見解
- 五 ⑦環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 六 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの
 - イ ⑧調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を⑨環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（⑩環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかつた項目に係るものを含む。）
 - ロ ⑪環境の保全のための措置（⑫当該措置を講ずることとするに至つた検討の状況を含む。）
 - ハ ⑬ロに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、⑭当該環境の状況の把握のための措置
- ニ ⑮対象事業に係る環境影響の総合的な評価
- 七 ⑯環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 八 その他規則で定める事項

2 ⑰第6条第2項の規定は、準備書の作成について準用する。

【施行規則】

（準備書の記載事項）

第11条の2 第5条の2の規定は、条例第14条第1項第8号の規定で定める事項について準用する。

【技術指針】

（準備書の作成）

第13条 条例第14条第1項第1号に掲げる事項のうち対象事業の内容に係る記載は、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

- 一 対象事業の種類及び規模
- 二 対象事業実施区域
- 三 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項
- 四 前3号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項であつて、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2 前条第2項の規定は、前項各号に掲げる事項の記載について準用する。

3 条例第14条第1項第1号に掲げる事項のうち条例第6条第1項第3号に係るもののが記載は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を

含む。) 及び必要に応じ関係する地方公共団体、専門家その他の者からの聴取又は現地の状況の確認により把握した結果を、第2条第1項第2号の規定の例により区分して行うものとする。

- 4 第1項第2号に掲げる事項の記載に当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。
 - 5 前条第5項の規定は、条例第14条第1項第5号に掲げる事項の記載について準用する。
 - 6 条例第14条第1項第6号イに掲げる事項の記載に当たっては、第5条第2項において準用する第1条の6第4項、第6条第2項において準用する第1条の7第2項及び第3項、第6条第4項並びに第7条において明らかにできるようにするものとされた事項の概要、第5条第4項において比較できるようにするものとされた事項の概要並びに予測の前提となる条件と予測の結果との対応関係を明らかにするものとする。
 - 7 条例第14条第1項第6号ロに掲げる事項の記載は、第9条の規定による検証の結果、第10条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する内容を記載して行うものとする。
 - 8 条例第14条第1項第6号ハに掲げる事項の記載は、第11条第3項各号に掲げる事項を記載して行うものとする。
 - 9 条例第14条第1項第6号ニに掲げる事項の記載に当たっては、同号イからハまでに掲げる事項の概要を一覧できるようとりまとめるものとする。
 - 10 条例第14条第2項において準用する条例第6条第2項の規定により2以上の対象事業について併せて準備書を作成した場合にあっては、準備書にその旨を明らかにするものとする。
-
-

趣旨

本条は、条例第13条の規定に基づいて事業者が環境影響評価を実施した結果をまとめ文書（環境影響評価準備書）の作成について規定する。

「準備書」とされるのは、これを用いて関係各者の環境の保全上の意見を聴き、それらを踏まえて最終的な評価書を作成するからである。

解説

- ① 「当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聞くための準備と

して」

「準備書」は何について準備するものであるかを示す部分である。「環境の保全の見地からの意見を聞くための準備」として作成されるものであるので、「準備書」という。

② 「環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成」

準備書に記載すべき事項は第1項各号に掲げるとおりであり、記載に当たっての留意事項等は、技術指針第13条に示されている。

③ 「第6条第1項第1号から第6号までに掲げる事項」

方法書の記載事項のうち、次の事項が準備書においても記載されることとなる。

- ・事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）〔条例第6条第1項第1号に掲げる事項〕
- ・対象事業の目的及び内容〔条例第6条第1項第2号に掲げる事項〕
- ・対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及びその周囲の概況〔条例第6条第1項第3号に掲げる事項〕
- ・配慮書手続を行っている場合、計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの
- ・配慮書手続を行っている場合、配慮書に対して述べられた知事意見
- ・配慮書に対して述べられた知事意見についての事業者の見解

ただし、特に「対象事業の目的及び内容」についての準備書における具体的な記載については、方法書の記載と全く同じこととなることを想定しているわけではなく、調査、予測、評価の過程で行われた環境の保全に関する措置の検討を適切に反映しつつ、準備書の段階での事業内容を記載することとなる。

仮に、事業者において2つの異なる事業位置における事業案等、2つの事業内容が調査、予測、評価の対象となった場合には、方法書において記述される事業内容は2つの内容となり、準備書において記述される事業内容は、調査、予測、評価の結果を反映して事業者によって選択された事業内容となる。そして、その判断の経緯は、環境の保全のための措置を講ずることとなった検討の状況に係る記述として、準備書に記載されることとなる。

④ 「第9条第1項の意見の概要」

方法書に対して述べられた一般の者の意見の概要を記載する。意見が述べられなかつたときはその旨を記載することとなる。

⑤ 「第11条第1項の意見」

方法書に対して述べられた知事意見を記載する。意見が述べられなかつたときはその旨を記載することとなる。

⑥ 「前2号の意見についての事業者の見解」

それぞれの意見についての事業者の見解を記載する。一般の者の意見については、意見の概要に対応する形で見解を記述することとなる。

⑦ 「環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」

条例第12条の選定の結果が、この記載事項に表されることとなる。

⑧ 「調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果」

調査の結果については、概要を記載することとなる。

⑨ 「環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの」

調査の結果の概要、予測の結果、評価の結果については、環境影響評価の項目ごとにひと続きに記載することとなる。例えば、NOxについての調査の結果の概要、予測の結果、評価の結果が引き続いて記載されるというイメージである。要綱に基づく環境影響評価においては、調査の結果の概要をすべて記載した後に、予測の結果を記載し、その後に評価の結果を記載する例が多かったが、記載に重複があつたりして必ずしも読みやすい準備書にならなかつたことを踏まえて、環境影響評価の項目ごとにとりまとめるようにしたものである。

⑩ 「（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかつた項目に係るものを含む。）」

情報、手法等の限界や環境の条件の変化等に起因して、予測等の結果には多かれ少なかれ不確実性が伴うものであるが、従来の環境影響評価においては、この不確実性の内容や程度が明らかにされることは少なかつた。これを明らかにすることは、予測結果の正しい理解、影響の重大性や評価後の調査の必要性の判断等、適切な評価の促進に資するものであり、また、制度の信頼性確保の観点からも重大な事項であり、この点を記載事項において明示したものである。

⑪ 「環境の保全のための措置」

環境の保全のための措置とは、事業位置の変更、基本的構造の変更から、工期の変更、運用条件の変更まで含んだ幅広い概念である。事業位置の変更、基本的構造の変更など、「対象事業の目的及び内容」に記載されるべき事業内容を変更する環境の保全のための措置が講じられた場合には、この項に記載されるとともに、「対象事業の目的及び内容」にも反映されることとなる。

⑫ 「（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）」

本条例に基づく環境影響評価では、個々の事業者により実行可能な範囲内で環境への影響をできる限り回避し低減するものであるか否かを評価する視点を取り入れていくことが適当であるとの観点から、その評価の方策としての複数案の比較検討や実行可能なり良い技術を導入したものであるか否かの検討の結果を記載する旨を明示したものである。

従来は、事業者自らが環境保全目標を設定し、これと予測結果との比較により環境への影響を評価し、環境保全目標を満たしていれば「環境への影響は軽微である」と評価する方法が流布していたが、本条例に基づく環境影響評価では、このような○×式の評価ではなく、環境の保全の観点からより良い事業計画であることが準備書において明ら

かにされることとなる。

⑬ 「口に掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合」

環境保全措置には、予測結果等に伴う不確実性の内容や程度に応じて、工事中や供用後の環境の状態や環境への負荷の状況、環境保全対策の効果を調査し、その結果に応じて必要な対策を講じることが含まれる。

このように、将来の一定の状況の発生等を条件として一定の環境保全措置を講じることとする場合には、当該保全措置を「口 環境の保全のための措置」として記載するとともに、その発動条件が成就するかどうか状況を把握するための措置（事後調査）についても、その項目、手法、期間等を明らかにしておくこととしたものである。

どのような場合に事後調査を行うこととするかについては、環境の保全のための措置に係る指針（技術指針第11条）において明らかにされている。

⑭ 「当該環境の状況の把握のための措置」

将来判明すべき環境の状況はさまざまであり得るものであり、それに応じて採られる措置も、当初から採られることが確定している措置に比べ抽象的なものとなることが多いと考えられる。

⑮ 「対象事業に係る環境影響の総合的な評価」

「総合的な評価」は、項目ごとにとりまとめられた調査、予測及び評価の結果を一覧できるように整理することその他の方法により記載されることとなる。

これは、項目ごとに結果をとりまとめるだけでは、事業の実施による全体としての環境影響が把握し難いことに対し、総合的な評価を記載することにより、全体としての適切な環境保全対策につなげができるものと考えられるためである。

また、全体としての環境影響を整理することにより、住民等の理解も進み、より有益な環境情報が得られるという意義も認められる。

⑯ 「全部又は一部を他の者に委託して行った場合」

事業者は、コンサルタント会社等に環境影響評価の実施や準備書の作成を委託することが通例であるが、従来の制度では、どの会社が委託を受けた実施したかが準備書に記載されていなかった。新しい制度では、委託を受けた者の名称等を準備書に記載することにより、コンサルタント会社等の調査技術の向上、質の悪い準備書を作成したコンサルタント会社等の淘汰を促し、環境影響評価の質の確保を図ったものである。ただし、委託先の選択を含め、準備書の内容に関する最終的な責任は事業者にあることには変わりはないところである。

⑰ 「第6条第2項の規定」

方法書と同様、相互に関連する2以上の対象事業に係る事業者は、併せて準備書を作成することができることを規定するものである。

(準備書等の送付)

第15条 事業者は、準備書を作成したときは、^①規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（^②第9条第1項及び第11条第1項の意見並びに第13条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第7条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）を管轄する市町長（以下「関係市町長」という。）に対し、準備書及び^③これを要約した書類（次条及び第17条第4項において「要約書」という。）を送付しなければならない。

【施行規則】

(関係地域)

第12条 条例第15条の関係地域は、第6条に規定する地域とする。

趣旨

本条は、知事及び事業の実施により環境影響を受ける地域を管轄する市町に対し準備書の送付を行う旨を規定するものである。

解説

① 「規則で定めるところにより」（規則第12条）

準備書を送付する市町の範囲についても、方法書段階と同じ基準によって定められることとなる。ただし、次項に解説するように、同じ基準を用いていても方法書段階での地域と準備書段階の地域は異なりうるものである。

② 「（第9条第1項及び第11条第1項の意見並びに第13条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第7条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）」

方法書手続は環境影響評価を行う前に行われるため、基準へのあてはめに用いられる情報はある程度定型的なものとなる一方、準備書段階では、環境影響評価の結果を踏まえてより具体的な情報をもって基準へのあてはめが行われることとなる。このため、準備書段階において、方法書段階での地域に追加される地域又は方法書段階での地域から削除される地域がでてくることもありうる。

③ 「これを要約した書類（次条及び第17条第4項において「要約書」という。）」

環境影響評価手続を円滑に進めるためには、必ずしも専門的知識を有しない一般の者にも内容をわかりやすく周知することが必要であることから、準備書の内容を要約した書類として、要約書を作成させるものである。具体的にどのような内容とするかは、準備書の内容をわかりやすく周知するという趣旨を踏まえて、事業者の責任により適切に判断することが求められる。

(準備書についての公告及び縦覧)

第16条 事業者は、^①前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、^②規則で定めるところにより、準備書を作成した旨^③その他規則で定める事項を公告し、^④公告の日から起算して1月間、^⑤準備書及び要約書を^⑥関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、^⑦インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

【施行規則】

(準備書についての公告の方法)

第13条 第7条の規定は、条例第16条の規定による公告について準用する。

(準備書の縦覧場所)

第14条 第8条の規定は、条例第16条の規定による縦覧について準用する。

(準備書について公告する事項)

第15条 条例第16条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域
- 四 関係地域の範囲
- 五 準備書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
- 六 準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- 七 条例第18条第1項の意見書の提出期限、提出先その他該意見書の提出に必要な事項

(準備書の公表の方法)

第16条 第9条の2の規定は、条例第16条の規定による公表について準用する。

趣旨

本条は、準備書に係る環境影響評価の結果について一般の者の意見を求めるため、準備書に係る公告・縦覧の手続を規定するものである。

解説

- ① 「前条の規定による送付を行った後」

準備書を知事及び関係市町長に送付した後に、公告・縦覧の手続を行うこととするものである。

② 「規則で定めるところにより」（規則第13条、規則第14条）

③ 「その他規則で定める事項」（規則第15条）

方法書に係る公告・縦覧と同様であり、条例第8条の解説参照。

④ 「公告の日から起算して1ヶ月間」

準備書の縦覧期間は、要綱における準備書・評価書の縦覧期間などを勘案して、1ヶ月間としている。

⑤ 「準備書及び要約書を」

縦覧する者の理解の促進に資るために、要約書を併せて縦覧に供することとした。なお、この要約書は、条例第15条の規定により準備書とともに知事及び関係市町長に送付したものと同じ文書を想定している。

⑥ 「関係地域内において」

意見の提出を求めるべき範囲は、事業が環境に影響を及ぼす地域の住民を中心となるとの考え方（条例第8条の解説②参照）から、関係地域内において準備書を縦覧することとしたものである。

なお、説明会の開催とは異なり、関係地域内に適当な場所がないときについての言及がされていないが、これは、一定の人数を収容可能な施設を要する説明会に比較して、縦覧の場所は施設面での制約が少ないからである。

⑦ 「インターネットの利用」

49ページ参照。

(説明会の開催等)

第17条 事業者は、規則で定めるところにより、^①前条の縦覧期間内に、^②関係地域内において、^③準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「準備書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、^④関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、^⑤関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第8条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項」とあるのは「第17条第2項において準用する第2項」と、同条第5項中「前各号」とあるのは「第17条第1項及び第2項において準用する前3項」と読み替えるものとする。

【施行規則】

(準備書説明会の開催の日時及び場所)

第17条 第9条の3の規定は、条例第17条第1項の規定による準備書説明会について準用する。この場合において、第9条の3中「条例第7条の地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(説明会の開催の公告)

第18条 第7条及び第9条の4第2項の規定は、条例第17条第2項において準用する条例第8条の2第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第9条の4第2項第4号中「条例第7条の地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(責めに帰することができない事由)

第19条 第9条の5の規定は、条例第17条第2項において準用する条例第8条の2第4項の規定で定める事由について準用する。

趣旨

本条は、事業者に、準備書の縦覧期間内に原則として関係地域内において準備書の説明会を開催することを義務づける旨を規定したものである。

準備書については、事業者が各種の調査等を経て事業及びその環境影響について自らの考え方をとりまとめた文書であり、内容も詳細かつ大部にわたるものであることから、準備書説明会を開催して周知を図ることとしている。

また、第2項においては、準備書説明会の開催方法について、第8条第2項から第5項に規定する方法書説明会の開催方法を準用する旨を規定している。

解説

① 「前条の縦覧期間内に」

説明会は、準備書の縦覧期間内に行われることとされている。ただし、不測の事態等が発生した場合の代替的な周知措置が、同様に準備書の縦覧期間内に行われる必要があることとされていることから（条例第17条第2項において準用する条例第8条の2第4項）、説明会の日時は縦覧期間内の中でも遅くない時期に計画されることが望まれる。

なお、この規定は、事業者が任意に縦覧期間外に説明会を行うことを妨げる趣旨ではない。

② 「関係地域内において」

準備書の縦覧が関係地域内において行われることと同様の考え方によつて、説明会についても原則として関係地域内において行われることとしている。

③ 「準備書の記載事項を周知させるための説明会」

説明会が実質的に意見交換の場として機能することはあると思われるが、法律上の義務として行うべき説明会は、準備書の記載事項を周知させるためのものである。

④ 「関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないとき」

説明会を開催できるだけの収容能力のある施設が手当てできない場合などが想定される。

⑤ 「関係地域外の地域において」

関係地域外の地域といえども、関係地域における周知を念頭において、関係地域から容易にアクセスすることが可能な地域において説明会を開催することが必要である。

⑥ 「当該説明会を開催することを要しない」

公告した説明会を開催することを要しないという意味であり、別の説明会を開催することも代替的な周知措置の1つとして認められる。

(準備書についての意見書の提出)

第18条 準備書について^①環境の保全の見地からの意見を有する者は、第16条の公告の日から、^②同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

【施行規則】

(準備書についての意見書の記載事項)

第20条 第10条の規定は、条例第18条第1項の意見書について準用する。

趣旨

本条は、準備書に意見を有する一般の者が意見書の提出によりその意見を述べることができる旨を規定するものである。

解説

① 「環境の保全の見地からの意見」

「環境の保全の見地からの意見」を有している者であるならば、居住している地域にかかわらず意見を提出することができる（条例第9条の解説②参照）。本条例において位置づけられている意見は「環境の保全の見地からの意見」であり、事業に対する単なる反対あるいは賛成とのみ記した意見は事業者及び知事が配意すべき対象とはならぬ

い。環境の保全上の理由を述べたうえで反対あるいは賛成と記した意見は配意すべき対象となる。

② 「同条の縦覧期間満了日の翌日から起算して2週間を経過する日」

要綱等の実績を勘案して、意見提出期間は縦覧期間に2週間を加えた期間とした。

(準備書についての意見の概要等の送付)

第19条 事業者は、^①前条第1項の期間を経過した後、知事及び関係市町長に対し、同項の規定により述べられた^②意見の概要及び^③当該意見についての事業者の見解（同項の意見書の提出がなかったときは、その旨）を記載した書類を送付しなければならない。

趣旨

本条は、事業者に対し、準備書に係る一般の者の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を知事及び関係市町長に送付させる旨を規定するものである。

解説

① 「前条第1項の期間を経過した後」

意見の概要の送付は、意見提出期間を経過した後に行われるものである。意見の概要を記載した書類を作成するために要する時間は特に規定されておらず、事業者の準備の状況によって、意見の概要を記載した書類の送付の時期が決まってくることとなる。

② 「意見の概要」

意見の概要を記載した書類の作成方法は特に規定されていないが、準備書に対して提出された環境の保全上の意見については、もれなく意見の概要を記載した書類において扱われる必要がある。ただし、意見の概要であるので、重複した意見をとりまとめること、個々の意見を要旨のみにとどめることなどは当然許容される。なお、意見の提出がなかった場合は、意見の提出がなかった旨を記述することとなる。

③ 「当該意見についての事業者の見解」

意見の概要に対応する形で、事業者の見解を記述することとなる。なお、意見の提出がなかった場合は、事業者の見解は記述する必要がない。

(準備書についての知事等の意見)

第20条 知事は、^①前条の書類の送付を受けたときは、^②規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、準備書について関係市町長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。
 - 3 第1項の場合において、知事は、準備書について審査会の意見を聞くものとする。
 - 4 第1項の場合において、知事は、^⑤必要があると認めるときは、^④規則で定めるところにより、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聞くための公聴会を開催することができる。
 - 5 第1項の場合において、知事は、第2項及び第3項の意見を^⑥勘案するとともに、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解並びに前項の公聴会において述べられた意見に^⑦配意するものとする。
-

【施行規則】

(準備書についての知事の意見の提出期間)

第21条 条例第20条第1項の規則で定める期間は、120日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、150日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

- 2 第11条第2項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。

(公聴会の開催の公告)

第22条 知事は、条例第20条第4項の規定により公聴会を開催しようとするときは、公聴会の日の30日前までに次に掲げる事項を山口県報により公告するものとする。

- 一 公聴会の開催を予定する日時及び場所
- 二 第15条第1号から第3号までに掲げる事項
- 三 次条に規定する公述の申出に関する事項
- 四 前3号に掲げるもののほか、公聴会の開催に関し必要な事項

(公述の申出)

第23条 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の日の15日前までに次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。

- 一 公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体については、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 対象事業の名称
- 三 公聴会において述べようとする意見の要旨

(公述人の選定等)

第24条 知事は、前条の規定による申出をした者（以下「公述申出人」という。）のうちから、公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）を選定するものとする。

- 2 知事は、公聴会の運営を円滑に行うため必要があると認めるときは、あらかじめ、公述人が意見を述べる時間（以下「公述時間」という。）を制限することができる。
- 3 知事は、第1項の規定により公述人を選定し、又は前項の規定により公述時間を制限したときは、当該公述申出人又は当該公述人に対し、その旨を通知するものとする。

（公聴会の主宰）

第25条 公聴会は、知事又はその指名する職員が主宰する。

（公述人の発言）

第26条 公述人の発言は、意見を聽こうとする案件の範囲を超えてはならない。

- 2 公述人が第24条第2項の規定による制限に違反したとき若しくは前項の規定に違反したとき又は公述人に不穏な言動があったときは、主宰者は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

（公聴会の秩序維持）

第27条 主宰者は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏な言動をした者を退去させることができる。

（公聴会の調書の作成）

第28条 主宰者は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

趣旨

本条は、知事が準備書に係る意見を述べる旨を規定したものであり、この際、知事は、関係市町長及び審査会の意見を勘案するとともに、意見を有する者から事業者に提出された意見及び事業者の見解並びに公聴会において述べられた意見に配意するものとされている。

解説

① 「前条の書類の送付を受けたときは」

一般の者の意見が一通も提出されなかつた場合にあっても、意見の提出がなかつた旨が記載された「意見の概要を記載した書類」が作成されることとなるため、「前条の書

類の送付」がない場合はない。

② 「規則で定める期間内に」（＝規則第21条）

準備書についての知事の意見提出期間は、原則として120日とした。その考え方については、条例第11条の解説②－1 参照。

③ 「必要があると認めるとき」

事業者から提出された意見概要書の内容に不明な事項があり、意見を有する者から直接に詳細な内容を聞く必要があると認めるとき、また、事業者への意見書の提出状況等から、公聴会を開催した場合、さらに意見書提出者以外の者も含めて環境の保全の見地からの意見を聞くことができると予想されるときなどが想定される。

なお、事業者への意見書の提出がない場合等においては公述の申出がないことも予想されるため、「必要があると認めるとき」に公聴会を開催することができるとしたものである。

④ 「規則で定めるところにより」

公聴会の開催に関することは、規則第22条から第28条までに定められている。

⑤ 「勘案」、「配意」

第5項における「勘案」と「配意」の語の使用法については、57ページ参照。

第7章 評価書

第21条 評価書の作成

規則第29条 条例第21条第1号の規則で定める軽微な修正等
指針第14条 評価書の作成

第22条 評価書等の送付

第23条 評価書についての公告及び縦覧

規則第30条 評価書についての公告の方法
規則第31条 評価書の縦覧場所
規則第32条 評価書について公告する事項
規則第32条の2 評価書の公表の方法

(評価書の作成)

第21条 事業者は、^①前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第18条第1項の意見に配意して、^②準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の^③修正を必要とすると認めるとき（^④当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 ^⑤第6条第1項第2号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、^⑥規則で定める軽微な修正^⑦その他の規則で定める修正に該当するものを除く。） 同条から第23条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。
 - 二 ^⑧第6条第1項第1号又は第14条第1項第2号から第4号まで若しくは第7号に掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。） 次項、次条及び第23条の規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。
 - 三 ^⑨前2号に掲げるもの以外のもの ^⑩当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。
- 2 事業者は、^⑪前項第1号に該当する場合を除き、同項第3号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した^⑫環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成しなければならない。

- 一 ^⑬第14条第1項各号に掲げる事項
- 二 ^⑭第18条第1項の意見の概要
- 三 前条第1項の意見
- 四 前2号の意見についての事業者の見解

【施行規則】

(条例第21条第1項第1号の規則で定める軽微な修正等)

第29条 条例第21条第1項第1号の規則で定める軽微な修正は、別表第二の第2欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第3欄に掲げる事業の諸元の修正であって、同表の第4欄に掲げる要件に該当するもの（当該修正後の対象事業について条例第7条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町長以外の市町長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

2 条例第21条第1項第1号の規則で定める修正は、次に掲げる修正とする。

- 一 前項に規定する修正
 - 二 別表第二の第2欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第3欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正
 - 三 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であって、当該修正後の対象事業について条例第7条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町長以外の市町長が含まれていないもの
-

【技術指針】

(評価書の作成)

第14条 前条（第9項を除く。）の規定は、条例第21条第2項第1号に掲げる事項の記載について準用する。

2 条例第21条第2項第1号に掲げる事項の記載に当たっては、準備書に記載した事項との相違を明らかにするものとする。

趣旨

本条は、知事及び一般の者の意見を受けて、事業者が準備書の記載事項に検討を加え、評価書を作成すべき旨を規定したものである。

準備書の公告・縦覧から評価書の作成に至る手続は、本条例の核となる手続である。すなわち、本条例は、事業者が、知事や一般の者の意見を聴取しつつ、自らの事業の環境影響についての調査、予測、評価及び環境保全対策の検討を行い、事業に係る環境の保全について適正な配慮を確保することを目的とするものであり、事業者自らが環境影響評価を行った結果を準備書という形で取りまとめ、外部手続を経てこれを適宜修正して評価書を作り上げる手続は、本条例において中心的な位置づけを有するものである。

このような意味で、評価書は、環境影響評価の結果を集約した書面であり、本条例が基礎とする事業者による事業のセルフコントロールの成果物としての意義を有する。

環境影響評価の結果は、最終的にはその過程で手続に関与した者（知事、市町長及び一般の者）に周知する必要がある。また、環境影響評価の結果を、当該事業に係る許認可等の判断の用に供するとともに、事業の実施の際の環境の保全上の配慮の用に供することが、当該事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保する上で必要である。このような意味で、事業者に書面としての評価書の作成を義務づけるものである。

準備書に係る手續が終了した後、事業者は、知事の意見を勘案し、一般の者の意見に配意して、準備書の記載事項について検討を加える。その結果、準備書の記載事項について修正を必要とすると認めるとときは、その内容及び程度に応じて次の措置をとることが求められる。

- (1) 事業者の目的及び内容に修正を加える必要がある場合は、事業規模の縮小、軽微な修正等の場合を除き、方法書手續（スコーピング）から再度手續を経ること。
- (2) 事業者の住所・氏名等形式的な修正を加える必要がある場合は、引き続き評価書の作成以降の手續を経ること。
- (3) (1)又は(2)以外の場合、例えば、調査等の項目や手法の修正、環境影響評価の結果の修正、環境保全対策の修正が必要な場合は、その修正部分に係る環境影響評価（追加調査、環境保全対策の再検討等）を行うこと。

前記(1)の場合、手續は最初にもどることとなるが、(2)及び(3)の場合並びに修正の必要がないと判断される場合は、評価書の作成を行うこととなる。

解説

① 「前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第18条第1項の意見に配意して」

知事の意見が期間内に述べられない場合は、意見が述べられなかったものと取り扱うこととなる。「勘案」と「配意」の使い分けについては、57ページ参照。

② 「準備書の記載事項について検討を加え」

一般の者の意見、知事からの意見のほか、その間に事業者自ら気づいた事項があれば、これも参考にして検討を加えるとの趣旨である。

③ 「修正を必要とすると認めるととき」

本条例は、事業者による事業のセルフコントロールを基礎とするものであり、修正の必要があるかどうかの判断は、事業者が行うこととなる。ただし、準備書に対する各種の意見について、事業者は真摯に検討を行うことが求められるところである。

④ 「（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）」

修正の結果、事業が対象事業に該当しないこととなったときは、当然に手續を継続する必要はなくなる。

⑤ 「第6条第1項第2号に掲げる事項の修正」

「対象事業の目的及び内容」に係る記載を修正する場合が該当する。

⑥ 「規則で定める軽微な修正」（＝規則第29条第1項）

事業の諸元のうち、修正することによって環境影響が相当な程度を越えて増加するおそれがあるものを設定し、当該事業の諸元が一定の基準以上に変わらない場合（環境影響が相当な程度を越えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものは除く。）であって、環境影響を受ける範囲であると認められる市町の区域が増加しない修正を「軽微な修正」とした。

⑦ 「その他の規則で定める修正」（＝規則第29条第2項）

①軽微な修正、②事業の諸元以外の修正、③環境への負荷の低減を目的とする修正であって環境影響を受ける範囲であると認められる市町の区域が増加しない修正を、手続を再び行う必要がない「規則で定める修正」とした。

環境への負荷の低減を目的とする修正については、環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあるものとなることはないため、これについても手続の再実施が不要な修正としたものである。

⑧ 「第6条第1項第1号又は第14条第1項第2号から第4号まで若しくは第7号に掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。）」

この号においては、次の事項についての誤記等の修正を想定している。この場合には、単純に修正した上で手続を先に進めることとなる。

- ・事業者の氏名及び住所（条例第6条第1項第1号）
- ・方法書に対する住民等の意見の概要（条例第14条第1項第2号）
- ・方法書に対する都道府県知事意見（条例第14条第1項第3号）
- ・方法書に対する各種意見についての事業者の見解（条例第14条第1項第4号）
- ・委託先の氏名及び住所（条例第14条第1項第7号）

⑨ 「前2号に掲げるもの以外のもの」

第1項第1号に該当して方法書の作成以降の手続を再度行う場合と、同項第2号に該当して誤記修正を行った上で先の手続に進む場合を除き、環境影響評価を行った上で記載内容を修正すべきことを規定している。

この時点において補足的に行われる環境影響評価についても、技術指針に基づき環境影響評価の項目等の選定又は環境保全措置の検討を行うことが求められるものである。

⑩ 「当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行う」

環境影響評価（調査、予測、評価及び環境保全対策の検討）のうち、修正に係る部分について必要な部分を行うことが求められるものであり、その事業に係る環境影響評価をすべてやり直すことが求められるものではない。具体的には、追加的な調査、環境保全対策の再検討などが考えられ、1つの項目について調査、予測、評価及び環境保全対策の検討をワンセットで行うことが求められるものではない。

なお、この条例において「環境影響評価」は事業者の内部行為として定義されており、環境影響評価を行うといつても、意見聴取手続をやり直すという趣旨ではない。

⑪ 「前項第1号に該当する場合を除き」

方法書の作成以降の手続を再度行う場合を除く趣旨である。

⑫ 「環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成」

評価書に記載すべき事項は第1項各号に掲げるとおりであり、記載に当たっての留意事項等は、技術指針第14条に示されている。

⑬ 「第14条第1項各号に掲げる事項」

準備書の記載事項を指しているが、当然に、検討が加えられ修正された後の内容を記載するものである。

⑭ 「第18条第1項の意見の概要」

事業者は、例えば同種の意見が複数寄せられた場合には一括すること、長文の意見書が寄せられた場合には内容を要約すること等の対応をとることが可能である。また、事業の可否のみを表明する意見など環境の保全の見地からの意見と捉えられないものについては、特段対応すべき義務は生じない。

(評価書等の送付)

第22条 事業者は、評価書を作成したときは、速やかに、知事及び関係市町長に対し、評価書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

趣旨

環境影響評価の結果は、その過程で手続に関与した者（知事、市町長、一般の者）に周知する必要があるため、本条において、評価書を作成したときは、知事及び関係市町長に送付することを規定し、次条において、評価書について公告・縦覧、インターネットによる公表をすべき旨を規定している。

(評価書についての公告及び縦覧)

第23条 事業者は、^①前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から^②1月間、評価書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、^③イン

ターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

【施行規則】

(評価書についての公告の方法)

第30条 第7条の規定は、条例第23条の規定による公告について準用する。

(評価書の縦覧場所)

第31条 第8条の規定は、条例第23条の規定による縦覧について準用する。

(評価書について公告する事項)

第32条 条例第23条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 第15条第1号から第4号までに掲げる事項
- 二 評価書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間

(評価書の公表の方法)

第32条の2 第9条の2の規定は、条例第23条の規定による公表について準用する。

趣旨

本条は、事業者は確定した評価書を公告・縦覧すべき旨を規定するものである。

知事の意見等を受けて必要な修正等を行ったのち確定した評価書は、環境影響評価手続の最終成果物である。環境影響評価手続は、関係市町長のほか、一般の者から意見を聴取しつつ進められてきたものであるから、その最終成果物は、これまで手続に関与してきた者に周知される必要があり、方法書や準備書同様、公告・縦覧、インターネットによる公表をすることとしたものである。

評価書の公告・縦覧は、外部手続の締めくくりであり、以後意見聴取が行われることなく、評価書の説明会等は規定していない。

なお、対象事業に対する実施制限（条例第27条第1項）は、評価書の公告をもって解除されることとなる。

解説

① 「前条の規定による送付をしたとき」

事業者が知事の意見等を受けて、評価書の記載事項につき検討を加え、必要な修正等を行ったのち評価書が確定した場合に、その確定した評価書を公告・縦覧するものである。

② 「1月間」

準備書の縦覧期間と同様に、評価書の縦覧期間も1月間としたものである。

- ③ 「インターネットの利用その他の方法により公表」
49ページ参照。

第8章 対象事業の内容の修正等

総論

- 1 方法書の公告までの間の変更
- 2 方法書の公告から評価書の公告までの間の修正
- 3 評価書の公告以降の変更
- 4 事業者が事業の実施に着手した後に事業内容を変更した場合の取り扱い

第24条 事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続

規則第33条 条例第24条の規則で定める軽微な修正等

参考

- 1 事業の内容の修正（変更）に係る基本的な考え方
 - ① 評価書の公告前
 - ② 評価書の公告後
- 2 規則で定める軽微な修正
- 3 規則で定める修正
- 4 評価書の公告後の変更について

第25条 事業内容の修正の場合の第二種事業に係る判定

規則第34条 判定により手続から離れる場合の公告

第26条 対象事業の廃止等

規則第35条 対象事業の廃止等の場合の公告

総論

環境影響評価制度は、手続の過程で環境の保全の観点からより良い事業計画を作り上げていくことを狙いとしており、手続の過程で事業内容が修正されることを前提とした制度である。しかしながら、環境の保全上の問題の少ない事業案を提示し、後から環境の保全上の問題の大きい事業案に変更することを認めることは、制度の意義を著しく損なうこととなる。したがって、このような場合に、手続の再実施を義務づけることが必要となる。

条例において、事業の内容の変更・手続の再実施について取り扱っている条項は、次のとおりである。

- ① 第4条の7（配慮書の公表後、方法書の公告までの間に第一種事業、第二種事業以外の事業となった場合の手続）
- ② 第5条第4項（第二種事業の判定後、方法書の公告までの間の第二種事業の届出）
- ③ 第21条第1項（評価書の作成に際しての修正）
- ④ 第24条（方法書の公告後、評価書の公告までの間の修正（②の場合を除く））
- ⑤ 第25条（方法書の公告後、評価書の公告までの間の第二種事業の届出）

- ⑥ 第26条（方法書の公告後、評価書の公告までの間に第一種事業・第二種事業以外の事業となった場合の手続）
- ⑦ 第27条第2項（評価書の公告後の変更）
- ⑧ 第28条（評価書の公告後の手続の自主的再実施）

1 方法書の公告までの間の変更

(1) 第一種事業又は第二種事業については、事業者の判断により配慮書手続を行った場合、方法書の公告までの間に事業内容を修正した場合においては、まず、配慮書事業者は、修正後の事業が次のどのカテゴリーに該当するかを判断することとなる。

- ① 第一種事業
- ② 第二種事業
- ③ ①、②以外（第一種事業でも第二種事業でもない）

このうち、③の場合は、条例の対象外となるが、手続の途中で手続を離れることがあるため、関係した者に周知することが必要となる。これが条例第4条の7第1項の通知・公告である。

次に、①の場合は、方法書手続以降において、方法書等、準備書及び評価書において、条例第6条第1項第8号、第14条第1項第8号及び第21条第2項第1号に基づき、配慮書公表から方法書公告までの間における事業内容の修正に係る検討の経緯及び内容を記載することが必要となる。

②の場合は、修正後の事業内容について、スクリーニングの判定を受けることが必要となる。本条例の方法書以降の手続を行うことが必要であるとの判定を受けた場合、①の場合と同様に、方法書手続以降において、配慮書公表から方法書公告までの間における事業内容の修正に係る検討の経緯等を記載することが必要となる。

(2) 第二種事業については、スクリーニングの判定を受けることが必要となるが、本条例の方法書以降の手続を行うことが必要であるとの判定を受けた場合に、方法書の公告までの間に事業内容を変更することが可能である。

このとき、事業内容の変更の結果、事業は次の三つのいずれかに該当することとなる。

- ① 第一種事業
- ② 第二種事業
- ③ ①、②以外（第一種事業でも第二種事業でもない。）

このうち、①の場合は、方法書の手続を行う必要がある。

また、②の場合は、事業者の判断で、方法書の手続に進むか、再度第二種事業の判定を受けるかのいずれかをとることとなる（条例第5条第4項）。その結果、条例の方法書以降の手続を行う必要がないという判定を受けた場合は、対象事業の定義（条例第2条第4項）により対象事業ではなくなり、条例の対象外となる。方法書の公告以降の手続の途中で再度第二種事業の判定を受けて条例の対象外となる場合は、所定の通知と公告を行うことが必要とされている（条例第25条第3項）が、方法書の公告前の段階で条例の対象外となるこのケースでは、一般の意見聴取手続が何も進んでいないため、手続を離れる際の通知・公告は求められていない（配慮書手続を実施した場合を除く）。

③の場合も条例の対象外である。この場合も同様に、手続を離れる際の通知・公告は求められていない（配慮書手続を実施した場合を除く）。

2 方法書の公告から評価書の公告までの間の修正

方法書の公告から評価書の公告までの間に事業内容を修正した場合においても、まず、事業者は、修正後の事業が次のどのカテゴリーに該当するかを判断することとなる。

- ① 第一種事業
- ② 第二種事業
- ③ これら以外（第一種事業でも第二種事業でもない）

まず、③の場合は、条例の対象外となるが、手続の途中で手続を離れることとなるため、関係した者に周知することが必要となる。これが、条例第26条第1項の通知・公告である。

次に、②の場合は、事業者は、第二種事業の判定のための届出を行うか否かの判断を行う機会が与えられることとなる（条例第25条第1項）。届出を行わない場合は「修正後の事業が対象事業に該当するとき」となる。届出を行い、条例の手続を行う必要があるとの判定を受けたときも、「修正後の事業が対象事業に該当するとき」となる。条例の手續を行う必要がないとの判定を受けたときは、条例の対象外となり、関係した者に周知してから手続を離れることとなる（条例第25条第3項）。①の場合、②の場合であって届出を行わない場合、②の場合であって条例の手續を行う必要があるとの判定を受けた場合の三つのケースにおいては、「修正後の事業が対象事業に該当するとき」となり、修正のタイミングが次のいずれであるかによって、対応する条文に進むこととなる。

- ア 評価書を作成する際に修正する場合 → 条例第21条第1項
- イ その他のタイミングの場合 → 条例第24条

この際、軽微な修正など手續を再実施する必要がないとされている修正に該当しない場合は、方法書の作成から手續を再実施しなければならない。また、アの場合であって、手續を再実施する必要がないときは、修正部分に係る環境影響評価を行った上で、記載事項を修正することとなる。

3 評価書の公告以降の変更

評価書の公告を行った場合、条例第27条第1項の事業の実施制限は解除される。しかし、評価書の公告後、事業の実施前において事業内容を変更する場合であって、変更後の事業が第一種事業又は第二種事業に該当する場合は、条例第27条第2項の規則に定める変更に該当するもの以外は、再度条例の手續を方法書の作成から行う必要がある。このため、条例第27条第3項において、このような場合についての事業の実施制限規定を設けている。

また、評価書の公告後に、事業者が自主的に手續を再実施できることが条例第28条第1項に規定されている。この場合、いったん手續の再実施をすることとしたならば、条例第27条第3項の実施制限がかかることとなるため、再実施中の手續を自由に離れることはできなくなる。なお、自主的な再実施に当たっては、事業者の判断により方法書手續（スコーピング）を省略することが可能である。

なお、条例第27条及び第28条は、対象事業を実施しようとする「事業者」について規定されたものであるため、評価書の公告後、事業に着手する前までについて適用されるものであり、事業に着手された後については、これらの規定は適用されないことになる。

4 事業者が事業の実施に着手した後に事業内容を変更した場合の取り扱い

条例第30条では、「対象事業を実施し、又は実施しようとする者（以下「事業者等」という。）は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようしなければならない。」と規定している。本規定は、事業者等が対象事業を実施する際の環境配慮義務を規定するものであり、事業の着手後に事業内容を大幅に変更し、適正な環境配慮をして事業を実施しない場合は、条例第30条に違反することとなる。

参考

法においては、対象事業について免許等を行うに当たっては、評価書の記載事項に基づき環境の保全について適正な配慮がなされるものかどうかを審査することとされており、評価書の記載事項と著しく異なる内容で事業が実施され、環境の保全上の問題が生じた場合には、免許等の取消事由に該当することもあり得るものと考えられる。

（事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続）

第24条 事業者は、^①第8条の規定による公告を行ってから前条の規定による公告を行うまでの間に^②第6条第1項第2号に掲げる事項を修正しようとする場合（^③第21条第1項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、^④当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第6条から前条までの規定による環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、^⑤規則で定める軽微な修正^⑥その他の規則で定める修正に該当する場合は、この限りでない。

【施行規則】

（条例第24条の規則で定める軽微な修正等）

第33条 第29条の規定は、条例第24条の規則で定める軽微な修正及び同条の規則で定める修正について準用する。

趣旨

方法書の公告から評価書の公告までの間において、事業の目的及び内容を修正する場合、次の3つのケースが考えられ、それぞれ括弧内に記した条文が適用される。

- (1) 対象事業に該当するとき（条例第24条を適用）
- (2) 第二種事業に該当するとき（条例第24条及び第25条を適用）

(3) 第一種事業又は第二種事業のいずれにも該当しないとき（条例第26条第1項を適用）

本条は(1)、(2)のケースであり、当該修正が事業規模の縮小に該当する場合、事業規模が拡大する場合であっても規則で定める軽微な修正に該当する場合など、規則で定める修正に該当する場合には手続を再度行う必要はないが、そうでない場合は、方法書の作成から手続をやり直すこととなる。

本条は、手続の途中で事業規模の拡大や事業の位置の大幅な変更など、環境影響が増大するような事業内容の変更を認めれば、それまでの手続の意義が失われ、ダミー案によって手続の主要部分をくぐり抜ける事業者が出現する可能性があるため、これを防止するために置かれたものである。

解説

① 「第8条の規定による公告を行ってから前条の規定による公告を行うまでの間」

方法書の公告から評価書の公告までの間のこと。

② 「第6条第1項第2号に掲げる事項」

対象事業の目的及び内容を指している。

③ 「（第21条第1項の規定の適用を受ける場合を除く。）」

評価書の作成の場面で事業内容の修正が検討される場合があるが、これについては条例第21条第1項で取り扱っている。

④ 「当該修正後の事業が対象事業に該当するとき」

当該修正後の事業が、(1)第一種事業に該当するもの、(2)第二種事業に該当するものであって条例第25条第1項の規定によりスクリーニングの判定を求めた結果、手続を実施しなければならない旨の判定を受けたもの、(3)第二種事業に該当するものであって条例第25条第1項の届出を行わないこととしたものが該当する。

⑤ 「規則で定める軽微な修正」（＝規則第33条）

⑥ 「その他の規則で定める修正」（＝規則第33条）

これらについては評価書が公告される前の修正であることから、同じく評価書公告前の修正に適用される規定である、条例第21条第1項第1号の「規則で定める軽微な修正」と「その他の規則で定める修正」の内容を定める規則第29条を準用することが定められている。

参考

規則で定める軽微な修正（変更）その他の規則で定める修正（変更）について

(1) 基本的な考え方

① 条例第21条等で規定されている評価書の公告前の手続の再実施について

条例第21条第1項第1号及び第24条に規定されている手続の再実施は、手続の過程で事業の内容が修正されることにより、これまで行ってきた環境影響評価手続の意味を損ねる程度に環境影響が大きく変わるおそれがある場合に対応するために設けられたものである。

したがって、これまでの環境影響評価手続の意味を損ねるほどには大きな環境影響の増加を生じない、すなわち、「環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれ」が生じない範囲での「事業の内容の修正」については、手続を再実施する必要はない。また、本条例はそもそも手続の過程で様々な意見を取り入れつつ、事業をより環境影響の少ないものに変えていくことを目指しており、そのような内容の修正についても、手続を再実施する必要はない。

なお、前記の場合でも、事業の内容の修正に伴い環境影響を受けるおそれのある地域が変更され、新たな関係市町が追加される場合には、その市町長の意見についても、知事の意見形成に当たって「勘案」する必要があるため、手続を再実施することが必要である。

② 条例第27条第2項で規定されている評価書の公告後の手続の再実施について

環境影響評価手続は、評価書の公告によって完了しており、事業者は条例第30条の規定に従って「評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして」事業を実施するようにしなければならないこととなっているため、評価書公告後に事業の内容を変更することは原則として想定されていない。

しかし、実際には、評価書の公告後も用地買収等の事情の変化により「事業の内容の変更」が必要となる場合があるため、条例第27第2項において、手続の再実施の規定と再実施を要しない場合を規則で定める旨の規定が置かれている。手続の再実施を要しない「事業の内容の変更」については、事業の内容を変更することが原則として想定されていない評価書の公告後であることにかんがみ、評価書の公告前と比較して限定されたものとなっている。

(2) 規則で定める軽微な修正

施行規則

(条例第21条第1項第1号の規則で定める軽微な修正等)

第29条 条例第21条第1項第1号の規則で定める軽微な修正は、別表第二の第2欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第3欄に掲げる事業の諸元の修正であって、同表の第4欄に掲げる要件に該当するもの（当該修正後の対象事業について条例第7条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町長以外の市町長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

2 (略)

手続の再実施の基準となる「環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれ」があるかどうかについては、客観的な判断ができるよう、できる限り外形的な基準を明示することが適当である。このため、事業内容の各要素のうち、修正することによる環境影響の変化が大きいと考えられ

るものであって、環境影響評価手続の段階すでに決定しているものを別表第二において「事業の諸元」として設定し、「事業の諸元」の修正であって一定の要件に該当するものを「軽微な修正」とした。「一定の要件」については、これまでの知見を踏まえつつ一定の割り切りの下に設定している。

なお個別の事情によっては、「一定の要件」に該当していても環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあることも想定される。このような場合には、「一定の要件」に該当しても、手続の再実施が必要となる。このことは、政令では「軽微な修正」から「環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く」とする形で規定されている。

また、新たな関係市町が追加される場合にも、「一定の要件」に該当していても、手続の再実施が必要となる。このことは、規則では「軽微な修正」から「修正後の対象事業について条例第7条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町長以外の市町長が含まれるものを見く」とする形で規定されている。

(3) 規則で定める修正

施行規則

(条例第21条第1項第1号の規則で定める軽微な修正等)

第29条 (略)

2 条例第21条第1項第1号の規則で定める修正は、次に掲げる修正とする。

- 一 前項に規定する修正
- 二 別表第二の第2欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第3欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正
- 三 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であって、当該修正後の対象事業について条例第7条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町長以外の市町長が含まれていないもの

手続を再実施する必要がない「規則で定める修正」としては、軽微な修正のほかに、事業の諸元の修正以外の修正と環境への負荷の低減を目的とする修正が定められている。

環境への負荷の低減を目的として行われる事業内容の修正については、それにより環境影響が増加するとは考えられないため、「軽微な修正」となるための「一定の要件」を満たさない修正であっても、手続の再実施の対象とはなっていない。ただし、この場合も、関係市町が追加される場合は再実施が必要である。なお、「環境への負荷の低減を目的とする」とは、対象事業全体の環境への負荷の低減を目的とするものはすべて含まれるものであり、その目的を果たすための実体を持った行為としては、個別の環境への負荷を回避し、低減し又は代償するという措置のいずれもが含まれることとなる。

なお、環境への負荷の低減を目的とする修正であるかどうかについては、準備書及び評価書において、当該修正が環境への負荷の低減を目的とすることが記載されることを想定している。

(4) 評価書の公告後の変更について

施行規則

(条例第27条第2項の規則で定める軽微な変更等)

第36条 条例第27条第2項の規則で定める軽微な変更は、別表第三の第2欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第3欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同表の第4欄に掲げる要件に該当するもの（当該変更後の対象事業について条例第7条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町長以外の市町長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

2 条例第27条第2項の規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。

- 一 前項に規定する変更
- 二 別表第三の第2欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第3欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更
- 三 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であって、当該変更後の対象事業について条例第7条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町長以外の市町長が含まれていないもの

評価書の公告後については、評価書公告前に比べて、事業の諸元をより多く設定したり、再実施の基準となる「一定の要件」より厳しくしたりすることにより、手続の再実施を要しない場合が限定されている。また、環境への負荷の低減を目的とする変更についても、環境への負荷の低減が明らかである「緑地その他の緩衝空地の増加」に限られている。

なお、条例第27条第2項は、事業を実施しようとする「事業者」に対する規定であるため、施行規則第36条の規定も同様に工事の着手までに行われる事業内容の変更に対して適用される。

(事業内容の修正の場合の第二種事業に係る判定)

第25条 事業者は、第8条の規定による公告を行ってから第23条の規定による公告を行うまでの間において、第6条第1項第2号に掲げる事項を修正しようとする場合において、当該修正後の事業が第二種事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第5条第1項の規定の例により^①届け出ができる。

2 ^②第5条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第3項第1号中「その他の手続」とあるのは、「その他の手続（^③当該届出の時までに行ったものを除く。）」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定による届出をした者は、前項において準用する第5条第3項第2号に規定する措置がとられたときは、方法書、準備書又は評価書の送付を当該事業者から受けた市町長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

【施行規則】

(判定により手続から離れる場合の公告)

第34条 第7条の規定は、条例第25条第3項の規定による公告について準用する。

2 条例第25条第3項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 条例第25条第1項の規定による届出をした者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 条例第25条第2項において準用する条例第5条第3項第2号の措置がとられた事業の名称、種類及び規模
 - 三 条例第25条第2項において準用する条例第5条第3項第2号の措置がとられた旨
-

趣旨

方法書の公告から評価書の公告までの間において事業内容を修正した場合であって、修正後の事業が第二種事業に該当するときは、知事に対し届出を行い、スクリーニングの判定を受けることができる旨の規定である。

第1項においては、条例第5条第1項の規定の例にならって届出を行うことができる旨が規定されており、第2項においては、スクリーニングの判定に当たって知事が関係の市町長の意見を聞くこと（条例第5条第2項の準用）、知事はスクリーニングの判定を行うこと（条例第5条第3項の準用）が規定されている。また、第3項においては、スクリーニングの判定によってもはや手続を実施しなくともよいとの通知を受けた者は、これまでの手続において関係した市町長に通知を行うとともに、一般に公告を行い、手続から離れることを知らせることとするものである。

解説

① 「届出をすることができる」

そのまま手続を進行させたい者は届出を行わなくとも良いこととし、「できる」旨の規定とした。なお、届出を行わない場合の修正後の事業は対象事業となり、条例第21条第1項又は第24条の規定の適用を受けることとなる。

② 「第5条第2項及び第3項の規定」

市町長の意見を求める規定（条例第5条第2項）と判定に基づく措置に係る規定（条例第5条第3項）を準用するものである。

③ 「（当該届出の時までに行ったものを除く。）」

第2項において準用する条例第5条第3項の判定において、手続を実施する必要がある旨の判定が出された場合、当該事業者が既に実施した手續を再度実施させることとな

らないように、かっこ書きで明記したものである。

(対象事業の廃止等)

第26条 事業者は、第8条の規定による公告を行ってから第23条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事及び方法書、準備書又は評価書の送付を当該事業者から受けた市町長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

- 一 ①対象事業を実施しないこととしたとき。
 - 二 第6条第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。
 - 三 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。
- 2 前項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価その他の手続は^②新たに事業者となった者について行われたものとみなす。
-

【施行規則】

(対象事業の廃止等の場合の公告)

第35条 第7条の規定は、条例第26条第1項の規定による公告について準用する。

- 2 条例第26条第1項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - 一 第15条第1号及び第2号に掲げる事項
 - 二 条例第26条第1項各号のいずれに該当するかの区分
 - 三 条例第26条第1項第3号に該当することを理由とする公告にあっては、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
-
-

趣旨

事業者が、方法書の公告を行ってから評価書の公告を行うまでの間に、①対象事業を実施しないこととなった場合、②事業の目的及び内容を修正した場合において、当該修正後の事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも該当しないこととなった場合、又は③対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合、これまでの手続において関係した者にその旨を周知する観点から、関係した市町長に通知するとともに、公告を行うこととするものである。

また、第2項は、対象事業の実施を他の者から引き継いで新たに事業者となった者は、引継ぎ前の事業者がすでに実施した手続を行わなくともよいこととするものである。

解説

① 「対象事業を実施しないこととしたとき」

この条文は、「対象事業を実施しないこととなった事業者」として、制度の対象外となる旨を周知させるための通知・公告を義務づけるものである。この条例においては「対象事業を実施しようとする者」が環境影響評価手続を行うべき事業者とされているため、対象事業を実施しない者は事業者ではなくなり、この条例における義務はかかるないこととなる。

② 「新たに事業者となった者」

対象事業を引き継いだ者は、「対象事業を実施しようとする者」に該当することとなり、「新たに事業者となった者」となる。

第9章 評価書の公告及び縦覧後の手続

第1節 対象事業の実施の制限等

第27条 対象事業の実施の制限

規則第36条 条例第27条第2項の規則で定める軽微な変更等

規則第37条 評価書公告後の引継ぎの場合の公告

参考 個別法による免許等と実施制限の関係

第28条 評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施

規則第38条 環境影響評価その他の手続の再実施の場合の公告

第29条 許可等に際しての環境の保全の配慮

参考 免許等に係る環境の保全の配慮についての審査等（法第33～37条）

参考 法対象事業に係る免許等又は特定届出の受理について

（対象事業の実施の制限）

第27条 事業者は、第23条の規定による公告を行うまでは、対象事業（^①第21条第1項又は第24条の規定による修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業）を^②実施してはならない。

2 事業者は、第23条の規定による公告を行った後に第6条第1項第2号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、^③規則で定める軽微な変更^④その他の規則で定める変更に該当するときは、^⑤この条例の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。

3 第1項の規定は、第23条の規定による公告を行った後に第6条第1項第2号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする者（前項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。）について準用する。この場合において、第1項中「公告」とあるのは、「公告（^⑥同条の規定による公告を行い、かつ、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

4 事業者は、第23条の規定による公告を行った後に対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。この場合において、^⑦前条第2項の規定は、当該引継ぎについて準用する。

【施行規則】

（条例第27条第2項の規則で定める軽微な変更等）

第36条 条例第27条第2項の規則で定める軽微な変更は、別表第三の第2欄に掲げる対

象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第3欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同表の第4欄に掲げる要件に該当するもの（当該変更後の対象事業について条例第7条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町長以外の市町長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

2 条例第27条第2項の規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。

- 一 前項に規定する変更
- 二 別表第三の第2欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第3欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更
- 三 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であって、当該変更後の対象事業について条例第7条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町長以外の市町長が含まれていないもの

(評価書公告後の引継ぎの場合の公告)

第37条 第7条の規定は、条例第27条第4項の規定による公告について準用する。

2 条例第27条第4項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 対象事業の名称、種類及び規模
 - 三 対象事業の実施を他の者に引き継いだ旨
 - 四 引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
-
-

趣旨

環境影響評価手続は、事業の実施前に行うものである。環境影響評価手続が行われているにもかかわらず、他方で同時に事業が実施されているのでは、環境影響評価手続を実施する意味がない。第1項の実施制限規定は、その旨を明らかにしたものであり、本条例の根幹となる規定の1つである。

第2項は、評価書の公告後に対象事業の内容を変更する場合に関する規定である。基本的には手続を再びやり直すのが原則であるが、事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更に該当するときは、手続をやり直す必要はないこととしている。

なお、第2項により手続を再度行うこととされた事業については、第3項により、当

該再実施の手続において条例第23条の公告を行うまでの間は、対象事業を実施してはならないこととなる。

また、評価書の公告後に事業の引継ぎが行われた場合、引き継いだ事業者が対象事業の内容を変更する可能性があるため、手続の再実施を確実に行う観点から、この場面における引継ぎについても把握を行う必要がある。このために第4項を定め、公告を行わせることとするものである。なお、対象事業を行わないこととした場合や第一種事業・第二種事業以外の事業となった場合については、評価書の公告後の場面では本条例において手続が行われることはないため、条例第26条に類するような公告等の手続を設けていない。

解説

① 「（第21条第1項又は第24条の規定による修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業）」

評価書作成の際の修正（条例第21条第1項）、それ以外の場面での修正（条例第24条）のそれぞれについて、修正後の対象事業について実施制限がかかっていることを明示するものである。

② 「実施してはならない」

原則的には、環境影響評価の対象となる環境を改変するような行為をしてはならないという趣旨であり、具体的には、例えば山を削って整地するような行為は許されないととなる。

他方で、試掘調査のためのボーリング、試験盛土等の事前調査の一環として調査に必要な範囲で行われる行為といった行為等は、評価書の公告前に行っても差し支えないものと考えられる。

③ 「規則で定める軽微な変更」（＝規則第36条第1項）

条例第21条第1項第1号における規則で定める修正と同じく、事業の諸元のうち、変更することによって環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあるものを設定し、当該事業の諸元が一定の基準以上に変わらない場合（環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものは除く。）であって、環境影響を受ける範囲であると認められる市町の区域が増加しない変更を「軽微な変更」とした。

なお、評価書の公告後に事業の内容の変更を認めることは、環境影響評価手続の最終成果物である評価書に記載された内容と異なった内容で事業を実施することを認めることになるため、評価書の公告前の修正より限定されたものしか認められるべきではないという考え方のもと、事業の諸元を数多く設定したり、再実施の基準をより厳しくしたりすることによって、限定されたものののみが「軽微な変更」となっている。

④ 「その他の規則で定める変更」（＝規則第36条第2項）

- ①軽微な変更、②事業の諸元以外の変更、③環境への負荷の低減を目的とする変更（緑

地その他の緩衝空地を増加するものに限る。) であって環境影響を受ける範囲であると認められる市町の区域が増加しない変更を、手続を再び行う必要がない「規則で定める変更」とした。

環境への負荷の低減を目的とする変更については、評価書公告後の変更であることに鑑み、明らかに環境への負荷の低減を目的とする変更である緑地その他の緩衝空地を増加するものに限り、手続を再び行う必要がないこととした。

⑤ 「この条例の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない」

軽微な変更等のみが行われるものについては、本条例の手続をもう一度行う必要はない。

⑥ 「(同条の規定による公告を行い、かつ、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。)」

評価書の公告を一度行った後に手続をやり直す事業であるため、実施制限は二度目の評価書の公告までかかることとなる。

⑦ 「前条第2項の規定は、当該引継ぎについて準用する」

対象事業の実施を他の者から引き継いで新たに事業者となった者は、引継ぎ前の事業者がすでに実施した手続を行わなくともよいこととするものである。

参考

個別法による免許等の射程範囲と条例第27条第1項の実施制限の射程範囲の関係

条例第27条第1項は、環境影響評価の対象となる環境を改变するような行為をしてはならないという規定であり、同条の規定により制限される行為と個別法による免許等の射程範囲との間には、ズレが生じる可能性がある。例えば、発電所でいえば、事業用電気工作物の設置は電気事業法第47条第1項の認可の対象であるが、当該事業用電気工作物の用地とするために山を削って整地をすることは、認可の対象ではない。

本条例では、山を削って整地する部分についても環境保全の見地からの審査を行うこととしており、このような場合には、個別法による免許等の射程範囲とズレが生じることとなり、本条により制限される行為の方が、範囲が広くなることとなる。

(評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施)

第28条 事業者は、第23条の規定による公告を行った後に、^①対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために^②第14条第1項第5号又は第6号に掲げる事項を^③変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に^④第6条から第23条まで又は第12条から第23条までの規定の例による^⑤環境影響評価その他の手続を行うこ

とができる。

- 2 事業者は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公告するものとする。
 - 3 第24条から前条までの規定は、第1項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、^⑥同条第1項中「公告」とあるのは、「公告（^⑦次条第1項に規定する環境影響評価その他の手続を行った後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。
-

【施行規則】

（環境影響評価その他の手続の再実施の場合の公告）

第38条 第7条の規定は、条例第28条第2項の規定による公告について準用する。

2 条例第28条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 前条第2項第1号及び第2号に掲げる事項
 - 二 条例第28条第1項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととした旨及びその手続
-
-

趣旨

本条例の規定による環境影響評価手続が既に行われた対象事業について、それが長期間未着工である場合においては、その間に環境の状態にも変化が生じ、手続を行った時点の予測評価の前提がくずれることがある。このような場合においては、本条例の規定による環境影響評価手続が再実施されることが望ましいことがあるので、このような場合に、事業者がこの条例による手続を実施できることとしたものである。

また、第2項以下は、第1項の規定により再実施した場合の手続について所要の規定を設けたものである。いったん再実施の手続に入った以上は、一連の手續を最後まで行うこととし、この手続の結果として条例第23条の規定により公告が行われるまでの間は、第3項の規定により対象事業の実施が制限されることとなる。

なお、本条はあくまで対象事業に着手する前に適用される規定であり、いったん事業に着手した場合には、本条の適用対象となるものではない。

解説

① 「対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情」

本条の規定により再実施ができる場合は、基本的には環境の状況が著しく変化したような場合であるが、これ以外にもこれに相当する事情であって、再実施を行うに足りる

合理的な事情がある場合には、本条の対象となることとなる。

② 「第14条第1項第5号又は第6号に掲げる事項」

本条の対象となるのは、環境影響評価の項目若しくは手法又は環境影響評価の結果を変更する場合であり、対象事業の目的及び内容の変更の場合は本条の適用を受けるものではない。（この場合には、条例第27条第2項の規定の適用を受けることとなる。）

③ 「変更する必要があると認めるとき」

認める主体は、事業者である。

④ 「第6条から第23条まで又は第12条から第23条までの規定の例」

本条においては、基本的には方法書手続（スコーピング）に戻って手続を再実施することとなるが、事業者の判断により方法書手続を省略できることとしている。

手続の再実施の規定は、対象事業の目的及び内容は変更しないことを前提とするものであることから、そのような場合に一定の期間を要する方法書手続を必ず経る必要があることは合理的とは考えられず、むしろ、必要に応じて方法書手続を省略することができるとすることによって、再実施の負担を軽減し、自発的な再実施が行われやすくなる方が、環境保全上適切であると考えられる。

また、手続の再実施は「環境の状況の変化その他の特別の事情」により行われるものであることから、これらの事由と従前の環境影響評価の結果等を踏まえることにより、方法書手続を行わなくとも、適切に環境影響評価の項目及び手法を選定しうる場合もあると考えられる。

⑤ 「環境影響評価その他の手続を行うことができる」

一律に再実施を義務付けるという方法も考えられるが、仮に義務付けることとした場合には、その義務が生じる条件を客観的、合理的に確定する必要がある。しかしながら、環境の状況の著しい変化といった条件を客観化することは困難であり、また、その環境の状況の変化が事業者以外の特定の者の行為によることが明らかな場合など、事業者に再実施を義務付けることが必ずしも合理的とは考えられない場合もある。このため、本条例においては、一定の場合を特定して必ず再実施を義務付けるようなことはせず、事業者自らの判断により再実施ができる旨の規定を置くことにより、実質上適切に再実施が行われるよう措置したものである。

⑥ 「同条第1項中」

「条例第27条第1項中」の意味である。

⑦ 「(次条第1項に規定する環境影響評価その他の手続を行った後に行うものに限る。)」

条例第28条第1項に規定する環境影響評価その他の手続を行った後に行う評価書の公告に限ることを意味しており、いったん、再実施に入ったら、対象事業でなくなる場合を除き、評価書の公告を行うまで手続を離れることができないことを意味する。

(許可等に際しての環境の保全の配慮)

第29条 知事は、第22条の規定による送付を受けたときは、^①対象事業に係る許可、認可その他の処分（以下「許可等」という。）又は届出（当該届出に係る法令において、当該届出に關し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができる事が規定されているものに限る。以下「特定届出」という。）の受理を行う者に対し、評価書を送付するとともに、^②当該許可等又は特定届出の受理に際し環境の保全についての配慮がなされるよう要請するものとする。

趣旨

本条では、知事が、対象事業に係る許可等又は特定届出の受理を行う者に対し、評価書を送付するとともに、当該許可等又は特定届出の受理に際し環境の保全についての配慮がなされるよう要請することとした。

参考

免許等に係る環境の保全の配慮についての審査等（法第33～37条）

環境影響評価法においては、免許等を行う者が、環境影響評価手続の最終成果物として完成した評価書と法第24条の規定により述べた意見に基づいて、対象事業が環境の保全について適正な配慮がなされるものであるかどうかについて審査し、その結果を免許等に反映（免許等の拒否、条件の付与等）させることを求める、いわゆる「横断条項」が定められている。

しかし、法律の規定に基づく免許等について、条例により法律の規定に反する制限を加えることはできないため、本条例では、「当該許可等又は特定届出の受理に際し環境の保全についての配慮がなされるよう要請する」こととしたものである。

解説

① 「対象事業に係る許可、認可その他の処分（以下「許可等」という。）又は届出（当該届出に係る法令において、当該届出に關し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができる事が規定されているものに限る。以下「特定届出」という。）の受理」

対象事業に係る「許可等」とは、その事業の中核的なもの、すなわち、どこでその事業を行うとしても必要となる、事業実施そのもののための許認可等を想定している。

しかし、本条が、当該許可等を行う者に対して評価書を送付し、許可等に際し環境の保全についての配慮がなされるよう要請するものであるため、一定の土地改変行為を行う場合に必要な様々な許認可等について、当該許認可等を行う者に配慮を要請することも効果的であると考えられる。

参考

法対象事業に係る「免許等又は特定届出の受理」について

環境影響評価法においては、法が対象とする事業は、規模要件のほかに、事業の実施に際して許認可等又は特定届出を必要とする事業であることなどの法的関与要件を満たす事業であることが規定されており（法第2条第2項第2号）、また、当該許認可等を行う者が許認可等に際し評価書の記載事項を審査しなければならないことが規定されている（法第33～37条）。

この場合の対象事業に係る許認可等は、その事業の中核的なもの、すなわち、どこでその事業を行うとしても必要となる、事業実施そのもののための許認可等を捉えている。

一方、一定の土地改変行為を行う場合、その実施地域によって（例　都市計画法における市街化区域、森林法における保安林内、自然公園法における自然公園地域、海岸法における海岸保全区域等）、様々な許認可等が必要となるが、これらは事業実施そのもののための許認可等ではなく、その地域外で事業を実施するときは必要とされないものであるため、これらの許認可等は法の「免許等」として捉えていない。

② 「当該許可等又は特定届出の受理に際し環境の保全についての配慮がなされるよう要請するものとする。」

対象事業に係る許可等又は特定届出の受理に際し、評価書に記載されている内容について、当該許可等又は届出に係る法令の規定に反しない限りにおいて、環境の保全についての配慮がなされるよう要請するものである。

（具体的には、対象事業に係る許可等の審査に際し、当該許可等に係る基準として環境の保全に関する内容が含まれる場合に、評価書の記載事項等に基づき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかの審査がなされることが想定される。）

第2節 措置状況の報告等

第30条 事業者等の環境の保全の配慮

第31条 着手の届出等

規則第39条 対象事業着手後の引継ぎの場合の公告

第32条 措置状況の報告等

規則第40条 措置状況報告書の送付期限

規則第41条 措置状況報告書についての公告の方法

規則第42条 措置状況報告書の縦覧場所

規則第43条 措置状況報告書について公告する事項

指針第15条 措置状況報告書の作成

参考 措置状況報告書の送付の期限について

第33条 立入検査等

規則第44条 身分証明書の様式

第34条 環境の保全のための措置の要求

(事業者等の環境の保全の配慮)

第30条 ^①対象事業を実施し、又は実施しようとする者（委託に係る対象事業にあっては、その委託をし、又はしようとする者。以下「事業者等」という。）は、^②評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。

趣旨

本条は、事業者等（事業を実施し、又は実施しようとする者）が、「評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして事業を実施するように」という心構えをもって事業を実施すべき旨を規定している。

解説

① 「対象事業を実施し、又は実施しようとする者（委託に係る対象事業にあっては、その委託をし、又はしようとする者。以下「事業者等」という。）」

この条例において、「事業者」とは、「対象事業を実施しようとする者（委託に係る対象事業にあっては、その委託をしようとする者）」である（条例第2条第5項）。対象事業に係る環境の保全については、事業着手前に限らず、事業着手後においても適正

な配慮がなされる必要があるため、対象事業を「実施しようとする者」、「実施している者（実施した者を含む。）」を併せて「事業者等」としたものである。

② 「評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。」

事業の着手後に、「評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにする」という心構えをもって事業に取りかからなかつた証左とみなされる程度に、事業内容を大幅に変更するような場合は、この規定に対する違反が問わされることになる。

(着手の届出等)

第31条 事業者等は、^①対象事業の実施に着手したとき又は対象事業の実施を完了したときは、速やかに、その旨を知事に書面により届け出なければならない。

2 事業者等は、着手した対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、^②規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

【施行規則】

(対象事業着手後の引継ぎの場合の公告)

第39条 第7条の規定は、条例第31条第2項の規定による公告について準用する。

2 条例第31条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事業者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 対象事業の名称、種類及び規模
 - 三 対象事業の実施を他の者に引き継いだ旨
 - 四 引継ぎにより新たに事業者等となった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
-
-

趣旨

本条は、事業者等が対象事業の実施に着手したとき又は実施を完了したときは知事に届け出なければならないこと（第1項）、着手した対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合はその旨を公告しなければならないこと（第2項）を規定したものである。

解説

① 「対象事業の実施に着手したとき」

環境影響評価の対象となる環境を改変するような行為、具体的には例えば山を削って整地するような工事に着手したときを指している。

一方、試掘調査のためのボーリング、試験盛土等の事前調査の一環として調査に必要な範囲で行われる行為といった行為等は含まれないものと考えられる。

② 「規則で定めるところにより」（＝規則第39条）

方法書に係る公告（規則第7条）と同様である。

（措置状況の報告等）

第32条 事業者等は、^①規則で定めるところにより、^②環境の保全のために講じた措置の状況を記載した書類（以下「措置状況報告書」という。）を作成し、知事及び関係市町長に対し、これを送付しなければならない。

2 事業者等は、前項の規定による送付をしたときは、^③規則で定めるところにより、措置状況報告書を作成した旨その他^④規則で定める事項を公告し、関係地域内において、措置状況報告書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

【施行規則】

（措置状況報告書の送付期限）

第40条 条例第32条第1項の規定による送付の期限は、対象事業の内容を勘案して知事が定める。

2 知事は、前項の規定により期限を定めたときは、事業者等に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。

（措置状況報告書についての公告の方法）

第41条 第7条の規定は、条例第32条第2項の規定による公告について準用する。

（措置状況報告書の縦覧場所）

第42条 第8条の規定は、条例第32条第2項の規定による縦覧について準用する。

（措置状況報告書について公告する事項）

第43条 条例第32条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

-
- 一 事業者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 対象事業の名称、種類及び規模
 - 三 対象事業が実施され、又は実施されようとする区域
 - 四 措置状況報告書の縦覧の場所、期間及び時間
-

【技術指針】

（措置状況報告書の作成）

第15条 措置状況報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 事業者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 対象事業の名称、種類及び規模
 - 三 対象事業が実施され、又は実施されようとする区域
 - 四 工事の実施の状況又は土地等の存在及び供用の状況
 - 五 環境保全措置の内容、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法（既に講じられたものに限る。）
 - 六 事後調査を行った場合にあっては、事後調査の結果
 - 七 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合にあっては、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 前項第5号に掲げる事項の記載に当たっては、評価書に記載した事項と異なる場合にあっては、その理由を明らかにするものとする。
- 3 第1項第6号に掲げる事項の記載に当たっては、次に掲げる事項を明らかにするものとする。
- 一 環境影響評価の結果との比較検討の結果
 - 二 事後調査の項目又は手法が評価書に記載したものと異なる場合にあっては、その理由
 - 三 事業者等以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用した場合にあっては、当該事業者等以外の者との協力又は当該事業者等以外の者への要請の方法及び内容
-
-

趣旨

本条は、事業者等が、措置状況報告書を作成し、知事及び関係市町長に送付するとともに、方法書等と同様に、措置状況報告書を作成した旨を公告し、1月間縦覧に供しなければならないことを規定したものである。

対象事業の実施状況や環境保全措置の状況については、環境影響評価の手続に関与した者（意見を有する者及び市町）に周知する必要があるため、措置状況報告書の手続を義務づけたものであり、その送付の期限は、対象事業の内容を勘案して知事が定めることとした（規則第40条）。

参考

措置状況報告書の送付の期限について

事業者は、評価書の公告を行った後、対象事業に着手し、評価書に記載した環境保全措置を講じながら事業を進めていくことになるが、通常、次のような経過を経て、事業着手後の一連の手続を終了することになる。

- ① 対象事業に係る工事の着手（着手届の提出）
- ② 工事中に講ずることとした環境保全措置の実施
- ③ 工事中に事後調査を行う場合にあっては、事後調査の実施
- ④ 事後調査の結果に応じて講ずることとした環境保全措置の実施
- ⑤ 対象事業に係る工事の完了（完了届の提出）、供用開始
- ⑥ 措置状況報告書の作成（公告・縦覧）
- ⑦ 土地等の存在又は供用時に講ずることとした環境保全措置の実施）
- ⑧ 土地等の存在又は供用時に事後調査を行う場合にあっては、事後調査の実施）
- ⑨ 事後調査の結果に応じて講ずることとした環境保全措置の実施）
- ⑩ [報告の徴収、立入検査等による環境保全措置の実施状況の確認]

対象事業の実施状況や環境保全措置の実施状況等については、環境影響評価の手続に関与した者に周知させる必要があるため、これらを記載した措置状況報告書を作成し、公告・縦覧することとされている。この措置状況報告書の作成の時期は、上記のとおり、対象事業に係る工事が完了し、供用開始された段階で作成されることを想定している。

したがって、措置状況報告書の送付の期限については、事後調査結果等を整理し、講じた環境保全措置の効果等を確認する必要があることから、これまでの要綱における実績等を考慮し、原則として対象事業に係る工事が完了したのち概ね6か月以内とすることが適当であると考えられる。

なお、対象事業に係る工事の着手から完了まで、あるいは供用開始から定常状態に達する時までに長期間を要する場合には、それぞれの間の中間的な時期に、又は定期的に、適切な環境保全措置が講じられているかどうかを確認しておく必要がある。この場合、工事の内容（工法、期間、工程計画等）、実施される環境保全措置（事後調査を含む）の内容、供用開始後の事業活動の内容等を勘案し、必要に応じて追加的な措置状況報告書の送付を求めることや、条例第33条の規定に基づく報告の徴収、立入検査等により確認することが考えられる。

解説

① 「規則で定めるところにより」（＝規則第40条）

措置状況報告書については、技術指針第15条の規定に基づいて作成することになるが、

その送付期限については、対象事業の内容を勘案して知事が定めることとした。（条例第32条の趣旨を参照）

② 「環境の保全のために講じた措置の状況を記載した書類（以下「措置状況報告書」という。）を作成」

措置状況報告書に記載すべき事項は、技術指針第15条に示されている。

③ 「規則で定めるところにより」（＝規則第41条、第42条、第43条）

措置状況報告書についての公告・縦覧の方法は、方法書と同様であり（規則第41条及び第42条）、公告する事項は規則第43条に示されている。

なお、他の環境影響評価図書と同様、当該措置状況報告書の閲覧を希望する者が居住地に関係なく当該措置状況報告書の内容を確認で来るようするため、インターネットによる公表を併せて行うことが望まれる。

（立入検査等）

第33条 知事は、前3条の規定の施行に必要な限度において、事業者等に対し、その着手した対象事業に関し報告させ、又はその職員に、当該対象事業の工事現場若しくは事業者等の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該対象事業の実施状況若しくは書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【施行規則】

（身分証明書の様式）

第44条 条例第33条第2項の身分を示す証明書は、別記様式による。

趣旨

本条は、事業に着手した対象事業の実施状況等について、知事が、必要に応じて報告を求めたり、担当職員に工事現場等の立入検査を行わせたりする等ができるることを規定したものである。

なお、この立入検査は、犯罪捜査のために認められたものではなく、あくまで対象事

業が環境の保全について適正な配慮をして実施されるようにするために行われるものである。

(環境の保全のための措置の要求)

第34条 知事は、第32条第1項の規定による送付を受けた場合又は前条第1項の規定による報告を受け、若しくは立入検査をした場合において、環境の保全のための措置を講ずる必要があると認めるときは、事業者等に対し、当該措置を講ずるよう求めることができる。

2 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、審査会の意見を聞くことができる。

趣旨

本条は、知事が、措置状況報告書の送付を受けた場合又は報告の徴収や立入検査を行った場合において、必要があると認めるときは、事業者等に対し、環境の保全のための措置を講ずるよう求めることができるとしたものである。

この場合、必要があると認めるときは、審査会の意見を聞くことができることとした。

第10章 環境影響評価その他の手続の特例等

第1節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例

- 総論 1 特例を設ける必要性
- 2 特例の概要
 - 参考 都市計画法に関する特例
 - 3 都市計画決定権者が行う事務の性格
 - 4 事業者が行う環境影響評価手続との関係
 - 5 環境影響評価手続と都市計画決定手続の前後関係

第34の2条—第35条 都市計画に定められる第一種事業等

第36条 都市計画に定められる対象事業等

第37条 都市計画に係る手続との調整

第37条の2 対象事業等を定める都市計画に係る手続に関する都市計画法の特例

第38条 対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更の場合の再実施

第39条 事業者等の行う環境影響評価との調整

第40条 事業者の協力

総論

1 特例を設ける必要性

対象事業が行われる場合には、当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市計画に定められることも想定される。ここで、対象事業又は対象事業に係る施設が都市計画に定められた場合には、その段階で事業の諸元が決定されることとなることから、このような状況の下で本条例による環境影響評価手続が適切にその機能を果たしていくためには、環境影響評価制度と都市計画制度との調整を図る必要がある。

このため、対象事業（又は第一種事業等）が市街地開発事業として都市計画に定められる場合又は対象事業に係る施設が都市施設として都市計画に定められる場合には、当該都市計画の決定又は変更を行う県又は市町（都市計画決定権者）が事業者に代わるものとして環境影響評価の手続を行うこととした。

また、都市計画法（昭和43年法律第100号）においては、都市計画決定に当たっての利害関係人等の意見聴取手続が定められているが、これらの手続において意見書を提出する住民等に混乱を生じさせないようにするとともに、これらの手続を行う都市計画決定権者の事務負担を考慮して、都市計画の決定手続と併せて本条例の規定による環境影響評価手続を行う仕組みとした。

なお、配慮書手続についても、都市計画決定権者が、事業の諸元が決定していない段階において計画段階配慮事項についての検討を行うことは、都市計画の案の作成に際し、より環境に配慮した計画の立案に資するものであることから、第一種事業等が都市計画に定められる場合、当該都市計画の決定又は変更を行う都市計画決定権者が、第一種事業等を実施しようとする者に代わって行うことができるものとした。

(1) 都市計画決定権者が事業者に代わるものとして環境影響評価手続を行う理由

都市施設又は市街地開発事業について都市計画決定がなされた場合には、当該都市計画の区域内においては建築物の建築等について許可が必要となるなどの権利制限が課せられることに鑑みれば、都市計画決定の際に環境影響評価手続が行われていない場合には、事後の環境影響評価手続によって当該都市計画を修正すべきとの判断が行われる可能性が残されることとなるので、都市計画の法的安定性を大きく阻害することとなる。一方、事業者が環境影響評価手続を行っていない限り都市計画決定権者が都市計画決定できないとするのは、まちづくりの基本的な機能を著しく減殺することとなる。

環境影響評価手続は、事業計画の熟度を高めていく過程において十分な環境情報のもとに適正な環境保全上の配慮を行っていくことをその本質とするものであり、環境影響評価手続により得られた情報を事業計画に相当する都市計画の内容の検討に生かせるような仕組みとすることが適当である。

したがって、対象事業等が都市計画に定められる場合には、都市計画決定権者が事業者に代わるものとして環境影響評価手続を行うこととした。

(2) 環境影響評価手続と都市計画決定手続と併せて行う理由

環境影響評価手続と都市計画決定手続とは、双方とも、国民に対して正確な情報を提供して広範な意見を集め、公平中立的な判断を行うことを手続の基本的な考え方としている。このため、これらの手続については、環境影響評価手続においては環境影響評価準備書の公告・縦覧及び意見書の提出、都市計画においては都市計画の案の公告・縦覧及び意見書の提出という類似した手續が設けられている。

また、準備書は、都市計画に定められる事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保するために、その事業が環境に与える影響を評価するための図書であるが、都市計画決定の手続においては、環境面から都市計画の案の合理性・妥当性を判断する際の図書である。

このように、双方の手続は密接な関連を有していることから、都市計画決定権者が双方の手続を行うに当たっては、これらを併せて行うこととしたものである。

2 特例の概要

本条例は、環境影響の程度から選定した対象事業について、それを実施しようとする事業者に対し一連の環境影響評価手続を義務付けるものである。この点については、都市計画に定められる事業に係る手続とそれ以外の事業に係る手続とで変わることはない。

本条例では、都市計画に定められる対象事業等について、次の8条からなる特例が定められている。

(1) 都市計画に定められる第一種事業等（条例第34条の2）

都市計画に定められる事業が第一種事業等である場合の条例第4条の2から第4条の7までの手続の特例を定めている。

(2) 都市計画に定められる第一種事業等（条例第35条）

都市計画に定められる事業が第二種事業である場合の条例第5条の特例を定めている。

(3) 都市計画に定められる対象事業等（条例第36条）

都市計画に定められる事業が対象事業である場合の条例第6条から第34条まで及び第45条の手続の特例を定めている。

(4) 都市計画に係る手続との調整（条例第37条）

ア 準備書の公告は、都市計画の案の公告と併せて、また、評価書の公告は、都市計画の告示と併せて行うものとする旨の規定を置いている。

イ 都市計画決定権者が準備書を都市計画の案と併せて、また、評価書を都市計画の図書と併せて縦覧に供する旨を規定している。

なお、対象事業に係る都市計画決定権者が国土交通大臣である場合、国土交通大臣は、準備書を都市計画の案と併せて縦覧に供し、また、評価書については、国土交通大臣は、知事に送付し、知事は国土交通大臣が定める都市計画についての都市計画の図書の写しと併せて縦覧に供する旨を規定している。

ウ 都市計画決定権者は、評価書及び要約書を都市計画の案と併せて、都市計画審議会に付議する旨を規定している。

(5) 対象事業等を定める都市計画に係る手続に関する都市計画法の特例（条例第37条の2）

準備書を都市計画の案と併せて縦覧に供する場合、都市計画法に定める都市計画の案の縦覧期間及び意見書の提出期限について、本条例の準備書手続と整合を図る旨を規定している。

(6) 対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更の場合の再実施（条例第38条）

評価書の公告後に都市計画の内容を変更する場合の再実施規定を置いている。

(7) 事業者の行う環境影響評価との調整（条例第39条）

事業者（又は配慮書事業者）が既に本条例の手続を進めている段階でその事業を都市計画に定めようとする場合の手続を規定している。

(8) 事業者の協力（条例第40条）

都市計画決定権者が事業者（又は配慮書事業者）に代わって手続を進めるに当たって、必要な協力を都市計画決定権者が事業者（又は配慮書事業者）に求めることができる旨が規定されている。

参考

都市計画法に関する特例

環境影響評価法においては、都市計画に定められる対象事業等に係る環境影響評価の手続は、都市計画決定権者が都市計画の決定の手続に併せて行うよう規定するとともに、都市計画

法の規定に基づく都市計画の案の縦覧期間及び意見提出期間を読み替えるなどの都市計画法の特例が定められているため、準備書の公告と都市計画の案の公告、これらの縦覧期間及び意見提出期間、評価書と都市計画の公告（告示）及び縦覧、都市計画審議会への付議のすべてについて、両手続の整合が図られている。

また、本条例においても、都市計画に定められる対象事業等に係る環境影響評価の手続は、都市計画決定権者が都市計画の決定の手続に併せて行うよう規定しているほか、都市計画法において、都市計画の案の縦覧期間を読み替えるなどの都市計画法の特例を条例で定めることができるとされており、両手続の整合が図られている。

【参照条文】

◎都市計画法（昭和43年法律第100号）（抄）

（都市計画の案の縦覧等）

第17条 都道府県又は市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、都道府県の作成に係るものにあっては都道府県に、市町村の作成に係るものにあっては市町村に、意見書を提出することができる。

3～5 （略）

（条例との関係） （※都市計画法の改正（平成12年法律第73号）により追加）

第17条の2 前2条の規定は、都道府県又は市町村が、住民又は利害関係人に係る都市計画の決定の手続に関する事項（前2条の規定に反しないものに限る。）について、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

3 都市計画決定権者が行う事務の性格

本特例において、都市計画決定権者が「事業者に代わるものとして」行うこととなる事務は、いわば事業者の代理をする事務である。

この事務は、都市計画の決定に関する事務（自治事務）の執行に付随して生じるものであり、都市計画担当部局が環境の保全を図ることを目的として行うこととなる。

4 事業者が行う環境影響評価手続との関係

本特例が適用され、対象事業等が都市計画に定められる場合には、事業者の意思如何にかかわらず都市計画決定権者が事業者に優先して環境影響評価手続を行うこととなる。

都市計画決定権者が行う環境影響評価手続は、都市計画決定権者が「事業者に代わるものとして」手続を行うものであり、事業者は、都市計画に定められない場合には自らが作成したであろう評価書と同様に、都市計画決定権者が作成した評価書に記載されているところにより環境配慮を行うこととなる。

ただし、対象事業等が都市計画に定められる場合であっても、都市計画決定権者が都市計画に定める意思を表明するまでに、事業者が既に準備書の公告を行っていれば、その対象事業に係る環境影響評価手続はすべて事業者が行うこととなる。

5 環境影響評価手続と都市計画決定手続の前後関係

都市計画法に規定される都市計画決定手続においては、制度上、最初に事業計画の案が公表されるのは、都市計画の案の公告である。また、この公告は、後述のとおり、環境影響評価手続における準備書の公告と併せて行われることとしており、その後縦覧や意見書の提出などの手續が行われることとなる。

したがって、都市計画手続の側から見れば、配慮書手續を実施する場合は配慮書の公表により、第二種事業であればスクリーニングの届出により、第一種事業であれば方法書の公告・縦覧により、第一種事業又は第二種事業に当たらない事業より早い段階で事業を実施しようとする意思が外部に明らかになることとなる。

(都市計画に定められる第一種事業等)

第34条の2 第一種事業等が^①都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業（以下「市街地開発事業」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業等又は^②第一種事業等に係る施設が同条第5項に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業等については、第3章第1節の規定による計画段階配慮事項についての検討その他の手續は、次項及び第39条に定めるところにより、当該都市計画に係る^③同法第15条第1項の県若しくは市町（同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣（同法第85条の2の規定により同法第22条第1項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合にあっては、当該地方整備局長。以下同じ。）又は市町）又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第51条第1項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町（以下「都市計画決定権者」と総称する。）が^④当該第一種事業等を実施しようとする者に代わるものとして行うことができる。この場合において、^⑤第4条の3第2項並びに第4条の7第1項第3号及び第2項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手續を行う場合における第3章第1節（第4条の3第2項並びに第4条の7第1項第3号及び第2項を除く。）の規定の適用については、^⑥〈読み替え規定〉とする。

趣旨

第一種事業等が都市計画に定められる場合又は第一種事業等に係る施設が都市計画に定められる場合には、配慮書手續は、都市計画決定権者が第一種事業等を実施しようと

する者に代わるものとして、行うことができるとした。

解説

- ① 「都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業（以下「市街地開発事業」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業等」

条例第2条第2項第11号（土地区画整理事業）、第12号（住宅団地の造成事業）等の事業は市街地開発事業として都市計画に定められる場合があり、このような場合の当該事業を指す。

- ② 「第一種事業等に係る施設が同条第5項に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業等」

条例第2条第2項第1号（道路の新設等）、第8号（下水道終末処理施設の設置等）等の事業に係る施設は、都市施設の一つとして都市計画に定められる場合があり、このような場合の当該都市施設に係る事業を指す。

なお、流通業務団地の造成事業（条例第2条第2項第13号）は、都市計画には、都市施設の一つとして定められることとなっている。

- ③ 「同法第15条第1項の県若しくは市町（同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣（同法第85条の2の規定により同法第22条第1項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合にあっては、当該地方整備局長。以下同じ。）又は市町）又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第51条第1項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町」

市街地開発事業に係る都市計画は、都市計画法施行令に定めるところにより、県又は市町が定めることとなっている。なお、同法第22条第1項の場合とは、2以上の県の区域にわたる都市計画区域に係る都市計画を定める場合を指す。

また、都市再生特別措置法の規定により、市町は、都市再生整備計画を作成し、これに市町決定計画及び計画決定期限を記載したときは、公告しなければならないが、当該公告の日から計画決定期限が到来する日までの間に限り、都市再生整備計画に記載された市町決定計画に係る都市計画の決定又は変更をすることとなっている。

- ④ 「当該第一種事業等を実施しようとする者に代わるものとして行う」

都市計画決定権者が「第一種事業等を実施しようとする者に代わるものとして行う」事務の性格については総論3参照。また、事業を実施しようとする者との優先関係などについては総論4参照。

- ⑤ 「第4条の3第2項並びに第4条の7第1項第3号及び第2項の規定は、適用しない」
適用されない条項とその理由は次のとおりである。

- (1) 第4条の3第2項（2以上の対象事業についての配慮書の共同作成）

2以上の団体が共同で都市計画決定を行うことが都市計画法では想定されていないので適用しないこととした。

(2) 第4条の7第1項第3号及び第2項（事業の引継ぎに関する規定）

都市計画決定を他の者に引き継ぐことが想定できないので適用しないこととした。

⑥ 〈読み替え規定〉

当該規定による読み替え後の条文は、参考資料編参照。

【参照条文】

◎都市計画法（昭和43年法律第100号）（抄）

（都市計画を定める者）

第15条 次に掲げる都市計画（準都市計画区域について定めるものを除く。）は都道府県が、
その他の都市計画は市町村が定める。

- 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画
- 二 区域区分に関する都市計画
- 三 都市再開発方針等に関する都市計画
- 四 第8条第1項第4号の2、第9号から第13号まで及び第16号に掲げる地域地区（同項第
9号に掲げる地区にあっては港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第2項の重要港湾に
係るものに、（中略）限る。）に関する都市計画
- 五 1の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるも
の又は1の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都
市施設として政令で定めるものに関する都市計画
- 六 市街地開発事業（政令で定める小規模な土地区画整理事業、市街地再開発事業及び住宅
街区整備事業を除く。）に関する都市計画
- 七 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画

2～4 （略）

（国土交通大臣の定める都市計画）

第22条 2以上の都府県の区域にわたる都市計画区域に係る都市計画は、国土交通大臣及び市
町村が定めるものとする。この場合においては、第15条、第15条の2、第17条第1項及び第
2項、第18条第1項及び第2項並びに前条第1項中「都道府県」とあり、並びに第19条第3
項及び第4項中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣」と、第17条の2中「都道府県
又は市町村」とあるのは「市町村」と、第20条第1項中「都道府県又は」とあるのは「国土
交通大臣又は」と、「都道府県にあっては国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣にあ
つては関係都府県知事」とする。

- 2 国土交通大臣は、都府県が作成する案に基づいて都市計画を定めるものとする。
- 3 （略）

◎都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）（抄）

(都市計画の決定等に係る権限の移譲)

第51条 市町村は、都市計画法第15条第1項及び第87条の2第1項の規定にかかわらず、第46条第15項後段（同条第16項において準用する場合を含む。）の公告の日から計画決定期限が到来する日までの間に限り、都市再生整備計画に記載された市町村決定計画に係る都市計画の決定又は変更をすることができる。

2～4 (略)

(都市再生整備計画)

第46条 市町村は、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域において、都市再生基本方針（当該区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、都市再生基本方針及び当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針）に基づき、当該公共公益施設の整備等に関する計画（以下「都市再生整備計画」という。）を作成することができる。

2～14 (略)

15 市町村は、都市再生整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に都市再生整備計画の写しを送付しなければならない。この場合において、当該都市再生整備計画に市町村決定計画及び計画決定期限を記載したときは、国土交通省令で定めるところにより、これらの事項を公告しなければならない。

16 (略)

第35条 第二種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第二種事業又は第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第二種事業については、第5条第1項の規定による届出は、次項から第4項までに定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者が^①当該第二種事業を実施しようとする者に代わるものとして行うものとする。

2 前項の規定により都市計画決定権者が届出を行う場合における第5条の規定の適用については、^②〈読み替え規定〉とする。

3 ^③前項の規定により読み替えて適用される第5条第3項第1号の措置がとられた第二種事業（前項の規定により読み替えて適用される同条第4項及び次条第2項の規定により読み替えて適用される第25条第2項において準用する第5条第3項第2号の措置がとられたものを除く。）について第二種事業を実施しようとする者が作成した配慮書があるときは、当該第二種事業を実施しようとする者は、都市計画決定権者に当該配慮書を送付するものとする。

4 前項の場合において、配慮書を送付する前に第二種事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、当該第二種事業を実施しようとする者に対して行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手續は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

趣旨

第二種事業が都市計画法に規定する市街地開発事業として都市計画に定められる場合、又は第二種事業に係る施設が同法に規定する都市施設として都市計画に定められる場合における当該第二種事業に係る第5条第1項の届出については、都市計画決定権者が第二種事業を実施しようとする者に代わるものとして行うこととした。

したがって、当該都市計画決定権者たる県又は市町（都市計画法第22条第1項の場合にあっては、国土交通大臣又は市町。）が当該届出事項を記載した書面を作成し、知事が当該第二種事業に係る判定を行うこととなる。

また、第3項、第4項においては、都市決定権者が第二種事業に係る判定手続を行った結果、方法書以降の環境影響評価手続を実施する必要があると判定された第二種事業について、当該第二種事業を実施しようとする者が配慮書を作成している場合は、第二種事業を実施しようとする者は、当該配慮書及び当該配慮書についての知事意見の書面を都市計画決定権者に送付するものとし、送付までの第二種事業を実施しようとする者に関する行為は全て都市決定権者に関するものとみなすものとした。

解説

① 「当該第二種事業を実施しようとする者に代わるものとして行う」

都市計画決定権者が「第二種事業を実施しようとする者に代わるものとして行う」事務の性格については総論3参照。また、事業を実施しようとする者との優先関係などについては総論4参照。

② 〈読み替え規定〉

当該規定による読み替え後の条文は、参考資料編参照。

③ 「前項の規定により読み替えて適用される第5条第3項第1号の措置がとられた第二種事業（前項の規定により読み替えて適用される同条第4項及び次条第2項の規定により読み替えて適用される第25条第2項において準用する第5条第3項第2号の措置がとられたものを除く。）」

都市計画決定権者が第二種事業の判定手続を行った結果、方法書以降の環境影響評価手続を実施する必要があると判定された第二種事業のことである。なお、①一旦、判定手続により環境影響評価手続を実施する必要があると判定された後に、事業の規模又は実施されるべき区域を変更した場合又は②方法書の公告から評価書の公告を行うまでの間において、事業の内容を修正した場合において、当該事業が第二種事業に該当し、判定手続を行った結果、環境影響評価を実施する必要がないと判定されたものを除くものとしている。

(都市計画に定められる対象事業等)

第36条 対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第6条から第34条まで及び第45条の規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、^①次項、次条及び第38条から第40条までに定めるところにより、^②当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、^③当該対象事業又は対象事業に係る施設（以下「対象事業等」という。）に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、^④第6条第2項、第14条第2項並びに第26条第1項第3号及び第2項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第6条から第34条まで（第6条第2項、第14条第2項並びに第26条第1項第3号及び第2項を除く。）及び第45条の規定の適用については、^⑤〈読み替え規定〉とする。

趣旨

対象事業が都市計画に定められる場合又は対象事業に係る施設が都市計画に定められる場合には、方法書の作成以降の手続は、都市計画決定権者が事業者に代わるものとして、当該対象事業等に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うこととした。

解説

① 「次項、次条及び第38条から第40条までに定めるところにより」

本条第2項（「次項」）においては、都市計画対象事業についての第6条から第34条まで及び第45条の手続の特例を定めている。また、第37条（「次条」）では、手続の時期などについて都市計画手続との調整を行う旨を定めている。第37条の2では、対象事業等を定める都市計画に係る手続に関する都市計画法の特例を定めている。第38条では、手続の再実施に関する規定を置いている。第39条では、事業者が手続を実施中の段階で都市計画決定を行おうとした場合などについて、事業者の行う環境影響評価との調整の規定を置いている。さらに、第40条では、都市計画決定権者が事業者に協力を求める能够性を定めるものである。

なお、第37条の規定による環境影響評価の手續と都市計画の決定の手續との調整については、総論2参考を参照。

② 「当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして」

都市計画決定権者が「事業者に代わるものとして行う」事務の性格については、総論

3 参照。また、事業者との優先関係などについては、総論 4 参照。

③ 「当該対象事業又は対象事業に係る施設（以下「対象事業等」という。）に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行う」

どのように「併せて行う」かについては、第37条に規定されている。

具体的には、準備書の公告と都市計画の案の公告及び評価書の公告と都市計画の告示を併せて行うこととしている（総論 2 参考を参照）。

④ 「第 6 条第 2 項、第14条第 2 項並びに第26条第 1 項第 3 号及び第 2 項の規定は、適用しない」

適用されない条項とその理由は次のとおりである。

(1) 第 6 条第 2 項（2 以上の対象事業についての方法書の共同作成）及び第14条第 2 項（2 以上の対象事業についての準備書の共同作成）

2 以上の団体が共同で都市計画決定を行うことが都市計画法では想定されていないので適用しないこととした。

(2) 第26条第 1 項第 3 号及び第 2 項（事業の引継ぎに関する規定）

都市計画決定を他の者に引き継ぐことが想定できないので適用しないこととした。

⑤ 〈読み替え規定〉

当該規定による読み替え後の条文は、参考資料編参照。

（都市計画に係る手続との調整）

第37条 ①前条第 2 項の規定により読み替えて適用される第16条又は第23条の規定により都市計画決定権者が行う公告は、これらの者が定める都市計画についての②都市計画法第17条第 1 項（同法第21条第 2 項において準用する場合及び同法第22条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）の規定による公告又は③同法第20条第 1 項（同法第21条第 2 項において準用する場合及び同法第22条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による告示と④併せて行うものとする。

2 都市計画決定権者（国土交通大臣を除く。）は、⑤前条第 2 項の規定により読み替えて適用される第16条の規定により準備書及び要約書を縦覧に供する場合には、⑥これらの者が定める都市計画についての都市計画法第17条第 1 項の都市計画の案と併せて縦覧に供し、⑦前条第 2 項の規定により読み替えて適用される第23条の規定により評価書及び要約書を縦覧に供する場合には、⑧これらの者が定める都市計画についての同法第20条第 2 項（同法第21条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する同法第14条第 1 項の図書と併せて縦覧に供するものとする。

- 3 対象事業に係る都市計画を定める国土交通大臣は、前条第2項の規定により読み替えて適用される第16条の規定により準備書及び要約書を縦覧に供する場合には、国土交通大臣が定める都市計画についての都市計画法第17条第1項の都市計画の案と併せて縦覧に供し、前条第2項の規定により読み替えて適用される第23条の規定により評価書及び要約書を縦覧に供する場合には、当該評価書及び要約書を知事に送付し、知事は、国土交通大臣が定める都市計画についての同法第20条第2項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）に規定する同法第14条第1項の図書の写しと併せてこれらを縦覧に供するものとする。
- 4 都市計画決定権者は、前2項の規定により準備書を都市計画の案と併せて縦覧に供した場合において述べられた意見の内容が、当該準備書についての意見書と、当該準備書に係る都市計画の案についての都市計画法第17条第2項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による意見書の^⑩いずれに係るものであるかを判別することができないときは、そのいずれでもあるとみなして、この条例及び同法の規定を適用する。
- 5 都市計画決定権者は、前条第1項の規定により環境影響評価その他の手続を行う場合には、^⑩同条第2項の規定により読み替えて適用される第23条の評価書及び要約書を、都市計画決定権者が国土交通大臣又は県であるときは都市計画法第18条第2項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の都市計画の案の付議と併せて山口県都市計画審議会に、市町であるときは同法第19条第2項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の都市計画の案の付議と併せて市町都市計画審議会（当該市町に市町都市計画審議会が置かれていないときは、山口県都市計画審議会）に付議するものとする。
-
-

趣旨

都市計画決定手続及び環境影響評価手続は、同時期に、両者の整合性を確保しつつ、かつ住民等による参加の便宜を図る形で実施されることが適切であるため、都市計画特例において、都市計画決定権者が公告・縦覧、意見書の提出等対象事業に係る環境影響評価手続と都市計画決定手続を併せて行うこととした。具体的には、次の諸点について、両手続の調整を図ることとしている。

(1) 公告

準備書の公告と都市計画の案の公告又は評価書の公告と都市計画の告示を併せて行うこととした。

(2) 縦覧

準備書の縦覧と都市計画の案の縦覧を併せて行うこととした。

(3) 意見書

環境影響評価手続と都市計画決定手続の趣旨はそれぞれ異なるものであるが、準備書と都市計画の案については、相互に密接に関係するものであることから、これらに對して提出された意見書が準備書の内容についてのものか、区別することが難しい場合、いずれでもあることとみなすこととした。

(4) 都市計画地方審議会への付議

評価書と都市計画の案とが一体的に審議されることを確保するため、評価書の付議を都市計画法に基づく都市計画の案の付議と併せて行うこととした。

参考

都市計画の案は、その公告・縦覧、利害関係者等の意見書提出、都市計画地方審議会への付議という手續を経て都市計画決定されるものであり、事業計画の熟度としては、相当程度に高い段階にあることから、準備書段階の事業計画の熟度と、都市計画の案における事業計画の熟度を一致させることが適切であると判断したものである。

準備書の縦覧と都市計画の案の縦覧、評価書の公告と都市計画の告示等については、総論2参考参照。

解説

① 「前条第2項の規定により読み替えて適用される第16条又は第23条の規定により都市計画決定権者が行う公告」

都市計画決定権者が行う準備書の公告（第16条の読み替え適用）と評価書の公告（第23条の読み替え適用）を指す。

② 「都市計画法第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）の規定による公告」

都市計画法第17条第1項の規定による公告とは、県又は市町（都市計画決定権者）が都市計画の案を縦覧する際に行う公告を指す。なお、同法第21条第2項において準用する場合とは、都市計画の変更の際の変更案の縦覧の際の公告を指し、同法第22条第1項の規定による読み替え適用の場合とは、2以上の県の区域にわたる都市計画区域に係る都市計画について国土交通大臣又は市町が都市計画決定しようとする際の都市計画案の公告を指す。

【参考条文】

◎都市計画法（昭和43年法律第100号）（抄）

（都市計画の案の縦覧等）

第17条 都道府県又は市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなけ

ればならない。

- 2 前項の規定による公告があったときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、都道府県の作成に係るものにあっては都道府県に、市町村の作成に係るものにあっては市町村に、意見書を提出することができる。

3～5 (略)

(条例との関係) (※都市計画法の改正(平成12年法律第73号)により追加)

第17条の2 前2条の規定は、都道府県又は市町村が、住民又は利害関係人に係る都市計画の決定の手続に関する事項(前2条の規定に反しないものに限る。)について、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

(都市計画の変更)

第21条 (略)

- 2 第17条から第18条まで、第19条及び前条の規定は、都市計画の変更(第17条、第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項、第3項及び第5項の規定については、政令で定める軽易な変更を除く。)について準用する。この場合において、施行予定者を変更する都市計画の変更については、第17条第5項中「当該施行予定者」とあるのは、「変更前後の施行予定者」と読み替えるものとする。

(国土交通大臣の定める都市計画)

第22条 2以上の都府県の区域にわたる都市計画区域に係る都市計画は、国土交通大臣及び市町村が定めるものとする。この場合においては、第15条、第15条の2、第17条第1項及び第2項、第18条第1項及び第2項並びに前条第1項中「都道府県」とあり、並びに第19条第3項及び第4項中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣」と、第17条の2中「都道府県又は市町村」とあるのは「市町村」と、第20条第1項中「都道府県又は」とあるのは「国土交通大臣又は」と、「都道府県にあっては国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣にあっては関係都府県知事」とする。

2 国土交通大臣は、都府県が作成する案に基づいて都市計画を定めるものとする。

3 (略)

③ 「同法第20条第1項(同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による告示」

都市計画を決定した際の告示を指す。括弧内については、前項参照。

【参考条文】

◎都市計画法(昭和43年法律第100号)(抄)

(都市計画の告示等)

第20条 都道府県又は市町村は、都市計画を決定したときは、その旨を告示し、かつ、都道府県にあっては関係市町村長に、市町村にあっては都道府県知事に、第14条第1項に規定する図書の写しを送付しなければならない。

2 都道府県知事及び市町村長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の図書又はその写しを当該都道府県又は市町村の事務所に備え置いて一般の閲覧に供する方法その他の適切な方法により公衆の縦覧に供しなければならない。

3 (略)

④ 「併せて行う」

準備書の公告と都市計画の案の公告を併せて行うこととしている。具体的には、同日付けの同一の周知手段（県報、市町公報等）に並べて公告することが考えられるが、一本にまとめる形で公告することも許容されるであろう。

⑤ 「前条第2項の規定により読み替えて適用される第16条又は第23条の規定により準備書及び要約書を縦覧に供する場合」

都市計画決定権者が準備書及び要約書を縦覧に供する場合（第16条の読み替え適用）を指す。

⑥ 「これらの者が定める都市計画についての都市計画法第17条第1項の都市計画の案と併せて縦覧に供し」

準備書の縦覧と都市計画の案の縦覧を併せて行うこととしている。具体的には、縦覧場所（例えば市町役場や公民館等）において、準備書と都市計画の図書が並べて縦覧に供されることが考えられる。

なお、準備書と都市計画の案の縦覧を「併せて」行うためには、両者の縦覧期間も整合を図る必要があるが、この点については、第37条の2第1項において措置が講じられている。

⑦ 「前条第2項の規定により読み替えて適用される第23条の規定により評価書及び要約書を縦覧に供する場合」

都市計画決定権者が評価書及び要約書を縦覧に供する場合（第16条の読み替え適用）を指す。

⑧ 「これらの者が定める都市計画についての同法第20条第2項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）に規定する同法第14条第1項の図書と併せて縦覧に供する」
評価書の縦覧と決定された都市計画の縦覧を併せて行うこととしている。具体的な方法等については、前項参照。

⑨ 「いずれに係るものであるかを判別することができないときは、そのいずれでもあるとみなして、この条例及び同法の規定を適用する」

環境影響評価手続における意見書の提出は、環境の保全の観点を離れて事業実施の可否そのものを論ずる意見を求める趣旨ではない。一方、都市計画決定手続における意見書の提出は、利害関係を有する者等が事業実施そのものの可否について意見を求める性格のものである。このように、双方の手続の趣旨はそれぞれ異なるものであるが、実際に提出される意見書の内容は、環境面での問題を理由に事業そのものの可否を述べるも

のが多くなることが予想される。このような場合には、意見書が準備書の内容についてのものか、都市計画の案についてのものか、区別することが難しい。また、環境影響評価手続における意見書の提出先と都市計画決定手続における意見書の提出先は、ともに都市計画決定権者となるものであり、形式的にも両者を区別することは難しい。

また、準備書に対する意見は、事業者に代わるものとしての都市計画決定権者の環境配慮を通じて、最終的には、事業内容すなわち決定されるべき都市計画の内容に反映させるべきものであるが、それが事業の内容についての意見を含むものであれば、直接都市計画の案についての意見として取り扱う方が事業の環境配慮がより効果的になれる可能性もある。また、都市計画の案についての意見は、事業内容への反映を通じてその環境配慮の内容の内容にも活かされるべきものであるが、実体上は、有益な環境情報を含むものが少なくないと考えられることから、このような環境情報については、事業の環境配慮すなわち評価書の内容に直接反映させることが事業の環境配慮をより的確にする上で適当である。

このような理由から、実際に提出してきた意見書が、準備書についての意見か、都市計画の案についての意見か、判別できないときは、いずれでもあるとみなすこととしている。具体的には、例えば、都市計画の案についての意見と銘打って提出された意見書であっても、有益な環境情報が含まれていれば、準備書についての意見書としてもみなす等、意見書の実質的な内容を基に判断することが適当と考えられる。

- ⑩ 「同条第2項の規定により読み替えて適用される第23条の評価書及び要約書を、都市計画決定権者が国土交通大臣又は県であるときは都市計画法第18条第2項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の都市計画の案の付議と併せて山口県都市計画審議会に、市町であるときは同法第19条第2項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の都市計画の案の付議と併せて市町都市計画審議会（当該市町に市町都市計画審議会が置かれていないときは、山口県都市計画審議会）に付議」

都市計画法第18条第1項においては、都道府県知事又は建設大臣が都市計画決定をしようとするときは都市計画地方審議会の議を経なければならないこととされており、これにより都市計画決定における専門的、技術的かつ中立的な判断を担保している。都市計画地方審議会においては、環境を含めた多様な公益を総合的に判断することが不可欠であり、都市計画の案とともに評価書について審議することにより、その結果を都市計画の内容に反映させるとともに、評価書の内容にも反映させる必要があることから、評価書について、都市計画の案に併せ、都市計画地方審議会の議を経ることとしたものである。

なお、都市計画地方審議会は都市計画に反映されるべき環境影響評価の結果を最終的に審議するものであることから、都市計画地方審議会への付議は、評価書の作成から評価書の公告までの間に行うこととなる。

（対象事業等を定める都市計画に係る手続に関する都市計画法の特例）

第37条の2 前条第2項又は第3項の規定により準備書を都市計画の案と併せて縦覧に供

する場合における当該都市計画の案についての都市計画法第17条第1項及び第2項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、^①同法第17条第1項中「2週間」とあるのは「1月間」と、^②同条第2項中「縦覧期間満了の日」とあるのは「縦覧期間満了日の翌日から起算して2週間を経過する日」とする。

- 2 都市計画決定権者は、対象事業等を都市計画に定めようとするときは、^③都市計画法に定めるところによるほか、^④第36条第2項の規定により読み替えて適用される第23条の評価書に記載されているところにより当該都市計画に係る対象事業の実施による影響について配慮し、環境の保全が図られるようにするものとする。
-
-

趣旨

環境影響評価手続と都市計画決定手続とを併せて行うことに伴い、都市計画法の手続に係る特例を定めるものである。

具体的には、対象事業等を定める都市計画については、次の諸点について、都市計画法に定められた都市計画決定手続を変更することとした。

(1) 縦覧期間等の一致

本条例においては、準備書の縦覧期間を公告から1月間、これについての意見提出期間を同じく公告から縦覧期間終了後2週間以内としている。一方、都市計画法においては、都市計画の案の縦覧期間を公告から2週間、これについての意見書提出期間を縦覧期間内としている。

都市計画特例においては、準備書の縦覧と都市計画の案の縦覧を併せて行うこととしており、そのためには縦覧の場所及び意見提出の方法だけでなく、その期間も一致させが必要であることから、都市計画法の縦覧期間等を延長することとした（第1項）。

(2) 都市計画決定に当たっての環境への配慮

都市計画決定権者が対象事業等を都市計画に定めようとするときは、本条例により行った環境影響評価の結果すなわち評価書に記載されているところにより、都市計画に係る対象事業の実施による環境への影響について配慮し、環境の保全が図られるようにすることとした（第2項）。

解説

① 「同法第17条第1項中「2週間」とあるのは「1月間」」

都市計画法第17条第1項において都市計画の案の縦覧期間を2週間としているものを、1月間と変更するものである。

② 「同条第2項中「縦覧期間満了の日」とあるのは「縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日」」

都市計画法第17条第2項において都市計画の案に対する意見の提出期間を縦覧期間満了の日までとしているものを、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過するまでの日までとするものである。縦覧期間が2週間から1月間に変更されているため、意見提出期間は2週間から約1月半に延ばされることとなる。

③ 「都市計画法に定めるところによるほか」

都市計画のために必要な基準として定められている、都市計画法第13条第1項及び第2項、同条第3項に規定する別の法律による定め、同条第4項又は第5項及び第6項の規定に基づく政令に定めるところによるほかという意である。

④ 「第36条第2項の規定により読み替えて適用される第23条の評価書」

都市計画特例によって公告・縦覧された評価書を指す。

【参照条文】

◎都市計画法（昭和43年法律第100号）（抄）

（都市計画基準）

第13条 都市計画区域について定められる都市計画（区域外都市施設に関するものを含む。次項において同じ。）は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画（当該都市について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。第三項において同じ。）及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画に適合するとともに、当該都市の特質を考慮して、次に掲げるところに従つて、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する事項で当該都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため必要なものを、一体的かつ総合的に定めなければならない。この場合においては、当該都市における自然的環境の整備又は保全に配慮しなければならない。

一～十九（略）

2 都市計画区域について定められる都市計画は、当該都市の住民が健康で文化的な都市生活を享受することができるよう、住宅の建設及び居住環境の整備に関する計画を定めなければならない。

3 準都市計画区域について定められる都市計画は、第1項に規定する国土計画若しくは地方計画又は施設に関する国の計画に適合するとともに、地域の特質を考慮して、次に掲げるところに従つて、土地利用の整序又は環境の保全を図るため必要な事項を定めなければならない。この場合においては、当該地域における自然的環境の整備又は保全及び農林漁業の生産条件の整備に配慮しなければならない。

一・二（略）

4 都市再開発方針等、第8条第1項第4号の2、第5号の2、第6号、第8号及び第10号から第16号までに掲げる地域地区、促進区域、被災市街地復興推進地域、流通業務団地、一団地の津波防災拠点市街地形成施設、一団地の復興拠点市街地形成施設、市街地開発事業、市街地開発事業等予定区域（第12条の2第1項第4号及び第5号に掲げるものを除く。）、防災街区整

備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区計画並びに集落地区計画に関する都市計画の策定に関し必要な基準は、前3項に定めるもののほか、別に法律で定める。

5 地区計画を都市計画に定めるについて必要な基準は、第1項及び第2項に定めるものほか、政令で定める。

6 都市計画の策定に関し必要な技術的基準は、政令で定める。

(対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更の場合の再実施)

第38条 ^①第36条第2項の規定により読み替えて適用される第23条の規定による公告を行った後に、^②都市計画決定権者が第36条第2項の規定により読み替えて適用される第6条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該事項の変更については、^③第27条第2項及び第3項の規定に基づいて経るべき環境影響評価その他の手続は、次項に定めるところにより、当該都市計画決定権者が当該事項の変更に係る事業者に代わるものとして、当該都市計画の変更をする手続と併せて行うものとする。

2 前項の場合における第27条第2項及び第3項の規定の適用については、^④(読み替え規定)とする。

趣旨

第27条第2項及び第3項では、評価書の公告後、評価書に記載された事業内容の変更がある場合には、軽微な変更等である場合を除き、事業者が一連の環境影響評価手続を再実施しなければならないこととされている。

第36条第2項では、第27条第2項及び第3項を読み替え適用し、都市計画決定権者が一連の環境影響評価手続を行い評価書の公告を行った事業に関して、事業者が事業内容を変更する場合は、軽微な変更等である場合を除き、一連の環境影響評価手続を事業者自らが再実施しなければならないこととされている。

一方、本条において規定しているのは、都市計画決定権者が一連の環境影響評価手続を行い評価書の公告を行った事業に係る都市計画の目的・内容を、都市計画決定権者が評価書の公告後に変更する場合は、軽微な変更等である場合を除き、一連の環境影響評価手続を事業者に代わるものとして都市計画決定権者が再実施しなければならないこととするものである。

仮に、決定された都市計画の内容を何ら変更することなく、事業者が都市計画に定められた事業の内容を変更する場合であって、その変更が軽微な変更等に該当しないことがあれば、本条は適用されず、第36条第2項による第27条第2項及び第3項の読み替え規定のみが適用され、事業者が手続を行うこととなるが、実際には、このようなケースはあまり想定できないであろう。

解説

- ① 「第36条第2項の規定により読み替えて適用される第23条の規定による公告」
都市計画特例に係る評価書の公告を指す。
 - ② 「都市計画決定権者が第36条第2項の規定により読み替えて適用される第6条第1項第2号に掲げる事項」
都市計画対象事業の目的及び内容を指す。
 - ③ 「第27条第2項及び第3項の規定に基づいて経るべき環境影響評価その他の手続」
評価書の公告後、評価書に記載された事業内容の変更がある場合に、軽微な変更等である場合を除き、事業者が行うべきものとされている一連の環境影響評価手続を指す。
 - ④ 〈読み替え規定〉
本条第2項による読み替え後の条文は、参考資料編参照。
-

(事業者等の行う環境影響評価との調整)

第39条 第一種事業を実施しようとする者が^①第4条の4の規定による公表を行ってから第6条の規定により方法書を作成するまでの間において、当該公表に係る第一種事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が当該第一種事業を実施しようとする者及び配慮書の送付を当該第一種事業を実施しようとする者から受けた者にその旨を通知したときは、第一種事業を実施しようとする者は、^②当該配慮書及び第4条の5第1項の書面を、当該都市計画決定権者に送付するものとする。

- 2 前項の場合において、その通知を受ける前に第一種事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、第一種事業を実施しようとする者に対して行われた手續は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。
- 3 事業者が^③第6条の規定により方法書を作成してから第8条の規定による公告を行うまでの間において、当該方法書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、当該方法書に係る対象事業が第一種事業である場合にあっては事業者及び配慮書の送付を当該事業者から受けた者（当該事業者が第4条の4の規定により配慮書を送付している場合に限る。）（事業者が既に第7条の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者）に、第二種事業である場合にあっては事業者並びに知事、第4条の4の市町長（当該事業者が同条の規定により配慮書を送付している場合に限る。）及び第5条第2項の市町長（事業者が既に第7条の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者並びに知事及びその送付を受けた市町長）にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての第36条第1項の規定

は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、^④直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

- 4 前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。
- 5 事業者が^⑤第8条の規定による公告を行ってから第16条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び配慮書、方法書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者（これらの公告に係る対象事業が第二種事業である場合にあっては、事業者並びに知事及びこれらの送付を受けた市町長）にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、第36条第1項の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。
- 6 第4項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。
- 7 事業者が^⑥第16条の規定による公告を行ってから第23条の規定による公告を行うまでの間において、第5項の都市計画につき都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き第6章及び第7章の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、第36条第1項の規定は、適用しない。

趣旨

都市計画決定権者が対象事業等を都市計画に定めようとするときに、既に事業者が環境影響評価手続を開始している場合があり得るが、このような場合において、事業者が行った手続を無効にし、改めて都市計画決定権者が方法書の作成（第二種事業であれば判定に係る届出）から行わなければならないとするのは不合理である。このため、事業者が既に行った手続を都市計画決定権者が行ったものとみなすなど、手続の引継ぎが可能な仕組みとした。なお、配慮書手続において都市計画決定権者が第一種事業等を都市計画に定めようとするときも同様に、第一種事業等を実施しようとする者が既に行った手続の都市計画決定権者への引継ぎが可能な仕組みとした。

（1）手続を引き継ぐ上で必要な手続

対象事業等を都市計画に定めるかどうかは、都市計画決定権者の判断によるものであることから、既に計画段階配慮事項の検討その他の手続を行っている第一種事業等を実施しようとする者又は環境影響評価手続を行っている事業者に対し、都市計画決

定権者が当該第一種事業等を実施しようとする者又は当該事業者に係る事業を都市計画に定める旨を、第一種事業等を実施しようとする者又は事業者とそれまでに手続に関係してきた者に通知することとした。なお、通知を受けた第一種事業等を実施しようとする者又は事業者は、その段階に応じて、配慮書、方法書、準備書又は評価書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

(2) 手続を引き継ぐ時点

環境影響評価手続は、方法書等の書面の作成、公告・縦覧、地方公共団体や住民等からの意見提出、これらの意見を踏まえた事業者の検討など、一連のものとして行われて初めて有効に機能するものである。したがって、事業者の手続が引き継がれる場合には、住民等に混乱をもたらさないよう、また、事業者の検討行為等が分断されることのないようにしなければならない。このような観点から、事業者から都市計画決定権者への引継ぎの時点は、各段階の成果物（配慮書、方法書、準備書）が作成済みであり、かつ、次の段階の手続に入っていない時点で行うこととしている。また、分割できない手続の過程にある場合には、その一体として行われるべき手続の成果物の作成後に引継ぎが可能な仕組みとしている。具体的には、配慮書の公表後で方法書の作成前の時点、方法書の作成後で公告縦覧の開始前の時点、準備書の作成後で公告縦覧の開始前の時点で引き継ぐことができることとした（第1項から第46項まで）。

事業者が準備書の公告を行ってから評価書の公告を行う間において、都市計画の案の公告がなされた場合については、準備書に係る手續から評価書の完成という一體的な手續を異なる主体が分割して行うことは適切でないことから、事業者が引き続き当該都市計画に係る対象事業についての環境影響評価手続を行うこととし、都市計画決定権者は手続を行うことを要しないこととした。

解説

① 「第4条の4の規定による公表を行ってから第6条の規定により方法書を作成するまでの間」

配慮書を作成した旨の公表から方法書の作成を行うまでの間を指す。都市計画決定権者は配慮書の送付を受ける段階で都市計画決定を行うべき案件かどうかを判断することができる。

② 「当該配慮書及び第4条の5第1項の書面を、当該都市計画決定権者に送付するものとする」

配慮書は、第4条の4の規定に基づき、既に知事及び関係する市町長に送付されているが、事業者があらためて都市計画決定権者たる知事又は市町長に送付することとなる。

なお、配慮書について、知事意見が述べられたときは、当該意見も併せて送付することとなる。

③ 「第6条の規定により方法書を作成してから第8条の規定による公告を行うまでの間」 方法書の作成から方法書を作成した旨等の公告を行うまでの間を指す。都市計画決定

権者は方法書の送付を受ける段階で都市計画決定を行うべき案件かどうかを判断することができる。

④ 「直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない」

方法書は、第7条の規定に基づき、既に知事及び関係する市町長に送付されているが、事業者があらためて都市計画決定権者たる知事又は市町長に送付することとなる。

⑤ 「第8条の規定による公告を行ってから第16条の規定による公告を行うまでの間」

方法書を作成した旨等の公告を行ってから、準備書を作成した旨等の公告を行うまでの間を指す。

⑥ 「第16条の規定による公告を行ってから第23条の規定による公告を行うまでの間」

準備書を作成した旨等の公告を行ってから評価書を作成した旨等の公告を行うまでの間を指す。

(事業者の協力)

第40条 都市計画決定権者は、第二種事業を実施しようとする者又は事業者に対し、第34条の2から第37条まで及び前2条に規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、方法書説明会及び準備書説明会への出席その他の^①必要な協力を求めることができる。

趣旨

都市計画特例の適用がある場合には、事業を行う者に代わるものとして都市計画決定権者が一連の手続を行うこととなるが、個々の事業ごとに異なる事情もあり、事業を行う者の協力がなければ、都市計画決定権者としても事業の環境配慮を適切に検討できない。このため、都市計画決定権者は事業者に必要な協力を求めることができる旨を特に規定しているものである。

また、国の行政機関の長、特殊法人等は、これらの者と都市計画決定権者との関係を考慮すると、一般的な事業者以上に都市計画決定権者が行う環境影響評価手続に協力すべきと考えられる。このため、第1項の協力要請に加えて、第2項で、事業者から要請があった場合には、必要な環境影響評価を行わなければならないこととしている。国の行政機関の長等は、本条の規定の範囲内での協力要請を拒否できない。

解説

① 「必要な協力を求めることができる」

事業者は、協力を求められた場合には、それを受け入れるかどうかの判断を行い、こ

れに対応することとなる。

第2節 港湾計画に係る環境影響評価その他の手続

- 総論 1 港湾計画アセスの基本的な考え方
2 事業アセスとの関係について

第41条 用語の定義

第42条 港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続

規則第46条 対象港湾計画の要件

総論

1 港湾計画アセスの基本的な考え方

港湾法（昭和25年法律第218号）による港湾計画については、港湾が人と物の交流を支える交通基盤として、また、国民生活や産業活動を支える基盤として多様な利用がなされており、港湾計画の策定の際には、これまでも環境影響の把握が行われてきたことから、本法において、港湾計画の策定に当たっての環境影響評価について規定することとした。

港湾計画は、概ね10年後の港湾区域及び臨港区域の姿を示すマスタープランであり、港湾計画についての環境影響評価は、事業についての環境影響評価とは検討の熟度などの面において性格を異なるものである。このため、事業についての手続を適用することはできず、これを準用して港湾計画の環境影響評価の手続を規定することとした。

港湾計画においては、海域と陸域の範囲を変更する埋立てや掘り込みを除けば、事業のイメージが固まるものではない。また、実際に港湾計画に即した事業が実施される場面では、その事業が対象事業に該当すれば、一般ルールに則った事業アセスが行われ、事業実施に際しての環境配慮は確保されることになる。したがって、後述するように、港湾計画に係る手続は、事業に係る環境影響評価とは手続の内容も異なったものとなっている。この点をとらえ、港湾計画アセスの手続を「港湾計画特例」と呼ぶこともあるが、都市計画特例のような事業についての手続の特例ではなく、港湾環境影響評価手続という独立した手続である。

2 事業アセスとの関係について

港湾計画に定められる港湾開発等の中に対象事業が含まれる場合には、当該対象事業についても本条例の事業アセスを行わなければならないのはもちろんである。これは、港湾計画アセスというのは基本的には港湾計画というマスタープランがそのまま実現された状態についてのアセスであり、個々の事業自体に着目して行うものではないからである。

したがって、港湾計画アセスについては、事業アセスのように細部にわたる調査、予測及び評価は期待しえないものであり、まさにマスタープランとしての港湾計画の特性に応じたアセスが行われることとなる。

また、埋立てに係るアセスと港湾計画アセスとの間には特段先後関係があるものではない。したがって、例えば、港湾計画段階でそこに定められる埋立ての事業としての熟

度が高いのであれば、手続を並行して行うことは可能である。なお、埋立て免許と港湾計画決定の間の関係については、公有水面埋立法の規定により、港湾計画に位置付けられていない埋立てについては同法の免許が与えられないこととなっていることから、港湾計画の決定が先になる。

【参照条文】

◎公有水面埋立法

第4条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願左ノ各号ニ適合スト認ムル場合ヲ除クノ外埋立ノ免許ヲ為スコトヲ得ズ

一～二 (略)

三 埋立地ノ用途ガ土地利用又ハ環境保全ニ関スル国又ハ地方公共団体（港務局ヲ含ム）ノ法律ニ基ク計画ニ違背セザルコト

四～六 (略)

(用語の定義)

第41条 この節、次章及び附則において「港湾環境影響評価」とは、^①港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の港湾計画（以下「港湾計画」という。）に定められる^②港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全（以下「港湾開発等」という。）が環境に及ぼす影響（以下「港湾環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその港湾計画に定められる港湾開発等に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における港湾環境影響を総合的に評価することをいう。

趣旨

本条は、港湾計画に係る環境影響評価手続の基本的概念となる「港湾環境影響評価」についての定義規定である。

条例第2条第1項において「環境影響評価」についての定義規定が置かれているが、同項の定義は「事業の実施が環境に及ぼす影響について・・・」と規定されているため、事業アセスではない港湾計画アセスについてこの用語を用いることはできない。したがって、1条を起こして「港湾環境影響評価」を定義したものである。

なお、「港湾環境影響評価」は、「環境影響評価」と同様、港湾管理者内部において行われる行為を指しており、外部の者の意見を聴取することや、港湾計画の決定に反映させること等の外部手続を含んだものとして定義されていない。

解説

① 「港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の港湾計画」

本条例の対象となる港湾計画は、港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項に規

定されている港湾計画（港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画）であり、国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び地方港湾の全ての港湾計画が対象とされている。

参考

法においては、国と地方の適切な役割分担を図る観点から、国の立場からみて一定の水準が確保された環境影響評価を実施することにより環境保全上の配慮をする必要があるものを対象とすることとしていることから、「国の利害に重大な関係を有する港湾として政令で定めるもの」（港湾法第2条第2項）とされている国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾を対象にしている。

【参照条文】

◎港湾法（昭和25年法律第218号）

（定義）

第2条 この法律で「港湾管理者」とは、第2章第1節の規定により設立された港務局又は第33条の規定による地方公共団体をいう。

2 この法律で「国際戦略港湾」とは、長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であつて、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾として政令で定めるものをいい、「国際拠点港湾」とは、国際戦略港湾以外の港湾であつて、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として政令で定めるものをいい、「重要港湾」とは、国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であつて、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾として政令で定めるものをいい、「地方港湾」とは、国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾をいう。

（港湾計画）

第3条の3 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画（以下「港湾計画」という。）を定めなければならない。

2 （略）

3 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更しようとするときは、地方港湾審議会の意見を聴かなければならない。

4～9 （略）

10 地方港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該港湾計画の概要を公示しなければならない。

11 第3項の規定は、地方港湾の港湾管理者が港湾計画を定め、又は変更する場合に準用する。

◇山口県における港湾

- ・国際拠点港湾：徳山下松港、下関港
- ・重要港湾：岩国港、三田尻中関港、宇部港、小野田港

- ・地方港湾：柳井港、平生港、萩港、油谷港など23港
- ・避難港（地方港湾のうち小型船の避難港として指定された港湾）：油谷港

② 「港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全」

本特例において調査、予測及び評価の対象となるのは、港湾計画に定められる事項、すなわち港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する事項が環境に及ぼす影響である。

「港湾の開発」とは、水域施設、外郭施設、係留施設等の港湾施設の建設をいい、「港湾の利用」とは港湾施設の利用のことをいい、また、「港湾の保全」とは港湾における災害を防止するための施設の設置をいい、これらを総称して本特例では「港湾開発等」と定義している。

なお、港湾開発等の中に港湾施設の建設等に係る工事による影響が含まれるかどうかが問題となるが、港湾計画の策定段階においては、当該施設の建設に関する具体的な工法が不明であること、また、港湾計画に定められる具体的な事業が本条例の対象事業に該当する場合には、後で述べるように当該事業に着目した環境影響評価が行われることから、港湾計画段階のアセスにおいては工事による影響は対象としないこととしている。

（港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続）

第42条 ①港湾法第2条第1項に規定する港湾管理者（以下「港湾管理者」という。）は、
②港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更のうち、③規模の大きい埋立てに係るものであることその他の規則で定める要件に該当する内容のものを行おうとするときは、当該決定又は変更に係る港湾計画（法第48条第1項の対象港湾計画（以下「法対象港湾計画」という。）を除く。以下「対象港湾計画」という。）について、次項及び第3項に定めるところにより港湾環境影響評価その他の手続を行わなければならない。

2 ④第2章（第4条第2項第1号を除く。）、第5章から第8章まで（第14条第1項第4号及び第2項、第25条並びに第26条第1項第3号及び第2項を除く。）、第27条第1項から第3項まで及び第32条の規定は、前項の規定による港湾環境影響評価その他の手続について準用する。この場合において、⑤〈読み替え規定〉と読み替えるものとする。

3 港湾管理者は、対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更を行う場合には、前項において準用する第21条第2項に規定する港湾環境影響評価書に記載されているところにより、当該港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響について配慮し、環境の保全が図られるようにするものとする。

【施行規則】

（対象港湾計画の要件）

第46条 条例第42条第1項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行わなければ

ならない港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 港湾計画の決定であって、当該港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域（以下「埋立て等区域」という。）の面積の合計が150ヘクタール以上であるもの
 - 二 決定後の港湾計画の変更であって、当該変更後の港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立て等区域（当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積の合計が150ヘクタール以上であるもの
-
-

趣旨

本条は、港湾計画に係る港湾環境影響評価手続について、所要の事項を定めるものである。

第1項においては、どのような港湾計画について、本特例によるアセスを行うこととなるのかを規定している。

第2項においては、その場合に事業アセスのどの規定を準用して行うのか、及びその場合の所要の読み替えについて規定している。ここで、都市計画特例を規定した条例第35条第2項及び第36条第2項のような「読み替え適用」ではなく「準用」となっているのは、すでに述べたとおり港湾計画アセスと事業アセスがその性格を異にすることによるものである。

第3項においては、港湾管理者が港湾計画の決定等に当たり、港湾環境影響評価書に記載されているところにより環境の保全が図られるようにすることを規定している。

解説

① 「港湾法第2条第1項の港湾管理者」

本特例による港湾計画アセスを実施するのは、港湾法第2条第1項の港湾管理者であり、具体的には同法第2章に規定する港務局又は同法第33条の地方公共団体がこれに該当する。

② 「港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更」

港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更とは、港湾法第3条の3第3項及び第10項に規定する「港湾計画を定め、又は変更したとき」に対応する観念である。

なお、「決定後の港湾計画の変更」という規定としたのは、港湾計画の変更の過程における内容の修正との法文上の紛れを生じさせないためである。

③ 「規模の大きい埋立てに係るものであることその他の規則で定める要件に該当する内容のもの」（＝規則第46条）

本特例の対象となるのは、港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更のうち、規模の大きい埋立てに係るものであることその他の規則で定める要件に該当するものであ

る。

ここで「埋立て」に着目したのは、港湾計画に定められる事項のうち「埋立て」については、港湾計画の策定の段階において比較的その諸元が明らかになっていることによるものであり、港湾計画の規模要件の判断に当たってこれに着目することとしたものである。

なお、「規則で定める要件」については、埋立てと掘り込み水面の面積の合計が150ヘクタール以上のものとした。

④ 「第2章（第4条第2項第1号を除く。）、第5章から第8章まで（第14条第1項第4号及び第2項、第25条並びに第26条第1項第3号及び第2項を除く。）、第27条第1項から第3項まで及び第32条の規定」

港湾計画アセスにおいて準用する条項を規定している。準用していない条項とその理由はそれぞれ次のとおりである。

(1) 条例第4条第2項第1号（技術指針における計画段階配慮に係る事項）及び第4条の2（計画段階配慮事項についての検討）から第4条の7（第一種事業等の廃止等）

港湾計画に係る環境影響評価については、本条例において、港湾計画の策定に際して港湾及びその周辺の環境に与える影響を評価することとしており、計画段階の環境影響評価に相当することから、第一種事業等に係る配慮書手続の規定については、港湾計画の環境影響評価に適用しないものである。

(2) 条例第5条（第二種事業に係る判定）

本規定においては、スクリーニング手続を定めた条例第5条を準用しておらず、港湾計画アセスにおいては、スクリーニング手続は行われないこととなる。これは、港湾計画の段階においては事業イメージが固まらず、調査を実施する前に港湾計画ごとの環境影響の相違を事業の場合のようにきめ細かく判断することは困難であること、また、地域特性についても同じ臨海部ということであることから、個別判断の余地を残す必要性に乏しいため、スクリーニング手続を行わず、港湾計画の段階で一定に事業イメージが固まる埋立て等に着目して定型的に判断することとしたものである。

(3) 条例第6条（方法書の作成）から第11条（方法書についての知事等の意見）まで

本規定においては、方法書手続（スコーピング）のうち外部手続に該当する部分（第6条から第11条まで）を準用していない。これは、港湾計画の段階では事業イメージが固まらず、また、港湾計画に定められる事項は概ね各港湾計画を通じて共通しており、事業の場合のように個別事情による差異は少ないとすることによるものである。

なお、条例第12条及び第13条については準用しており、港湾管理者は、技術指針に基づき、港湾環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するとともに、これに基づいて港湾環境影響評価を行うこととなる。

(4) 条例第14条第1項第4号及び第2項

準備書の記載事項については、本特例においては方法書段階（スコーピング）での

外部手続を行わないことから、外部手続の実施に伴う記載事項（条例第14条第1項第2号から第4号まで）については、記載事項とはしていない。また、2以上の対象港湾計画について併せて準備書を作成するケースが想定できいため、条例第14条第2項は準用していない。

〈準備書の記載事項〉

事業アセス

港湾計画アセス

一 方法書の記載事項の1号から3号まで

事業者の氏名・住所・・・・・・・・・・・・

事業の目的・内容・・・・・・・・・・・・

実施区域と周囲の概況・・・・・・・・

二 方法書に対する一般意見の概要

一 港湾管理者の名称・住所

二 港湾計画の目的・内容

三 実施区域と周囲の概況

三 方法書に対する知事意見

四 〈欠〉

四 前二号についての事業者見解

(二～四 準用していない)

なお、本特例において条例第23条（評価書の公告及び縦覧）は準用しているが、評価書の公告・縦覧と地方港湾審議会との先後関係については特に規定を行っていない。

(5) 条例第25条（事業内容の修正の場合の第二種事業に係る判定）

スクリーニング手続を省略しているために当該条項は準用していない。

(6) 条例第26条第1項第3号及び第2項並びに第27条第4項（対象事業の実施の引き継ぎに係る規定）

港湾計画の決定及び決定後の港湾計画の変更を他の者に引き継ぐことが想定されたために当該条項は準用していない。

(7) 条例第28条以降の規定

環境の状況の変化などが生じた場合には計画自体を見直すことが想定されるため、公告後における手続の再実施の規定（条例第28条）は、準用していない。

また、港湾計画アセスが計画段階での手続であること、及びその結果は、条例第42条第3項の規定により、港湾管理者が対象港湾計画の決定等の際に配慮することとされているため、事業者等の環境の保全の配慮（条例第30条）等の規定（措置状況の報告等（条例第32条）を除く。）は準用していない。

⑤ 〈読み替え規定〉

当該部分の読み替え後の条文は、参考資料編参照。

第11章 法対象事業等に係る手続等

総論 法と条例の関係

第43条 法対象事業等に係る手続

第44条 法の手続との調整

総論 法と条例の関係

本来、地方公共団体は法律の範囲内で（法令に反しない限りにおいて）条例を定めることができるものであり（憲法第94条、地方自治法第14条）、環境影響評価法においても環境影響評価に関する法律と条例の関係が入念的に規定されている（法第61条）。

【参照条文】

◎環境影響評価法

（条例との関係）

第61条 この法律の規定は、地方公共団体が次に掲げる事項に関し条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

- 一 第二種事業及び対象事業以外の事業に係る環境影響評価その他の手続に関する事項
- 二 第二種事業又は対象事業に係る環境影響評価についての当該地方公共団体における手続に関する事項（この法律の規定に反しないものに限る。）

法第61条は、第1号及び第2号に掲げる事項について条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないこと、逆に言えば、法第二種事業及び法対象事業に係る環境影響評価に関する手続（地方公共団体における手続を除く。）は法で規定されているため、条例でその手続を規定することはできないことを示している。

なお、法第二種事業における配慮書手続の取扱いについては、法は全国的な観点から必要な制度を定めたものであり、規制の限度を定めるものではないため、法に基づく配慮書手續が行われない事業に関しては、地域の自然的、社会的条件から判断して、必要に応じ条例に基づく配慮書手續を課すことができる（条例においては、配慮書手續は任意）。

また、事業着手後の手続（報告書手續等）は、それが終了するまで事業の実施を禁止するものではないため、地域の自然的、社会的条件から判断して必要に応じ条例で課すことができる。

法第61条第1項第1号については、法第二種事業及び法対象事業以外の事業、すなわち、法の対象となる事業種以外の事業種や、法の対象となる事業規模以下の事業について、条例で環境影響評価に関する一連の手續を規定すること（いわゆる「横出し」、「裾出し」）ができる事を示している。

なお、法第2種事業で判定により法対象事業とならなかった事業は、法第2種事業でも法対象事業でもないこととなるため、条例による環境影響評価手續を規定することができることとなる。

第2号については、法第二種事業及び法対象事業が環境影響評価法で環境影響評価に関する手続が規定されているため、条例で環境影響評価に関する一連の手続を規定することはできないものであるが、これらの事業についての地方公共団体における手續であってこの法律の規定に反しないもの、例えば、準備書に対する知事意見を形成するために審査会の意見を聴くことや公聴会を開催すること等の手続を条例で規定することができる事を示している。

この場合も、法対象事業等について法律で定められた手続を変更するなどの形で法対象事業者に義務を課すこと、例えば、公聴会の出席など説明会以外の方法によって準備書を周知する義務を課すことなどは法律の規定に反することとなり、これを条例で規定することはできないこととなる。

(法対象事業等に係る手続)

第43条 知事は、^①法第3条の7第1項（法第3条の10第2項の規定により適用される場合及び法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により意見を述べる場合には、期間を指定して、法第3条の3第1項（法第3条の10第2項の規定により適用される場合及び法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）の配慮書の案又は配慮書について法第2条第2項に規定する第一種事業又は法第二種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に環境の保全の見地からの意見を求めなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、知事は、法第3条の3第1項の配慮書の案又は配慮書について審査会の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、^②法第4条第2項（法第39条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）の規定により意見を述べる場合には、期間を指定して、法第4条第2項の届出に係る法第二種事業が実施されるべき区域を管轄する市町長に法（同条（法第39条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めなければならない。
- 4 知事は、^③法第10条第1項（法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により意見を述べる場合には、法第5条第1項（法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の方法書について審査会の意見を聴くものとする。
- 5 知事は、^④法第20条第1項（法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場合及び法第48条第2項において準用する場合を含む。）の規定により意見を述べる場合には、法第14条第1項（法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場合及び法第48条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の準備書について審査会の意見を聴

くものとする。

- 6 前項に規定する場合において、知事は、必要があると認めるときは、^⑥規則で定めるところにより、法第14条第1項の準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴くための公聴会を開催することができる。
 - 7 ^⑥第9章第2節の規定は、実施に着手した法対象事業について準用する。この場合において、（中略）と読み替えるものとする。
 - 8 第32条の規定は、法対象港湾計画について準用する。この場合において、（中略）と読み替えるものとする。
-

趣旨

本条は、法対象事業等に係る環境影響評価手続と条例対象事業等に係る手続の整合を図るため、法では規定のない審査会や公聴会などの県が行う手続や事業着手後の手続を、法対象事業等について規定するものである（法対象事業に対して条例の規定を設けることについては、本章総論参照）。

- (1) 第1項：法第3条の7第1項の規定により、法第一種事業又は法第二種事業に係る配慮書の案又は配慮書について知事が意見を述べる場合に、関係する市町長に意見を求めること。
- (2) 第2項：第1項に規定する場合に、審査会の意見を聴くこと。
- (3) 第3項：法第4条第2項の規定により法第二種事業に係る判定について知事が意見を述べる場合に、関係する市町長に意見を求めること。
- (4) 第4項：法第10条第1項の規定により法対象事業に係る方法書について知事が意見を述べる場合に、審査会の意見を聴くこと。
- (5) 第5項：法第20条第1項等の規定により法対象事業に係る準備書について知事が意見を意見を述べる場合に、審査会の意見を聴くこと。
- (6) 第6項：第3項に規定する場合に、公聴会を開催することができること。
- (7) 第7項：実施に着手した法対象事業について、措置状況の報告等に関する規定（第7章第2節）を準用すること。
- (8) 第8項：法対象港湾計画について、措置状況の報告に関する規定（第32条）を準用すること。

これらの規定を法対象事業等にも適用することにより、環境影響評価についての県における手続及び事業着手後の手続については、法対象事業等と条例対象事業等で同じ手續が行われることになる。

解説

- ① 「法第3条の7第1項（法第3条の10第2項の規定により適用される場合及び法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により意見を述べる場合」

知事が、法第一種事業又は法第二種事業（都市計画特例の場合を含む。）に係る配慮書について、当該第一種事業又は法第二種事業を実施しようとする者（又は都市計画決定権者）から意見を求められた際に、環境の保全の見地からの意見を述べる場合を指している。

- ② 「法第4条第2項（法第39条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）の規定により意見を述べる場合」

法第二種事業（都市計画特例の場合を含む。）の届出を受けた者から、法第2種事業が法の規定による環境影響評価その他の手續が行われる必要があるかどうかについて意見を求められた場合に、知事が当該意見を述べる場合を指している。

- ③ 「法第10条第1項（法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により意見を述べる場合」

知事が、法対象事業（都市計画特例の場合を含む。）に係る方法書について、当該事業者（又は都市計画決定権者）に対し、環境の保全の見地からの意見を述べる場合を指している。

- ④ 「法第20条第1項（法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場合及び法第48条第2項において準用する場合を含む。）の規定により意見を述べる場合」

知事が、法対象事業（都市計画特例及び港湾環境影響評価の場合を含む。）に係る準備書について、当該事業者（又は都市計画決定権者、港湾管理者）に対し、環境の保全の見地からの意見を述べる場合を指している。

- ⑤ 「規則で定めるところにより」（＝規則第50条第1項）

公聴会に関することは、規則第22条から第28条に規定されており、法対象事業等に係る公聴会についてもこれを準用することとした。

- ⑥ 「第9章第2節の規定」

条例第31条から第34条までの規定、すなわち、事業着手の届出、措置状況報告書の公告・縦覧、立入検査等に関する規定を指しており、これらの事業着手後の手續等に関する規定については、法対象事業についても適用することとした。

(法の手続との調整)

第44条 知事は、法第二種事業又は法対象事業について、法の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととなった場合において、その事業が第二種事業又は対象事業に該当することとなったときは、法の定めるところに従って作成された書類をこの条例の規定による環境影響評価その他の手続を経た書類とみなすことができる。

- 2 前項の規定は、法対象港湾計画について準用する。この場合において、（中略）と読み替えるものとする。
-
-

趣旨

本条は、法第二種事業又は法対象事業が、事業内容の修正により法の対象から離れ、本条例の第二種事業又は対象事業に該当することとなったとき、それまでに法に従って作成された書類を本条例の規定による手続を経た書類と見なすことができることとしたものである。

また、法対象港湾計画についても同様に取り扱うこととしたものである。

第12章 勧告及び公表

第45条 知事は、第二種事業を実施しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 一 ①この条例の規定による環境影響評価その他の手続を行わないとき。
- 二 ②第5条第5項の規定に違反したとき。

2 知事は、事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 一 ①この条例の規定による環境影響評価その他の手続を行わないとき。
- 二 ③第27条第1項（同条第3項及び第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 三 ④第34条第1項の規定により求められた措置を講じないとき。

3 知事は、法対象事業を実施し、又は実施しようとする者（委託に係る法対象事業にあっては、その委託をし、又はしようとする者。以下「法対象事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 一 この条例の規定による環境影響評価その他の手続を行わないとき。
- 二 第43条第7項において準用する第34条第1項の規定により求められた措置を講じないとき。

4 知事は、前3項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合においては、⑤規則で定めるところにより、第1項から第3項までの規定による勧告を受けた者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

6 知事は、この条例の規定により届出又は送付をすべきこととされている書類に虚偽の記載をして届出又は送付をした第二種事業を実施しようとする者、事業者等及び法対象事業者については、その旨を公表することができる。

7 知事は第33条第1項（第43条第7項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第33条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同行の規定による質問に対し、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者については、その旨を公表することができる。

8 第5項の規定は、前2項の規定による公表について準用する。

【施行規則】

第51条 条例第45条第5項の規定による弁明の機会の付与については、山口県行政手続条例（平成7年山口県条例第1号）第3章第3節の規定の例による。

趣旨

本条は、事業者等がこの条例の規定に基づき行うこととした環境影響評価その他の手続を行わないとき等に、知事は、必要な措置を講ずるよう勧告することができ、その勧告を受けた者がこれに従わなかったとき等は、その旨を公表することができることを規定したものである。

勧告及び公表は、第二種事業を実施しようとする者、事業者等（対象事業を実施し、又は実施しようとする者）及び法対象事業者が次に掲げる事項に該当すると認められるときに行うことができるとした。

（勧告）

- ア この条例の規定による環境影響評価その他の手続を行わないとき
- イ 環境影響評価その他の手続を行う必要がない旨の判定通知がなされるまでに第二種事業を実施したとき
- ウ 評価書の公告を行うまでに対象事業を実施したとき
- エ 第34条の規定により環境保全のための措置を講ずるよう求められた場合にその措置を講じないとき。

（公表）

- ア 前記の勧告を受けた者がこれに従わなかったとき
 - イ この条例の規定により届出又は送付すべき書類に虚偽の記載をして届出又は送付をしたとき
 - ウ 第33条第1項の規定による立入検査等において、求められた報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、若しくは妨げるなどをしたとき
-

解説

① 「この条例の規定による環境影響評価その他の手続を行わないとき」

第1項では、第二種事業を実施しようとする者について、第2項では、事業者等（対象事業を実施し、又は実施しようとする者）に対して勧告することができる旨を規定しているが、第3章第1節の配慮書手続については、第一種事業等について、計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うこととした旨を知事に書面により提出した配慮書事業者について適用される。

② 「第5条第5項の規定に違反したとき」

環境影響評価その他の手続を行う必要がない旨の判定通知がなされるまでに第二種事業を実施したときのこととされている。

③ 「第27条第1項（同条第3項及び第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。」

評価書の公告を行うまでに対象事業を実施したときのことを指している。

④ 「第34条第1項の規定により求められた措置を講じないとき」

措置状況報告書の内容や第32条第1項の規定による立入検査等の結果により環境の保全の措置を講ずる必要があると認められた場合において、高まる求められた措置を講じないときのことを指している。

⑤ 「規則で定めるところにより」

公表しようとする場合の弁明の機会の付与は、山口県行政手続条例第3章第3節の規定の例によることとした。

第13章 雜則

- 第46条 隣接県等との連絡
 - 第47条 市町との連絡
 - 第48条 調査及び研究
 - 第49条 適用除外
 - 第50条 規則の制定とその経過措置
 - 第51条 規則への委任
-

(隣接県等との連絡)

第46条 知事は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内に山口県の区域に属さない地域がある場合においては、当該山口県の区域に属さない地域を管轄する地方公共団体と密接に連絡し、これに必要な協力を求めるものとする。

趣旨

本条は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲が山口県以外の他の地方公共団体に及ぶ場合、知事は、当該地方公共団体に連絡し、環境影響評価その他の手続が円滑に進められるよう必要な協力を求めることとしたものである。

(市町との連絡)

第47条 ^①事業者等及び法対象事業者は、この条例の規定による公告若しくは縦覧又は方法書説明会若しくは準備書説明会の開催について、^②関係する市町と^③密接に連絡し、^④必要があると認めるときはこれに協力を求めることができる。

趣旨

この条例の規定により、公告若しくは縦覧又は説明会の開催を行うこととされている者が、関係する市町と密接に連絡し、その協力を求めることができることとする条文である。本条例では、公告・縦覧の主体を事業者としているが、市町は住民等への周知の手段を有し、縦覧、説明会に適した場所も保有し管理している立場にあるため、事業者が関係の市町の協力を求めることができることとした。

この規定は、市町が住民等への周知の手段を有し、また、縦覧、説明会に適した場所を管理している立場にあることを踏まえたものであるが、当該協力に要する実費は、事業者によって負担されるべき性格のものである。

解説

① 「事業者等及び法対象事業者」

この条例の規定により、公告若しくは縦覧又は説明会の開催を行うこととされている者のすべてを指している。なお、本条例では、事業着手後に、措置状況報告書の公告及び縦覧を行うことが規定されており、この規定は法対象事業にも準用されているため、「事業者等及び法対象事業者」としたものである。

② 「関係する市町」

事業者等が、公告・縦覧、説明会の開催を予定している場所を管轄する市町を想定している。

③ 「密接に連絡し」

公告・縦覧等の場所・日時、方法などについて密接に連絡する趣旨である。

④ 「必要があると認めるときはこれに協力を求めることができる」

必要があると認める主体は事業者等である。関係する市町は、事業者等から協力要請があった場合、それを受け入れるかどうかの判断を行い、これに対応することとなる。

(調査及び研究)

第48条 県は、^①環境影響評価に必要な技術の向上を図るため、当該技術に関する調査及び研究の推進並びにその^②成果の普及に努めるものとする。

趣旨

高度化、複雑化する環境影響評価をとりまく要請に効果的に対応するとともに、予測の不確実性の低減や信頼性の向上、利用性や効率性の向上を図る観点から、調査予測等の技術手法や環境の保全のための措置に関わる技術について開発・改良が進められることが重要である。このため、県において環境影響評価に必要な技術に関する調査及び研究の推進を図り、その成果の普及に努めることとするものである。

なお、本条例では、環境影響評価の技術的事項については、既に得られている科学的知見に基づいて技術指針を定めるとともに、常に適切な科学的判断を加え、必要な改定を行うこととしている（条例第4条第1項及び第5項）。

解説

① 「環境影響評価に必要な技術」

環境影響評価に必要な技術には、調査予測等に関する技術、環境の保全のための措置に関わる技術、コミュニケーションに関する技術などが含まれる。

② 「成果の普及に努める」

成果の普及に当たっては、技術指針に反映させていくことに加え、電子媒体等を活用しつつ関連情報を広く提供すること、各種ガイドライン等を作成していくことなどが想定される。

(適用除外)

第49条 この条例の規定は、^①放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁（^②水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）^①及び土壤の汚染については、適用しない。

2 第3章から前章までの規定は、^③災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による災害復旧の事業又は^④同法第88条第2項に規定する事業、^⑤建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び^⑥被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業については、適用しない。

趣旨

放射性物質による大気の汚染等については、本条例は適用されない。また、災害対策基本法の規定による災害復旧事業等については、本条例の規定による環境影響評価手続を行う義務は生じない。

1 第1項

放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染については、原子力基本法の体系で放射能漏れがないように保安・安全対策が講じられることとされていることから、本条例は適用しないこととしたものである。

2 第2項

防災上の観点から緊急に事業を行う必要のあるものについては、人命に直接関わる問題であることから、本条例中の手続の実施に関する規定を適用除外するものである。

① 災害復旧事業（災害対策基本法第87条）及びこれと併せて行われることを要する再度灾害防止事業（災害対策基本法第88条第2項）については、通常の社会生活に復帰するための現状回復等の事業であり、これに環境影響評価手続を義務づけることは適当ではないことから適用除外としている。

② 建築基準法第84条及び被災市街地復興特別措置法第5条の規定は、被災市街地について一定の期間（前者については1月間、後者については1年間）建築制限をかけるものであり、その間に復興のための都市計画や区画整理が行われることとなるものである。これらについて本条例の環境影響評価手続を行うこととなれば、建築

制限を受けた人々は長期にわたり住居等を失ったままとなることから、適用除外とするものである。

解説

① 「放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染」

放射性物質が環境中に放出されるのは、大気、水質及び土壤という媒体を通じたものに限られるため、このように限定して規定しているところである。

② 「（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）」

環境基本法第2条第3項の「公害」の定義において、「水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）」とされていることにならって規定したものである。この括弧書きにより、ヘドロの堆積、堆積ヘドロの汚染等も「水質の汚濁」にふくませる意図がある（『環境基本法の解説』（ぎょうせい）P134）。

③ 「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による災害復旧の事業」

参照条文参照。

【参照条文】

◎災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（災害復旧の実施責任）

第87条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害復旧を実施しなければならない。

④ 「同法第88条第2項に規定する事業」

参照条文参照。

【参照条文】

◎災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（災害復旧事業費の決定）

第88条 （略）

2 前項の規定による災害復旧事業費を決定するに当たつては、当該事業に関する主務大臣は、再度災害の防止のため災害復旧事業と併せて施行することを必要とする施設の新設又は改良に関する事業が円滑に実施されるように十分の配慮をしなければならない。

⑤ 「建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業」

参照条文参照。

【参照条文】

◎建築基準法（昭和25年法律第201号）（抄）

（被災市街地における建築制限）

第84条 特定行政庁は、市街地に災害のあつた場合において都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認めるときは、区域を指定し、災害が発生した日から1月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。

2 特定行政庁は、更に1月を超えない範囲内において前項の期間を延長することができる。

⑥ 「被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業」

参照条文参照。

【参照条文】

◎被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）（抄）

（被災市街地復興推進地域に関する都市計画）

第5条 都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域内における市街地の土地の区域で次に掲げる要件に該当するものについては、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができる。

- 一 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと。
- 二 公共の用に供する施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
- 三 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

（規則の制定とその経過措置）

第50条 第2条第2項又は第3項の規定に基づく規則の制定又は改廃により新たに対象事業となる事業（新たに第二種事業となる事業のうち第5条第3項第1号（第35条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の措置がとられたものを含む。以下「新規対象事業等」という。）であって次に掲げるもの（第1号から第3号までに掲げるものにあっては、当該制定又は改廃に係る規則の施行の日（以下「規則施行日」という。）以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。）については、第3章から前章までの規定は、適用しない。

一 規則施行日前に許可等が与えられ、又は特定届出がなされた事業

- 二 規則施行日前に国又は県の補助金又は負担金の交付の決定がなされた事業
- 三 規則施行日前に都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業（当該都市計画に定められた都市施設に係る事業を含む。以下同じ。）
- 四 前3号に掲げるもののほか、規則施行日から起算して6月を経過する日までに実施される新規対象事業等

2 前項各号に掲げる事業に該当する事業であって、規則施行日以後の内容の変更（環境影響の程度を低減するものとして規則で定める条件に該当するものに限る。）により新規対象事業等として実施されるものについては、第3章から前章までの規定は、適用しない。

趣旨

対象事業等規則の制定・改廃に伴って新たに第一種事業又は第二種事業となる事業であって、既に事業実施に係る許可等の処分が済んでいるなど一定の段階にあるものについては、条例に基づく手続を行うことを要しないこととするものである。

条例施行時の経過措置のうち附則第4項の規定と同じ内容を、対象事業等規則の制定・改廃時の経過措置に置き直した規定であり、趣旨等は条例附則第4項に対する解説を参照されたい。

第50条（続き）

- 3 第1項各号に掲げる事業に該当する新規対象事業等を実施しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該新規対象事業等について、第4条の2から第4条の7まで及び第6条から第23条まで、第6条から第23条まで又は第12条から第23条までの規定の例による計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行うことができる。
 - 4 第24条から第27条まで及び第28条第2項の規定は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行う対象事業について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは、「第50条第3項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と読み替えるものとする。
-
-

趣旨

条例第50条第1項の規定により、環境影響評価その他の手続の実施に関する規定が適用除外となる新規対象事業等を実施しようとする者は、自主的に、計画段階配慮事項についての検討又は方法書の作成から評価書の公告・縦覧まで（又は環境影響評価の実施から評価書の公告・縦覧まで）の環境影響評価手続を行うことができる旨の規定である。

条例施行時の経過措置のうち条例附則第6項の規定と同じ内容を、対象事業等規則の制定・改廃時の経過措置に置き直した規定であり、趣旨等は条例附則第6項に対する解説を参照されたい。

(規則への委任)

第51条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

趣旨

本条は、本条例の施行について必要な事項を規則で定めることとする委任規定である。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年6月12日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第1条、第2条、第2章並びに第42条第1項及び第2項(同章に係る部分に限る。)の規定 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日
 - 二 附則第8項の規定 公布の日
-
-

趣旨

本条例は、平成11年6月12日（環境影響評価法の施行日に同じ。）から施行されることを規定している。

なお、第1条（目的）、第2条（定義）、第2章（技術指針）及び第42条（港湾環境影響評価に係る技術指針に関する部分）については、条例の公布の日（平成10年12月22日）から3月を超えない範囲内において規則で定める日（平成11年2月9日、平成11年山口県規則第2号）から、また、附則第8項（附属機関の設置に関する条例の一部改正）については、条例の公布の日（平成10年12月22日）から施行されることが規定されている。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、^①当該施行により新たに対象事業となる事業（^②新たに第二種事業となる事業のうち第5条第3項第1号（第35条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の措置がとられたものを含む。）について、山口県行政手続条例（平成7年山口県条例第1号）第33条に規定する^③行政指導その他の措置の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。
 - 一 環境影響評価の項目を記載した書類であって知事に対する送付の手続を経たものであると認められるもの 第10条の手続を経た方法書
 - 二 知事が前号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第11条第1項に規定する書面
 - 三 環境影響評価の結果を記載した書類であって知事に対する送付の手続を経たものであると認められるもの 第15条の手続を経た準備書
 - 四 前号に掲げる書類であって第16条の公告及び縦覧並びに第17条第1項又は第4項後段の規定による周知のための措置に相当する手続を経たものであると認められるもの 第16条及び第17条の手続を経た準備書
 - 五 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要を記載した書類であって知事に対する送付の手續を経たものであると認められるもの 第19条の手続を経

た同条の書類

- 六 知事が第4号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第20条第1項に規定する書面
 - 七 ^④前号の意見が述べられた後に第4号に掲げる書類の記載事項の検討を行った結果を記載した書類であって知事に対する送付の手続を経たものであると認められるもの 第22条の手続を経た評価書
 - 八 第23条の公告及び縦覧に相当する手続を経たものであると認められる書類 同条の手続を経た評価書
- 3 前項（第1号及び第2号を除く。）の規定は、この条例の施行により新たに第42条第1項の対象港湾計画となる港湾計画について準用する。この場合において、〈^⑤読み替え規定〉と読み替えるものとする。
-
-

趣旨

本条例の施行の際、山口県行政手続条例第33条に規定する行政指導その他の措置の定めるところによって環境影響評価手続が進行中である場合には、既に行われた手続と同様の条例に基づく手続を行う必要はないものとし、条例の手続に途中から移行できるようにするものである。

移行の考え方としては、条例に基づき作成されるべき書面に相当する書面がある場合には、当該書面を条例によって作成された書面とみなし、当該みなされた書面の作成以後の手続のみを行うこととしている。

これは、本条例の一連の手続が、準備書等の事業者が作成する書面と、これに対する県民一般、知事の意見を記載した書面のやりとりで構成される、書面を中心とした手続であることから、これらの書面に着目して条例の手続への円滑な移行を図ったものである。

このため、行政指導等によりどのような書面が作成されれば、条例の規定によるどの書面とみなされるかを規定している。なお、みなされた書面を作成するまでの条例の手続については、行う必要がない旨の明文の規定はないが、当然に行う必要はないものと解される。

また、この規定によるみなしを受けた書類は、行政指導等によって作成されたものであるため、当該書類の記載事項及び内容は、条例において必要とされる記載事項及び内容とは異なるものとなるが、この点をもって当該書類に不備があると解釈されるものではない。

1 第1号について

環境影響評価の項目を記載した書類であって知事に対する送付の手続を経たものであると認められるものについては、第10条の手続を経た方法書とみなされることとなる。

山口県環境影響評価等指導要綱では方法書に係る手続が規定されていなかったた

め、行政指導により環境影響評価の項目を記載したものとして県に提出された書類を、第10条までの手続を経た方法書とみなすこととしたものである。

2 第2号について

方法書に相当する書類について知事が環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類については、第11条第1項の知事意見とみなされることとなる。

3 第3号について

準備書に相当する書類であって知事に対する送付の手続を経たものであると認められるものについては、第15条の規定により送付された準備書とみなされることとなる。

要綱において、調査事業に係る環境調査書案（準備書相当）については、公告・縦覧、意見聴取に関する手續が規定されていなかったため、本号の規定を設けたものである（法では本号に相当する規定はない。）。

4 第4号について

準備書に相当する書類であって公告及び縦覧並びに説明会等の周知の措置を経たものと認められるものについては、第16条及び第17条の周知手続を了した準備書とみなされ、第18条以降の手續が行われることとなる。

これにより、同じ事業について、公告・縦覧や説明会を再度行うような手戻りがなくなる。

5 第5号について

準備書に相当する書類に対する一般の意見の概要を記載して知事に送付されたものであると認められる書類については、第19条の規定により知事に送付された意見の概要とみなされ、第20条以降の手續が行われることとなる。

6 第6号について

準備書に相当する書類について知事が環境の保全の見地からの意見を述べたものと認められる書類については、第20条第1項の知事意見とみなされ、第21条以降の手續が行われることとなる。

7 第7号について

前号の意見が述べられた後に、その意見を勘案して準備書に相当する書類の記載事項の検討を行った結果を記載したものであると認められる書類については、第22条の評価書と見なされ、第23条以降の手續が行われることとなる。

8 第8号について

評価書に相当する書類について公告及び縦覧に相当する手續を経たものである書類については、第23条の公告を経た評価書とみなされ、当該事業については事業の実施制限は解除される。

なお、評価書の公告後の事業内容の変更の制限（第27条第2項）、評価書の公告後

の引継ぎの公告（第27条第4項）、評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の自主的再実施（第28条）、事業者等の環境の保全の配慮等（第30条）等については適用されることとなる。（この条例の施行日前に許可等が与えられた事業等については適用されない（附則第4項）。）

また、附則第4項は、港湾計画に係る手続に関する技術的読み替えである。

解説

① 「当該施行により新たに対象事業となる事業」

条例の全面施行の日（平成11年6月12日）において、この条例の対象事業となるすべての事業を指す。

② 「新たに第二種事業となる事業のうち第5条第3項第1号（第35条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の措置がとられたものを含む」

第二種事業に該当することとなる事業については、条例の全面施行日以降、まず、第5条の判定を受けるための届出を行う必要がある。そして、第5条の判定の結果、第6条以降の手続を行う必要があるとされた事業については、本条の規定が適用されることとなる。仮に、この事業について、行政指導等において相当書類が作成されていた場合は、方法書から手続を行う必要はなく、手続の中途から手続を開始することができる。

なお、判定を受けることなく条例の手続を行おうとする事業者は、第5条第6項に定める通知を行った段階で、その事業について第5条第3項第1号の措置がとられたものとみなされることとなる（第5条第8項）ため、判定を受けずして本条の規定の適用を受けることとなる。

③ 「行政指導その他の措置」

具体的には、山口県環境影響評価等指導要綱（平成2年4月1日制定）及びこの要綱に関連した行政指導等が考えられる。

④ 「前号の意見が述べられた後に第4号に掲げる書類の記載事項の検討を行った結果を記載した書類」

準備書に相当する書類について第6号に掲げる環境の保全の見地からの意見を踏まえて検討し、作成された書類を指しており、第6号の意見が述べられていない書類は該当しないこととなる。

⑤ <読み替え規定>

当該部分の読み替え後の条文は、参考資料参照。

4 第一種事業又は第二種事業であって次に掲げるもの（^①第1号から第3号までに掲げるものにあっては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その内容を変

更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは^②規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。)については、^③第3章から第10章までの規定は、適用しない。

- 一 施行日前に許可等が与えられ、又は特定届出がなされた事業
 - 二 施行日前に国又は県の補助金又は負担金の交付の決定がなされた事業
 - 三 ^④施行日前に都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業
 - 四 前3号に掲げるもののほか、施行日から起算して^⑤6月を経過する日までに実施される第一種事業又は第二種事業
- 5 前項各号に掲げる事業に該当する事業であって、施行日以後の内容の変更（環境影響の程度を低減するものとして^⑥規則で定める条件に該当するものに限る。）により第一種事業又は第二種事業として実施されるものについては、第3章から第10章までの規定は、適用しない。
-

趣旨

1 附則第4項

条例の施行の際、既に事業実施に係る許可等の処分が済んでいるなど一定の段階にある第一種事業又は第二種事業については、条例に基づく手続を行うことを要しないこととする。これは、施行日において既にその対象事業について許可等、国等の補助金等の交付決定、都市計画決定などがなされている場合は、その後に環境影響評価手続を行ったとしても事業内容についての意思決定に反映するすべがなく、また、事業内容が固まった段階で環境影響評価手続を行って事業内容を見直すことにより事業に関する者の法的安定性を害するおそれがあるためである。

前記のような観点から手続の実施に関する規定の適用を除外するものとして、次の四つの種類を定めている。

- ① 施行日前に許可等が与えられ、又は特定届出がなされたもの
- ② 施行日前に補助金等の交付決定がなされたもの
- ③ 都市計画に定められる事業であって、施行日前に都市計画が定められたもの
- ④ 施行日から6ヶ月を経過する日までに実施されるもの

ただし、①～③の場合のうち、施行日以後事業内容が環境影響を増加させるような方向で大幅に変更されるようなケースにあっては、環境影響評価手続を行わせることとしている。

2 附則第5項

条例の施行の際においては第一種事業又は第二種事業でない事業であって、既に事業実施に係る許可等の処分が済んでいるなど一定の段階にあるものが、施行日以後事業内容を変更（例…規模の拡大）してこれらに該当することとなる場合には、本来、条例による環境影響評価手続を行うべきものであるが、当該変更が、例えば緑地の拡大のよう

に事業の環境影響をむしろ低減させる内容のものであった場合には、手続の実施に関する規定を適用除外とするものである。

解説

① 「第1号から第3号までに掲げるものにあっては」

第4号に掲げるものにあっては、何を基準にしての「変更」を捉えるのかを明確にすることができず、意味のある規律を定めることができないため、この括弧書きからは除外したものである。

② 「規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更」（＝規則附則第2項）

条例附則第4項各号に掲げる事業は、既に事業の許可等がなされているなど、事業計画が固まった段階にあるものである。したがって、手続を再び行う必要のない事業内容の変更については、本則中の評価書の公告後の変更に関する規定と同等のものとすることが適切であることから、条例第27条第2項の「規則で定める軽微な変更」と「その他の規則で定める変更」を規定する規則第36条の規定を準用している。

③ 「第3章から第10章までの規定は、適用しない」

第1章（総則）、第2章（技術指針）及び第11章（雑則）の規定は適用される。

④ 「施行日前に都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業」

施行日前に都市計画法第17条第1項の規定による都市計画の案の公告が行われたことのみならず、当該事業に係る都市計画決定が施行日前に行われていることが必要である。これは、「都市計画に定められた事業」とされているので、当該都市計画が決定されていることが必要と解釈されるためである。

なお、都市計画法第21条第2項において、政令で定める軽易な変更に該当する都市計画の変更については、都市計画法第17条の規定を準用することなく、都市計画を変更することができることとされており、入念に当該ケースを排除するために、「第17条第1項の規定による公告が行われた」との限定を付している。

⑤ 「6月を経過する日までに実施される第一種事業又は第二種事業」

前3号により、条例の施行日において既にその事業について許可等、国等の補助金等の交付決定、都市計画決定などがなされているものについては、条例による手続の実施に関する規定の適用を除外するとしている。許可等の処分等が行われない事業についても、これらの事業と公平に扱う必要があるため、許可等を受けて行われる事業が許可等を受けてから事業に着手するまでをおおよそ6ヶ月と考え、条例の施行後6ヶ月以内に事業に着手するものについて条例の手続の実施に関する規定の適用を除外することとしたものである。

⑥ 「規則で定める条件」（＝規則附則第3項）

環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）が定められている。

6 第4項各号に掲げる事業に該当する第一種事業又は第二種事業を実施しようとする者は、^①同項の規定にかかわらず、当該事業について、^②第6条から第23条まで又は第12条から第23条までの規定の^③例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

7 ^④第24条から第27条まで及び第28条第2項の規定は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行う対象事業について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは、「附則第6項に規定する第一種事業又は第二種事業を実施しようとする者」と読み替えるものとする。

趣旨

1 附則第6項

第38条の自主的再実施規定と同趣旨の規定である。すなわち、条例の施行日前に許可等が行われる等、一定の手続が進行しているものについては条例の規定による手続を実施する義務は生じないが、周辺の環境の状況が大きく変化している場合、事業の実施についての環境配慮を適切に行うために環境影響評価手続を経ておきたいと考える場合など、条例による環境影響評価手続を実施して事業に係る環境影響を見極めておきたいと考える場合には、これを尊重して、自主的に環境影響評価手続を行えるようにする趣旨である。

2 附則第7項

附則第6項の規定による環境影響評価手続の実施は、その契機は事業を実施しようとする者の自発的・任意的意思によるものであるが、環境影響評価手続には県知事、市町村長その他環境の保全の見地からの意見を有する多数の主体が関与するものであることから、環境影響評価手続を行うこととしたときは遅滞なくその旨を公告して関係主体に知らしめることとした。また、このようにして多くの主体の関与を求めるこことする以上、法的安定性を確保し、ルールどおりに手續が実施されるよう事業内容の修正、対象事業の廃止、事業の実施制限等の所要の規定も準用することとした。

解説

① 「同項の規定にかかわらず」

附則第4項において、第3章から第10章までの規定を適用しないこととしていることにもかかわらず、との意味である。

② 「第6条から第23条まで又は第12条から第23条までの規定」

事業者は、方法書手続（スコーピング）を省略するか否かに関する判断を行うこととなる。

③ 「例による環境影響評価その他の手続を行うことができる」

当該手続を実施するか否かの判断は、事業者が行う。

④ 「第24条から第27条まで及び第28条第2項の規定」

附則第6項の規定に基づいて手続を実施しようとする者は、第28条第2項の規則で定めるところにより、手続を行うこととした旨を公告することとなる（第28条第2項の準用）。そして、この公告を行った事業には、事業の実施制限（第27条の準用）、事業内容の修正に係る各種規定（第24条、第25条及び第26条の準用）が働くこととなる。

（附属機関の設置に関する条例の一部改正）

8 附属機関の設置に関する条例（昭和28年山口県条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部山口県女性問題対策審議会の項の次に次のように加える。

山口県環境影響評価技術審査会

環境影響評価に関する重要事項についての調査及び審議に関する事務

趣旨

本条例において、知事が方法書や準備書等について環境の保全の見地からの意見を述べる場合等には、山口県環境影響評価技術審査会の意見を聴くこととされているため、附属機関の設置に関する条例（昭和28年山口県条例第51号）に当該審査会を位置づけることとしたものである。

附 則（平成12年条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

趣旨

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第87号、平成11年7月16日公布、平成12年4月1日施行。以下「地方分権一括法」という。）の制定に基づく、都市計画法一部改正に伴い改正を行ったものである。

具体的には、都市計画法の中で、都道府県知事を都道府県に改められたことに伴い、本条例においても、都市計画決定権者の定義に関して、「知事」を「県」に改めた。

附 則(平成12年条例第48号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

趣旨

「中央省庁等改革関係法施行法」（平成11年法律第160号、平成11年12月22日公布、平成13年1月6日施行）による省庁名の改正に伴い、都市計画決定権者の定義に関して、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改めたものである。

附 則(平成12年条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

趣旨

地方分権一括法の施行に伴い、県と市町村とが新たに「対等・協力の関係」のもとで事業等を進めることとなった趣旨から、第3条（県等の責務）の規定から、「市町村」の責務規定を削除したものである。（公布及び施行は平成12年12月19日）

附 則(平成17年条例第52号)

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

趣旨

平成18年3月20日の市町村合併（岩国市並びに玖珂郡由宇町、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町及び美和町を廃し、その地域をもって岩国市を置く合併）により、県内に村がなくなることに伴い、条例中「市町村」を「市町」に改めたものである。

附 則(平成25年条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の山口県環境影響評価条例(以下「改正後の条例」という。)第4条の2から第4条の6までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に環境影響評価方法書を公告した事業については、適用しない。
 - 3 改正後の条例第8条、第16条又は第23条の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る環境影響評価方法書、環境影響評価準備書又は環境影響評価書について適用する。
 - 4 改正後の条例第8条の2(改正後の条例第17条第2項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る環境影響評価方法書又は環境影響評価準備書について適用する。
-

趣旨

1 附則第1項

環境影響評価法が平成23年4月に改正され、平成25年4月から全面施行されることに伴い、法との整合を図り、所要の改正を行ったものである。(平成25年3月19日公布、平成25年4月1日施行)

主な改正内容

- ①計画段階の配慮書手続の新設
- ②方法書説明会の開催の義務化
- ③インターネットによる公表の義務化

2 附則第2項

改正条例の施行の際、既に方法書手続の公告が済んだ、一定の段階にある対象事業については、条例に規定する配慮書手続を行うことを要しないこととしたものである。

3 附則第3項

改正により新たに規定された、インターネットによる公表の手続については、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る環境影響評価方法書、環境影響評価準備書又は環境影響評価書について適用することとしたものである。

4 附則第4項

改正により新たに規定された、方法書説明会の手続については、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る環境影響評価方法書について適用することとしたものである。

[山口県環境影響評価条例逐条解説の改訂経緯]

平成12年度 当初作成

平成26年3月 条例改正に伴う改訂

(主な改訂内容)

- ①計画段階の配慮書手続の導入に係る解説の追加
- ②アセス図書のインターネットによる公表の義務化に係る解説の追加
- ③方法書説明会の義務化に係る解説の追加

平成31年3月 施行規則改正に伴う改訂

(主な改訂内容)

- ①太陽光発電所の対象事業への追加
- ②工業団地造成事業と複合開発整備事業の規模要件の見直し

參 考 資 料 編

○都市計画に定められる対象事業等に関する特例の読み替規定対象表 (第34条の2第2項関係)

読み替規定	条例
<p>第3章 方法書の作成前の手続</p> <p>第1節 配慮書</p> <p>(計画段階配慮事項についての検討)</p> <p>第4条の2 第34条の2第1項の都市計画決定権者（以下「<u>都市計画決定権者</u>」という。）は、第一種事業等又は第一種事業等に係る施設を都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る第一種事業等（以下「<u>都市計画第一種事業等</u>」という。）に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定するに当たっては、規則で定めるところにより、計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができる。この場合において、<u>当該都市計画決定権者</u>は、計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うこととした旨を知事に書面により通知するものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る<u>都市計画第一種事業等</u>が実施されるべき区域を管轄する<u>市町長</u>及び<u>当該都市計画第一種事業等を実施しようとする者</u>に当該通知に係る書面の写しを送付しなければならない。</p> <p>(配慮書の作成等)</p> <p>第4条の3 前条第1項の規定による通知をした<u>都市計画決定権者</u>（以下「<u>配慮書都市計画決定権者</u>」という。）は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「<u>配慮書</u>」という。）を作成しなければならない。</p> <p>一 <u>配慮書都市計画決定権者の名称</u></p> <p>二 <u>都市計画第一種事業等の目的及び内容</u></p> <p>三 <u>事業実施想定区域及びその周囲の概況</u></p>	<p>第3章 方法書の作成前の手続</p> <p>第1節 配慮書</p> <p>(計画段階配慮事項についての検討)</p> <p>第4条の2 <u>第一種事業等を実施しようとする者</u>（委託に係る事業にあっては、<u>その委託をしようとする者</u>。以下同じ。）は、第一種事業等に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定するに当たっては、規則で定めるところにより、計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができる。この場合において、<u>当該第一種事業等を実施しようとする者は</u>、計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うこととした旨を知事に書面により通知するものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る<u>第一種事業等</u>が実施されるべき区域を管轄する<u>市町長</u>に当該通知に係る書面の写しを送付しなければならない。</p> <p>(配慮書の作成等)</p> <p>第4条の3 前条第1項の規定による通知をした<u>第一種事業等を実施しようとする者</u>（以下「<u>配慮書事業者</u>」という。）は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「<u>配慮書</u>」という。）を作成しなければならない。</p> <p>一 <u>配慮書事業者の氏名及び住所</u>（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 <u>第一種事業等の目的及び内容</u></p> <p>三 <u>事業実施想定区域及びその周囲の概況</u></p>

四 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
五 その他規則で定める事項

(配慮書の送付等)

第4条の4 配慮書都市計画決定権者は、配慮書を作成したときは、速やかに、規則で定めるところにより、これを知事及び都市計画第一種事業等に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。

(配慮書についての知事等の意見)

第4条の5 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、配慮書都市計画決定権者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、配慮書について前条に規定する市町長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第1項の場合において、知事は、配慮書について審査会の意見を聞くものとする。

4 第1項の場合において、知事は前2項の意見を勘案するものとする。

(配慮書についての意見の聴取)

第4条の6 配慮書都市計画決定権者は、規則で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。

(第一種事業等の廃止等)

第4条の7 配慮書都市計画決定権者は、第4条の4の規定による公表を行ってから第8条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、配慮書の送付を当該配慮書都市計画決定権者から受けた者にその旨を通知するとともに、規則で定めるところによ

四 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
五 その他規則で定める事項

2 相互に関連する2以上の第一種事業等を実施しようとする場合は、当該配慮書事業者は、これらの第一種事業等について、併せて配慮書を作成することができます。

(配慮書の送付等)

第4条の4 配慮書事業者は、配慮書を作成したときは、速やかに、規則で定めるところにより、これを知事及び第一種事業等に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。

(配慮書についての知事等の意見)

第4条の5 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、配慮書事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、配慮書について前条に規定する市町長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第1項の場合において、知事は、配慮書について審査会の意見を聞くものとする。

4 第1項の場合において、知事は前2項の意見を勘案するものとする。

(配慮書についての意見の聴取)

第4条の6 配慮書事業者は、規則で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。

(第一種事業等の廃止等)

第4条の7 配慮書事業者は、第4条の4の規定による公表を行ってから第8条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、配慮書の送付を当該配慮書事業者から受けた者にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公表しな

り、その旨を公表しなければならない。

- 一 都市計画第一種事業等を都市計画に定めないこととしたとき。
- 二 第4条の3第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも該当しないこととなつたとき。

ければならない。

- 一 第一種事業等を実施しないこととしたとき。
 - 二 第4条の3第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも該当しないこととなつたとき。
 - 三 第一種事業等の実施を他の者に引き継いだとき。
- 2 前項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が第一種事業等であるときは、同項の規定による公表の日以前に当該引継ぎ前の配慮書事業者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに配慮書事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の配慮書事業者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手續は新たに配慮書事業者となった者について行われたものとみなす。

○都市計画に定められる対象事業等に関する特例の読み替規定対象表 (第35条第2項関係)

読み替規定	条例
<p>第2節 第二種事業に係る判定</p> <p>第5条 都市計画決定権者は、第二種事業又は第二種事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めようとするときは、規則で定めるところにより、<u>都市計画決定権者の名称並びに第二種事業の種類及び規模、第二種事業が実施されるべき区域その他第二種事業の概要を知事に書面により届け出なければならない。</u></p> <p>2 知事は、前項の規定による届出に係る第二種事業が実施されるべき区域を管轄する市町長に当該届出に係る書面の写しを送付し、30日以上の期間を指定してこの条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めなければならない。</p> <p>3 知事は、前項の規定による市町長の意見が述べられたときはこれを勘案して、規則で定めるところにより、第1項の規定による届出の日から起算して60日以内に、当該届出に係る第二種事業についての判定を行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは第1号の措置を、おそれがないと認めるときは第2号の措置をとらなければならない。</p> <p>一 この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨及びその理由を、書面をもって、当該届出をした者<u>前項の市町長及び当該第二種事業を実施しようとする者</u>に通知すること。</p> <p>二 この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がない旨及びその理由を、書面をもって、当該届出をした者<u>前項の市町長及び当該第二種事業を実施しようとする者</u>に通知すること。</p> <p>4 第1項の規定による届出をした者で前項第1号の措置がとられたものが当該第二種事業の規模又はその実施されるべき区域を変更して<u>当該事業又は当該事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合</u></p>	<p>第2節 第二種事業に係る判定</p> <p>第5条 <u>第二種事業を実施しようとする者は、規則で定めるところにより、その氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに第二種事業の種類及び規模、第二種事業が実施されるべき区域その他第二種事業の概要を知事に書面により届け出なければならない。</u></p> <p>2 知事は、前項の規定による届出に係る第二種事業が実施されるべき区域を管轄する市町長に当該届出に係る書面の写しを送付し、30日以上の期間を指定してこの条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めなければならない。</p> <p>3 知事は、前項の規定による市町長の意見が述べられたときはこれを勘案して、規則で定めるところにより、第1項の規定による届出の日から起算して60日以内に、当該届出に係る第二種事業についての判定を行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは第1号の措置を、おそれがないと認めるときは第2号の措置をとらなければならない。</p> <p>一 この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨及びその理由を、書面をもって、当該届出をした者<u>及び前項の市町長</u>に通知すること。</p> <p>二 この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がない旨及びその理由を、書面をもって、当該届出をした者<u>及び前項の市町長</u>に通知すること。</p> <p>4 第1項の規定による届出をした者で前項第1号の措置がとられたものが当該第二種事業の規模又はその実施されるべき区域を変更して<u>当該事業を実施しようとする場合</u>において、当該変更後の当該事業が第二種事業に該当する</p>

において、当該変更後の当該事業が第二種事業に該当するときは、その者は、当該変更後の当該事業について、第1項の規定による届出をすることができる。この場合において、前2項の規定は、当該届出について準用する。

- 5 第二種事業（対象事業に該当するものを除く。）を実施しようとする者は、第3項第2号（前項及び第36条第2項の規定により読み替えて適用される第25条第2項において準用する場合を含む。）の措置がとられるまでは、当該第二種事業を実施してはならない。
- 6 都市計画決定権者は、第1項の規定にかかわらず、判定を受けることなくこの条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続を行うことができる。この場合において、当該都市計画決定権者は、この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続を行うこととした旨を知事に書面により通知するものとする。
- 7 知事は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る第二種事業が実施されるべき区域を管轄する市町長及び当該第二種事業を実施しようとする者に当該通知に係る書面の写しを送付しなければならない。
- 8 第6項の規定による通知に係る第二種事業は、当該通知の時に第3項第1号の措置がとられたものとみなす。

ときは、その者は、当該変更後の当該事業について、第1項の規定による届出をすることができる。この場合において、前2項の規定は、当該届出について準用する。

- 5 第二種事業（対象事業に該当するものを除く。）を実施しようとする者は、第3項第2号（前項及び第25条第2項において準用する場合を含む。）の措置がとられるまでは、当該第二種事業を実施してはならない。
- 6 第二種事業を実施しようとする者は、第1項の規定にかかわらず、判定を受けることなくこの条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第二種事業を実施しようとする者は、この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続を行うこととした旨を知事に書面により通知するものとする。
- 7 知事は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る第二種事業が実施されるべき区域を管轄する市町長に当該通知に係る書面の写しを送付しなければならない。
- 8 第6項の規定による通知に係る第二種事業は、当該通知の時に第3項第1号の措置がとられたものとみなす。

○都市計画に定められる対象事業等に関する特例の読み替規定対照表 (第36条第2項関係)

読み替規定	条例
<p>第4章 方法書 (方法書の作成)</p> <p>第6条 <u>都市計画決定権者は</u>、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第4条の5第1項の意見が述べられたときはこれを勘案して、第4条の2第1項の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定し、<u>第36条第1項の対象事業等（第24条及び第26条第1項第1号において「対象事業等」という。）を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。）に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、次に掲げる事項（配慮書を作成していない場合においては、第4号から第6号までに掲げる事項を除く。）を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。</u></p> <p>一 <u>都市計画決定権者の名称</u></p> <p>二 <u>都市計画対象事業の目的及び内容</u></p> <p>三 <u>都市計画対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及びその周囲の概況</u></p> <p>四 第4条の3第1項第4号に掲げる事項</p> <p>五 第4条の5第1項の意見</p> <p>六 前号の意見についての<u>都市計画決定権者の見解</u></p> <p>七 <u>都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあっては、都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目）</u></p> <p>八 その他規則で定める事項</p>	<p>第4章 方法書 (方法書の作成)</p> <p>第6条 <u>事業者は</u>、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第4条の5第1項の意見が述べられたときはこれを勘案して、第4条の2第1項の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定し、<u>対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、次に掲げる事項（配慮書を作成していない場合においては、第4号から第6号までに掲げる事項を除く。）を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。</u></p> <p>一 <u>事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</u></p> <p>二 <u>対象事業の目的及び内容</u></p> <p>三 <u>対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及びその周囲の概況</u></p> <p>四 第4条の3第1項第4号に掲げる事項</p> <p>五 第4条の5第1項の意見</p> <p>六 前号の意見についての<u>事業者の見解</u></p> <p>七 <u>対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目）</u></p> <p>八 その他規則で定める事項</p> <p>2 相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業</p>

<p>(方法書等の送付)</p> <p>第7条 <u>都市計画決定権者</u>は、方法書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び<u>都市計画対象事業</u>に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に対し、方法書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。</p> <p>(方法書についての公告及び縦覧)</p> <p>第8条 <u>都市計画決定権者</u>は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、方法書及び要約書を前条に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p> <p>(説明会の開催等)</p> <p>第8条の2 <u>都市計画決定権者</u>は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第7条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。</p> <p>2 <u>都市計画決定権者</u>は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。</p> <p>3 <u>都市計画決定権者</u>は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。</p> <p>4 <u>都市計画決定権者</u>は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。</p>	<p><u>に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて方法書を作成することができる。</u></p> <p>(方法書等の送付)</p> <p>第7条 <u>事業者</u>は、方法書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び<u>対象事業</u>に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に対し、方法書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。</p> <p>(方法書についての公告及び縦覧)</p> <p>第8条 <u>事業者</u>は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、方法書及び要約書を前条に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p> <p>(説明会の開催等)</p> <p>第8条の2 <u>事業者</u>は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第7条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。</p> <p>2 <u>事業者</u>は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。</p> <p>3 <u>事業者</u>は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。</p> <p>4 <u>事業者</u>は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。</p>
---	---

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(方法書についての意見書の提出)

第9条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第8条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過するまでの間に、都市計画決定権者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(方法書についての意見の概要の送付)

第10条 都市計画決定権者は、前条第1項の期間を経過した後、知事及び第7条に規定する地域を管轄する市町長に対し、前条第1項の規定により述べられた意見の概要（同項の意見書の提出がなかったときは、その旨）を記載した書類を送付しなければならない。

(方法書についての知事等の意見)

第11条 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、都市計画決定権者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、方法書について前条に規定する市町長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第1項の場合において、知事は、方法書について審査会の意見を聞くものとする。

4 第1項の場合において、知事は、前2項の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見に配意するものとする。

第5章 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第12条 都市計画決定権者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第9条第1項の意見に配意して第6条第1項第4号に掲げる

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(方法書についての意見書の提出)

第9条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第8条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過するまでの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(方法書についての意見の概要の送付)

第10条 事業者は、前条第1項の期間を経過した後、知事及び第7条に規定する地域を管轄する市町長に対し、前条第1項の規定により述べられた意見の概要（同項の意見書の提出がなかったときは、その旨）を記載した書類を送付しなければならない。

(方法書についての知事等の意見)

第11条 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、方法書について前条に規定する市町長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第1項の場合において、知事は、方法書について審査会の意見を聞くものとする。

4 第1項の場合において、知事は、前2項の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見に配意するものとする。

第5章 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第12条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第9条第1項の意見に配意して第6条第1項第7号に掲げる事項に検討

事項に検討を加え、都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

(環境影響評価の実施)

第 13 条 都市計画決定権者は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、都市計画対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第 6 章 準備書

(準備書の作成)

第 14 条 都市計画決定権者は、前条の規定により都市計画対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書」という。) を作成しなければならない。

- 一 第 6 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項
- 二 第 9 条第 1 項の意見の概要
- 三 第 11 条第 1 項の意見
- 四 前 2 号の意見についての都市計画決定権者の見解
- 五 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 六 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの
 - イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）
 - ロ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）
 - ハ ロに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置
- ニ 都市計画対象事業に係る環境影響の総合的な評価
- 七 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務

を加え、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

(環境影響評価の実施)

第 13 条 事業者は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第 6 章 準備書

(準備書の作成)

第 14 条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

- 一 第 6 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項
- 二 第 9 条第 1 項の意見の概要
- 三 第 11 条第 1 項の意見
- 四 前 2 号の意見についての事業者の見解
- 五 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 六 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの
 - イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）
 - ロ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）
 - ハ ロに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置
- ニ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価
- 七 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務

<p>事務所の所在地)</p> <p>八 その他規則で定める事項</p> <p>(準備書等の送付)</p> <p>第 15 条 <u>都市計画決定権者</u>は、準備書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び<u>都市計画対象事業</u>に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第 9 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の意見並びに第 13 条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第 7 条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。)を管轄する市町長(以下「関係市町長」という。)に対し、準備書及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)を送付しなければならない。</p> <p>(準備書についての公告及び縦覧)</p> <p>第 16 条 <u>都市計画決定権者</u>は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して 1 月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p> <p>(説明会の開催等)</p> <p>第 17 条 <u>都市計画決定権者</u>は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「準備書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。</p> <p>2 第 8 条の 2 第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の規定により<u>都市計画決定権者</u>が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第 4 項中「第 2 項」とあるのは「第 17 条第 2 項において準用する第 2 項」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「第 17 条第 1 項及び同条第 2 項にお</p>	<p>所の所在地)</p> <p>八 その他規則で定める事項</p> <p><u>2 第 6 条第 2 項の規定は、準備書の作成について準用する。</u></p> <p>(準備書等の送付)</p> <p>第 15 条 <u>事業者</u>は、準備書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び<u>対象事業</u>に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第 9 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の意見並びに第 13 条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第 7 条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。)を管轄する市町長(以下「関係市町長」という。)に対し、準備書及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)を送付しなければならない。</p> <p>(準備書についての公告及び縦覧)</p> <p>第 16 条 <u>事業者</u>は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して 1 月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p> <p>(説明会の開催等)</p> <p>第 17 条 <u>事業者</u>は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「準備書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。</p> <p>2 第 8 条の 2 第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の規定により<u>事業者</u>が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第 4 項中「第 2 項」とあるのは「第 17 条第 2 項において準用する第 2 項」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「第 17 条第 1 項及び同条第 2 項において準用す</p>
---	---

いて準用する前3項」と読み替えるものとする。

(準備書についての意見書の提出)

第18条 準備書について環境保全の見地からの意見を有する者は、第16条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過するまでの間に、都市計画決定権者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(準備書についての意見の概要等の送付)

第19条 都市計画決定権者は、前条第1項の期間を経過した後、知事及び関係市町長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての都市計画決定権者の見解（同項の意見書の提出がなかったときは、その旨）を記載した書類を送付しなければならない。

(準備書についての知事等の意見)

第20条 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、都市計画決定権者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、準備書について関係市町長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第1項の場合において、知事は、準備書について審査会の意見を聞くものとする。

4 第1項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聞くための公聴会を開催することができる。

5 第1項の場合において、知事は、第2項及び第3項の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見及び都市計画決定権者の見解並びに前項の公聴会において述べられた意見に配意するものとする。

る前3項」と読み替えるものとする。

(準備書についての意見書の提出)

第18条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第16条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過するまでの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができることとする。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(準備書についての意見の概要等の送付)

第19条 事業者は、前条第1項の期間を経過した後、知事及び関係市町長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解（同項の意見書の提出がなかったときは、その旨）を記載した書類を送付しなければならない。

(準備書についての知事等の意見)

第20条 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、準備書について関係市町長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第1項の場合において、知事は、準備書について審査会の意見を聞くものとする。

4 第1項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聞くための公聴会を開催することができる。

5 第1項の場合において、知事は、第2項及び第3項の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解並びに前項の公聴会において述べられた意見に配意するものとする。

(評価書の作成)

第 21 条 都市計画決定権者は、前条第 1 項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第 18 条第 1 項の意見に配意して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。）同条から第 23 条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。
- 二 第 6 条第 1 項第 1 号又は第 14 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで若しくは第 7 号に掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。）次項、次条及び第 23 条の規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。
- 三 前 2 号に掲げるもの以外のもの 当該修正に係る部分について都市計画対象事業に係る環境影響評価を行うこと。
- 2 都市計画決定権者は、前項第 1 号に該当する場合を除き、同項第 3 号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成しなければならない。
 - 一 第 14 条第 1 項各号に掲げる事項
 - 二 第 18 条第 1 項の意見の概要
 - 三 前条第 1 項の意見
 - 四 前 2 号の意見についての都市計画決定権者の見解

(評価書等の送付)

第 22 条 都市計画決定権者は、評価書を作成したときは、速やかに、知事、関係市町長及び第 36 条第 1 項の事業者に対し、評価書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

(評価書についての公告及び縦覧)

(評価書の作成)

第 21 条 事業者は、前条第 1 項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第 18 条第 1 項の意見に配意して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。）同条から第 23 条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。
- 二 第 6 条第 1 項第 1 号又は第 14 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで若しくは第 7 号に掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。）次項、次条及び第 23 条の規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。
- 三 前 2 号に掲げるもの以外のもの 当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。
- 2 事業者は、前項第 1 号に該当する場合を除き、同項第 3 号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成しなければならない。
 - 一 第 14 条第 1 項各号に掲げる事項
 - 二 第 18 条第 1 項の意見の概要
 - 三 前条第 1 項の意見
 - 四 前 2 号の意見についての事業者の見解

(評価書等の送付)

第 22 条 事業者は、評価書を作成したときは、速やかに、知事及び関係市町長に対し、評価書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

(評価書についての公告及び縦覧)

第23条 都市計画決定権者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、評価書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第8章 対象事業の内容の修正等

(事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続)

第24条 都市計画決定権者は、第8条の規定による公告を行ってから前条の規定による公告を行うまでの間に第6条第1項第2号に掲げる事項を修正して対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合（第21条第1項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第6条から前条までの規定による環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当する場合は、この限りでない。

(事業内容の修正の場合の第二種事業に係る判定)

第25条 都市計画決定権者は、第8条の規定による公告を行ってから第23条の規定による公告を行うまでの間において、第6条第1項第2号に掲げる事項を修正して当該修正後の事業又は当該修正後の事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合において、当該修正後の事業が第二種事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第35条第2項の規定により読み替えて適用される第5条第1項の規定の例により届け出ができる。

2 第35条第2項の規定により読み替えて適用される第5条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、第35条第2項の規定により読み替えて適用される第5条第3項第1号中「その他の手続」とあるのは、「その他の手続（当該届出の時までに行ったものを除く。）」と読み替えるものとする。

第23条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、評価書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第8章 対象事業の内容の修正等

(事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続)

第24条 事業者は、第8条の規定による公告を行ってから前条の規定による公告を行うまでの間に第6条第1項第2号に掲げる事項を修正しようとする場合（第21条第1項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第6条から前条までの規定による環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当する場合は、この限りでない。

(事業内容の修正の場合の第二種事業に係る判定)

第25条 事業者は、第8条の規定による公告を行ってから第23条の規定による公告を行うまでの間において、第6条第1項第2号に掲げる事項を修正しようとする場合において、当該修正後の事業が第二種事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第5条第1項の規定の例により届け出ができる。

2 第5条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第3項第1号中「その他の手続」とあるのは、「その他の手続（当該届出の時までに行ったものを除く。）」と読み替えるものとする。

く。)」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定による届出をした者は、前項において準用する第35条第2項の規定により読み替えて適用される第5条第3項第2号に規定する措置がとられたときは、方法書、準備書又は評価書の送付を当該都市計画決定権者から受けた市町長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(対象事業の廃止等)

第26条 都市計画決定権者は、第8条の規定による公告を行ってから第23条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事及び方法書、準備書又は評価書の送付を当該都市計画決定権者から受けた市町長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

一 対象事業等を都市計画に定めないこととしたとき。

二 第6条第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。

第9章 評価書の公告及び縦覧後の手続

第1節 対象事業の実施の制限等

(対象事業の実施の制限)

第27条 事業者は、第23条の規定による公告が行われるまでは、対象事業（第21条第1項又は第24条の規定による修正があった場合において当該修正後

3 第1項の規定による届出をした者は、前項において準用する第5条第3項第2号に規定する措置がとられたときは、方法書、準備書又は評価書の送付を当該事業者から受けた市町長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(対象事業の廃止等)

第26条 事業者は、第8条の規定による公告を行ってから第23条の規定による公告を行いうまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事及び方法書、準備書又は評価書の送付を当該事業者から受けた市町長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

一 対象事業を実施しないこととしたとき。

二 第6条第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。

三 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

第9章 評価書の公告及び縦覧後の手続

第1節 対象事業の実施の制限等

(対象事業の実施の制限)

第27条 事業者は、第23条の規定による公告を行いうまでは、対象事業（第21条第1項又は第24条の規定による修正があった場合において当該修正後

の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業)を実施してはならない。

- 2 事業者は、第23条の規定による公告が行われた後に第6条第1項第2号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更に該当するときは、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。
- 3 第1項の規定は、第23条の規定による公告が行われた後に第6条第1項第2号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする者(前項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。)について準用する。この場合において、第1項中「公告」とあるのは、「公告(同条の規定による公告が行われ、かつ、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。)」と読み替えるものとする。
- 4 事業者は、第23条の規定による公告が行われた後に対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。この場合において、第26条第2項の規定は、当該引継ぎについて準用する。

(評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施)

第28条 事業者は、第23条の規定による公告が行われた後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第14条第1項第5号又は第6号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第6条から第23条まで又は第12条から第23条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

- 2 事業者は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公告するものとする。
- 3 第24条から前条までの規定は、第1項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、同条第1項中

業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業)を実施してはならない。

- 2 事業者は、第23条の規定による公告を行った後に第6条第1項第2号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更に該当するときは、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。
- 3 第1項の規定は、第23条の規定による公告を行った後に第6条第1項第2号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする者(前項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。)について準用する。この場合において、第1項中「公告」とあるのは、「公告(同条の規定による公告を行い、かつ、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。)」と読み替えるものとする。
- 4 事業者は、第23条の規定による公告を行った後に対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。この場合において、前条第2項の規定は、当該引継ぎについて準用する。

(評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施)

第28条 事業者は、第23条の規定による公告を行った後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第14条第1項第5号又は第6号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第6条から第23条まで又は第12条から第23条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

- 2 事業者は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公告するものとする。
- 3 第24条から前条までの規定は、第1項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、同条第1項中

「公告」とあるのは、「公告（次条第1項に規定する環境影響評価その他の手続を行った後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

（許可等に際しての環境の保全の配慮）

第29条 知事は、第22条の規定による送付を受けたときは、対象事業に係る許可、認可その他の処分（以下「許可等」という。）又は届出（当該届出に係る法令において、当該届出に關し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができるが規定されているものに限る。以下「特定届出」という。）の受理を行う者に対し、評価書を送付するとともに、当該許可等又は特定届出の受理に際し環境の保全についての配慮がなされるよう要請するものとする。

第2節 措置状況の報告等

（事業者等の環境の保全の配慮）

第30条 対象事業を実施し、又は実施しようとする者（委託に係る対象事業にあっては、その委託をし、又はしようとする者。以下「事業者等」という。）は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。

（着手の届出等）

第31条 事業者等は、対象事業の実施に着手したとき又は対象事業の実施を完了したときは、速やかに、その旨を知事に書面により届け出なければならない。

2 事業者等は、着手した対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

（措置状況の報告等）

第32条 事業者等は、規則で定めるところにより、環境の保全のために講じた措置の状況を記載した書類（以下「措置状況報告書」という。）を作成し、知事及び関係市町長に対し、これを送付しなければならない。

2 事業者等は、前項の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、措置状況報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、措置状況報告書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなけれ

「公告」とあるのは、「公告（次条第1項に規定する環境影響評価その他の手続を行った後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

（許可等に際しての環境の保全の配慮）

第29条 知事は、第22条の規定による送付を受けたときは、対象事業に係る許可、認可その他の処分（以下「許可等」という。）又は届出（当該届出に係る法令において、当該届出に關し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができるが規定されているものに限る。以下「特定届出」という。）の受理を行う者に対し、評価書を送付するとともに、当該許可等又は特定届出の受理に際し環境の保全についての配慮がなされるよう要請するものとする。

第2節 措置状況の報告等

（事業者等の環境の保全の配慮）

第30条 対象事業を実施し、又は実施しようとする者（委託に係る対象事業にあっては、その委託をし、又はしようとする者。以下「事業者等」という。）は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。

（着手の届出等）

第31条 事業者等は、対象事業の実施に着手したとき又は対象事業の実施を完了したときは、速やかに、その旨を知事に書面により届け出なければならない。

2 事業者等は、着手した対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

（措置状況の報告等）

第32条 事業者等は、規則で定めるところにより、環境の保全のために講じた措置の状況を記載した書類（以下「措置状況報告書」という。）を作成し、知事及び関係市町長に対し、これを送付しなければならない。

2 事業者等は、前項の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、措置状況報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、措置状況報告書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなけれ

ばならない。

(立入検査等)

第33条 知事は、前3条の規定の施行に必要な限度において、事業者等に対し、その着手した対象事業に関し報告させ、又はその職員に、当該対象事業の工事現場若しくは事業者等の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該対象事業の実施状況若しくは書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(環境の保全のための措置の要求)

第34条 知事は、第32条第1項の規定による送付を受けた場合又は前条第1項の規定による報告を受け、若しくは立入検査をした場合において、環境の保全のための措置を講ずる必要があると認めるときは、事業者等に対し、当該措置を講ずるよう求めることができる。

2 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

第12章 励告及び公表

第45条 知事は、第二種事業を実施しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一 この条例の規定による環境影響評価その他の手続を行わないとき。
二 第5条第5項の規定に違反したとき。

2 知事は、事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
一 この条例の規定による環境影響評価その他の手続を行わないとき。

ばならない。

(立入検査等)

第33条 知事は、前3条の規定の施行に必要な限度において、事業者等に対し、その着手した対象事業に関し報告させ、又はその職員に、当該対象事業の工事現場若しくは事業者等の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該対象事業の実施状況若しくは書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(環境の保全のための措置の要求)

第34条 知事は、第32条第1項の規定による送付を受けた場合又は前条第1項の規定による報告を受け、若しくは立入検査をした場合において、環境の保全のための措置を講ずる必要があると認めるときは、事業者等に対し、当該措置を講ずるよう求めることができる。

2 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

第12章 励告及び公表

第45条 知事は、第二種事業を実施しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一 この条例の規定による環境影響評価その他の手続を行わないとき。
二 第5条第5項の規定に違反したとき。
2 知事は、事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
一 この条例の規定による環境影響評価その他の手続を行わないとき。

<p>二 第27条第1項（同条第3項及び第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。</p> <p>三 第34条第1項の規定により求められた措置を講じないとき。</p> <p>3 知事は、法対象事業を実施し、又は実施しようとする者（委託に係る法対象事業にあっては、その委託をし、又はしようとする者。以下「法対象事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>一 この条例の規定による環境影響評価その他の手続を行わないとき。</p> <p>二 第43条第7項において準用する第34条第1項の規定により求められた措置を講じないとき。</p> <p>4 知事は、前3項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>5 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合においては、規則で定めるところにより、第1項から第3項までの規定による勧告を受けた者に対し、弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>6 知事は、この条例の規定により届出又は送付をすべきこととされている書類に虚偽の記載をして届出又は送付をした第二種事業を実施しようとする者、事業者等及び法対象事業者については、その旨を公表することができる。</p> <p>7 知事は、第33条第1項（第43条第7項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第33条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者については、その旨を公表することができる。</p> <p>8 第5項の規定は、前2項の規定による公表について準用する。</p>	<p>二 第27条第1項（同条第3項及び第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。</p> <p>三 第34条第1項の規定により求められた措置を講じないとき。</p> <p>3 知事は、法対象事業を実施し、又は実施しようとする者（委託に係る法対象事業にあっては、その委託をし、又はしようとする者。以下「法対象事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>一 この条例の規定による環境影響評価その他の手続を行わないとき。</p> <p>二 第43条第7項において準用する第34条第1項の規定により求められた措置を講じないとき。</p> <p>4 知事は、前3項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>5 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合においては、規則で定めるところにより、第1項から第3項までの規定による勧告を受けた者に対し、弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>6 知事は、この条例の規定により届出又は送付をすべきこととされている書類に虚偽の記載をして届出又は送付をした第二種事業を実施しようとする者、事業者等及び法対象事業者については、その旨を公表することができる。</p> <p>7 知事は、第33条第1項（第43条第7項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第33条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者については、その旨を公表することができる。</p> <p>8 第5項の規定は、前2項の規定による公表について準用する。</p>
---	---

○都市計画に定められる対象事業等に関する特例の読み替規定対照表（第38条第2項関係）

読み替規定	条例
<p>第9章 評価書の公告及び縦覧後の手続 第1節 対象事業の実施の制限等 (対象事業の実施の制限)</p>	<p>第9章 評価書の公告及び縦覧後の手続 第1節 対象事業の実施の制限等 (対象事業の実施の制限)</p>
<p>第27条 事業者は、第23条の規定による公告を行うまでは、対象事業（第21条第1項又は第24条の規定による修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業）を実施してはならない。</p> <p>2 都市計画決定権者は、第36条第2項の規定により読み替えて適用される第23条の規定による公告を行った後に第36条第2項の規定により読み替えて適用される第6条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合において、当該事項の変更が事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更に該当するときは、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。</p>	<p>第27条 事業者は、第23条の規定による公告を行うまでは、対象事業（第21条第1項又は第24条の規定による修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業）を実施してはならない。</p> <p>2 事業者は、第23条の規定による公告を行った後に第6条第1項第2号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更に該当するときは、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。</p>
<p>3 第27条第1項の規定は、都市計画決定権者が第36条第2項の規定により読み替えて適用される第23条の規定による公告を行った後に第36条第2項の規定により読み替えて適用される第6条第1項第2号に掲げる事項を変更して当該事業に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該都市計画に係る事業を実施しようとする者（前項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる都市計画に係る事業者を除く。）について準用する。この場合において、第27条第1項中「第23条」とあるのは「第36条第2項の規定により読み替えて適用される第23条」と、「公告」とあるのは、「公告（同条の規定による公告が行われ、かつ、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行われるものに限る。）」と、「を行う」とあるのは「が行われる」と、「第21条第1項」とあるのは「第36条第2項の規定により読み替えて適用される第21条第1項」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 第1項の規定は、第23条の規定による公告を行った後に第6条第1項第2号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする者（前項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。）について準用する。この場合において、第1項中「公告」とあるのは、「公告（同条の規定による公告を行い、かつ、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>

○港湾計画に係る環境影響評価その他の手続の準用規定に係る読替規定対照表 (第42条第2項及び附則第3項関係)

読替規定	条例
<p>第2章 技術指針</p> <p>第4条 知事は、既に得られている科学的知見に基づき、<u>第42条第1項の対象港湾計画</u>（以下「対象港湾計画」という。）に定められる第41条の港湾開発等（以下「港湾開発等」という。）に係る同条に規定する港湾環境影響評価（以下「港湾環境影響評価」という。）が適切に行われるために必要な指針（以下「技術指針」という。）を策定しなければならない。</p> <p>2 技術指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>二 <u>港湾環境影響評価</u>の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定に関する事項</p> <p>三 環境の保全のための措置に関する事項</p> <p>3 知事は、技術指針を策定しようとするときは、あらかじめ、山口県環境影響評価技術審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 知事は、技術指針を策定したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。</p> <p>5 技術指針については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。</p> <p>6 第3項及び第4項の規定は、技術指針の改定について準用する。</p> <p>第5章 <u>港湾環境影響評価の実施等</u> (<u>港湾環境影響評価の項目等の選定</u>)</p>	<p>第2章 技術指針</p> <p>第4条 知事は、既に得られている科学的知見に基づき、<u>対象事業に係る環境影響評価</u>が適切に行われるために必要な指針（以下「技術指針」という。）を策定しなければならない。</p> <p>2 技術指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 <u>1又は2以上の第一種事業又は第二種事業</u>（以下「第一種事業等」という。）の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する事項</p> <p>二 <u>環境影響評価</u>の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定に関する事項</p> <p>三 環境の保全のための措置に関する事項</p> <p>3 知事は、技術指針を策定しようとするときは、あらかじめ、山口県環境影響評価技術審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 知事は、技術指針を策定したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。</p> <p>5 技術指針については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。</p> <p>6 第3項及び第4項の規定は、技術指針の改定について準用する。</p> <p>第5章 <u>環境影響評価の実施等</u> (<u>環境影響評価の項目等の選定</u>)</p>

第12条 第42条第1項の港湾管理者（以下「港湾管理者」という。）は、対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

（港湾環境影響評価の実施）

第13条 港湾管理者は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価を行わなければならない。

第4章 準備書

（準備書の作成）

第14条 港湾管理者は、前条の規定により対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価を行った後、当該港湾環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した港湾環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

- 一 港湾管理者の名称及び住所
- 二 対象港湾計画の目的及び内容
- 三 対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域及びその周囲の概況

五 港湾環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

六 港湾環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

- イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を港湾環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（港湾環境影響評価を行ったにもかかわらず第41条の港湾環境影響（以下「港湾環境影響」という。）の内容及び程度が明らかとならなかつた項目に係るものを含む。）
- ロ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至つた検討

第12条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第9条第1項の意見に配意して第6条第1項第7号に掲げる事項に検討を加え、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

（環境影響評価の実施）

第13条 事業者は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならぬ。

第4章 準備書

（準備書の作成）

第14条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行つた後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならぬ。

一 第6条第1項1号から第6号までに掲げる事項

二 第9条第1項の意見の概要

三 第11条第1項の意見

四 前2号の意見についての事業者の見解

五 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

六 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

- イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（環境影響評価を行つたにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかつた項目に係るものを含む。）

- ロ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至つた検討

<p>の状況を含む。)</p> <p>ハ 口に掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置</p> <p>ニ <u>対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響の総合的な評価</u></p> <p>七 <u>港湾環境影響評価</u>の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>八 その他規則で定める事項</p> <p>(準備書等の送付)</p> <p>第15条 <u>港湾管理者</u>は、準備書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び<u>対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響</u>を受ける範囲であると認められる地域（以下「関係地域」という。）に対し、準備書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。</p> <p>(準備書についての公告及び縦覧)</p> <p>第16条 <u>港湾管理者</u>は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る<u>港湾環境影響評価</u>の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p> <p>(説明会の開催等)</p> <p>第17条 <u>港湾管理者</u>は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「説</p>	<p>の状況を含む。)</p> <p>ハ 口に掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置</p> <p>ニ <u>対象事業に係る環境影響の総合的な評価</u></p> <p>七 <u>環境影響評価</u>の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>八 その他規則で定める事項</p> <p><u>2 第6条第2項の規定は、準備書の作成について準用する。</u></p> <p>(準備書等の送付)</p> <p>第15条 <u>事業者</u>は、準備書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び<u>対象事業に係る環境影響</u>を受ける範囲であると認められる地域（第9条第1項及び第11条第1項の意見並びに第13条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第7条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）を管轄する市町長（以下「関係市町長」という。）に対し、準備書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。</p> <p>(準備書についての公告及び縦覧)</p> <p>第16条 <u>事業者</u>は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る<u>環境影響評価</u>の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p> <p>(説明会の開催等)</p> <p>第17条 <u>事業者</u>は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「準備書説</p>
--	---

明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

- 2 第8条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定により港湾管理者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項」とあるのは「第17条第2項において準用する第2項」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第17条第1項及び第2項において準用する前3項」と読み替えるものとする。

(準備書についての意見書の提出)

第18条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第16条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、港湾管理者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

- 2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(準備書についての意見の概要等の送付)

第19条 港湾管理者は、前条第1項の期間を経過した後、知事及び関係市町長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての港湾管理者の見解(同項の意見書の提出がなかったときは、その旨)を記載した書類を送付しなければならない。

(準備書についての知事等の意見)

第20条 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、港湾管理者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、準備書について関係市町長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

- 3 第1項の場合において、知事は、準備書について審査会の意見を聞くものとする。

- 4 第1項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、規則で定め

明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

- 2 第8条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項」とあるのは「第17条第2項において準用する第2項」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第17条第1項及び第2項において準用する前3項」と読み替えるものとする。

(準備書についての意見書の提出)

第18条 準備書について環境の保全の見地から意見を有する者は、第16条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

- 2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(準備書についての意見の概要等の送付)

第19条 事業者は、前条第1項の期間を経過した後、知事及び関係市町長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解(同項の意見書の提出がなかったときは、その旨)を記載した書類を送付しなければならない。

(準備書についての知事等の意見)

第20条 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、準備書について関係市町長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

- 3 第1項の場合において、知事は、準備書について審査会の意見を聞くものとする。

- 4 第1項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、規則で定める

るところにより、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴くための公聴会を開催することが出来る。

5 第1項の場合において、知事は、第2項及び第3項の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見及び港湾管理者の見解並びに前項の公聴会において述べられた意見に配意するものとする。

第7章 評価書

(評価書の作成)

第21条 港湾管理者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第18条第1項の意見に配意して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の港湾計画が対象港湾計画に該当するとき有限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 第14条第1項第2号に掲げる事項の修正（港湾計画に定められる港湾開発等の規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。） 第12条から第23条までの規定による港湾環境影響評価その他の手続を経ること。
 - 二 第14条第1項第1号又は第7号に掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。） 次項、次条及び第23条の規定による港湾環境影響評価その他の手続を行うこと。
 - 三 前2号に掲げるもの以外のもの 当該修正に係る部分について対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価を行うこと。
- 2 港湾管理者は、前項第1号に該当する場合を除き、同項第3号の規定による港湾環境影響評価を行った場合には当該港湾環境影響評価及び準備書に係る港湾環境影響評価の結果に、同号の規定による港湾環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る港湾環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した港湾環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成しなければならない。

ところにより、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴くための公聴会を開催することができる。

5 第1項の場合において、知事は、第2項及び第3項の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解並びに前項の公聴会において述べられた意見に配意するものとする。

第7章 評価書

(評価書の作成)

第21条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第18条第1項の意見に配意して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するとき有限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 第6条第1項第2号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。） 同条から第23条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。
 - 二 第6条第1項第1号又は第14条第1項第2号から第4号まで若しくは第7号に掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。） 次項、次条及び第23条の規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。
 - 三 前2号に掲げるもの以外のもの 当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。
- 2 事業者は、前項第1号に該当する場合を除き、同項第3号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成しなければならない。

一 第14条第1項各号に掲げる事項

二 第18条第1項の意見の概要

三 前条第1項の意見

四 前2号の意見についての港湾管理者の見解

(評価書等の送付)

第22条 港湾管理者は、評価書を作成したときは、速やかに、知事及び関係市町長に対し、評価書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

(評価書についての公告及び縦覧)

第23条 港湾管理者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、評価書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第8章 対象港湾計画の内容の修正等

(港湾計画の内容の修正の場合の港湾環境影響評価その他の手続)

第24条 港湾管理者は、第16条の規定による公告を行ってから前条の規定による公告を行うまでの間に第14条第1項第2号に掲げる事項を修正しようとする場合（第21条第1項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該修正後の港湾計画が対象港湾計画に該当するときは、当該修正後の港湾計画に定められる港湾開発等について、第12条から前条までの規定による港湾環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が港湾計画に定められる港湾開発等の規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当する場合は、この限りでない。

一 第14条第1項各号に掲げる事項

二 第18条第1項の意見の概要

三 前条第1項の意見

四 前2号の意見についての事業者の見解

(評価書等の送付)

第22条 事業者は、評価書を作成したときは、速やかに、知事及び関係市町長に対し、評価書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

(評価書についての公告及び縦覧)

第23条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、評価書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第8章 対象事業の内容の修正等

(事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続)

第24条 事業者は、第8条の規定による公告を行ってから前条の規定による公告を行いうまでの間に第6条第1項第2号に掲げる事項を修正しようとする場合（第21条第1項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第6条から前条までの規定による環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当する場合は、この限りでない。

(事業内容の修正の場合の第二種事業に係る判定)

第25条 事業者は、第8条の規定による公告を行ってから第23条の規定による公告を行いうまでの間において、第6条第1項第2号に掲げる事項

	<p><u>を修正しようとする場合において、当該修正後の事業が第二種事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第5条第1項の規定の例により届け出ができる。</u></p> <p>2 <u>第5条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第3項第1号中「その他の手続」とあるのは、「その他の手続（当該届出の時までに行ったものを除く。）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による届出をした者は、前項において準用する第5条第3項第2号に規定する措置がとられたときは、方法書、準備書又は評価書の送付を当該事業者から受けた市町長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。</u></p>
<p><u>（対象港湾計画の決定等の中止等）</u></p> <p>第26条 <u>港湾管理者は、第16条の規定による公告を行ってから 第23条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事及び準備書又は評価書の送付を当該港湾管理者から受けた市町長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。</u></p> <p>一 <u>対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更をしないこととしたとき。</u></p> <p>二 <u>第14条第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の港湾計画が対象港湾計画に該当しないこととなったとき。</u></p>	<p><u>事業者は、第8条の規定による公告を行ってから第23条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、知事及び方法書、準備書又は評価書の送付を当該事業者から受けた市町長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。</u></p> <p>一 <u>対象事業を実施しないこととしたとき。</u></p> <p>二 <u>第6条第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。</u></p> <p>三 <u>対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。</u></p> <p>2 <u>前項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価その他の手続きは新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価その他の手続きは新たに事業者となった者について行われたものとみなす。</u></p>

第9章 評価書の公告及び縦覧後の手続

第1節 対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更の制限等

(対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更の制限)

第27条 港湾管理者は、第23条の規定による公告を行うまでは、対象港湾計画（第21条第1項又は第24条の規定による修正があった場合において当該修正後の港湾計画が対象港湾計画に該当するときは、当該修正後の港湾計画。以下この条において同じ。）の決定又は決定後の対象港湾計画の変更をしてはならない。

2 港湾管理者は、第23条の規定による公告を行った後に第14条第1項第2号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が港湾計画に定められる港湾開発等の規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更に該当するときは、この条例の規定による港湾環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。

3 第1項の規定は、第23条の規定による公告を行った後に第14条第1項第2号に掲げる事項を変更して当該港湾計画の決定又は決定後の当該港湾計画の変更をしようとする者（前項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる港湾管理者を除く。）について準用する。この場合において、第1項中「公告」とあるのは、「公告（同条の規定による公告を行い、かつ、この条例の規定による港湾環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

第9章 評価書の公告及び縦覧後の手続

第1節 対象事業の実施の制限等

(対象事業の実施の制限)

第27条 事業者は、第23条の規定による公告を行うまでは、対象事業（第21条第1項又は第24条の規定による修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業）を実施してはならない。

2 事業者は、第23条の規定による公告を行った後に第6条第1項第2号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更に該当するときは、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。

3 第1項の規定は、第23条の規定による公告を行った後に第6条第1項第2号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする者（前項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。）について準用する。この場合において、第1項中「公告」とあるのは、「公告（同条の規定による公告を行い、かつ、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

4 事業者は、第23条の規定による公告を行った後に対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。この場合において、前条第2項の規定は、当該引継ぎについて準用する。

(略)

(措置状況の報告等)

第32条 港湾管理者は、規則で定めるところにより、環境の保全のために講じた措置の状況を記載した書類（以下「措置状況報告書」という。）を作成し、知事及び関係市町長に対し、これを送付しなければならない。

2 港湾管理者は、前項の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、措置状況報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、措置状況報告書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

附 則

(経過措置)

2 この条例の施行の際、次項に規定する港湾計画について、山口県行政手続条例（平成7年山口県条例第1号）第33条に規定する行政指導その他の措置の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

三 港湾環境影響評価の結果を記載した書類であって知事に対する送付の手続を経たものであると認められるもの 第42条第2項に

(措置状況の報告等)

第32条 事業者等は、規則で定めるところにより、環境の保全のために講じた措置の状況を記載した書類（以下「措置状況報告書」という。）を作成し、知事及び関係市町長に対し、これを送付しなければならない。

2 事業者等は、前項の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、措置状況報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、措置状況報告書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

(略)

附 則

(経過措置)

2 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業(新たに第二種事業となる事業のうち第5条第3項第1号(第35条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の措置がとられたものを含む。)について、山口県行政手続条例（平成7年山口県条例第1号）第33条に規定する行政指導その他の措置の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

一 環境影響評価の項目を記載した書類であって知事に対する送付の手続を経たものであると認められるもの 第10条の手続を経た方法書

二 知事が前号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第11条第1項に規定する書面

三 環境影響評価の結果を記載した書類であって知事に対する送付の手続を経たものであると認められるもの 第15条の手続を経た準備

おいて準用する第15条の手続を経た第42条第2項において準用する第14条第1項の準備書

四 前号に掲げる書類であって第42条第2項において準用する第16条の公告及び縦覧並びに第42条第2項において準用する第17条第1項又は第4項後段の規定による周知のための措置に相当する手続を経たものであると認められるもの 第42条第2項において準用する第16条及び第17条の手続を経た第42条第2項において準用する第14条第1項の準備書

五 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要を記載した書類であって知事に対する送付の手続を経たものであると認められるもの 第42条第2項において準用する第19条の手続を経た同条の書類

六 知事が第4号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第42条第2項において準用する第20条第1項に規定する書面

七 前号の意見が述べられた後に第4号に掲げる書類の記載事項の検討を行った結果を記載した書類であって知事に対する送付の手続を経たものであると認められるもの 第42条第2項において準用する第22条の手続を経た第42条第2項において準用する第21条第2項の評価書

八 第42条第2項において準用する第23条の公告及び縦覧に相当する手続を経たものであると認められる書類 同条の手続を経た第42条第2項において準用する第21条第2項の評価書

書

四 前号に掲げる書類であって第16条の公告及び縦覧並びに第17条第1項又は第4項後段の規定による周知のための措置に相当する手続を経たものであると認められるもの 第16条及び第17条の手続を経た準備書

五 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要を記載した書類であって知事に対する送付の手続を経たものであると認められるもの 第19条の手続を経た同条の書類

六 知事が第4号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第20条第1項に規定する書面

七 前号の意見が述べられた後に第4号に掲げる書類の記載事項の検討を行った結果を記載した書類であって知事に対する送付の手続を経たものであると認められるもの 第22条の手続を経た評価書

八 第23条の公告及び縦覧に相当する手続を経たものであると認められる書類 同条の手続を経た評価書

○ 法対象事業に係る手続の準用規定に係る読替規定対照表（第43条第7項関係）

読替規定	条例
<p>第9章 評価書の公告及び縦覧後の手続 第2節 措置状況の報告等 (法対象事業者の環境の保全の配慮)</p>	<p>第9章 評価書の公告及び縦覧後の手続 第2節 措置状況の報告等 (事業者等の環境の保全の配慮)</p>
<p>第30条 法対象事業を実施し、又は実施しようとする者（委託に係る法対象事業にあっては、その委託をし、又はしようとする者。以下「法対象事業者」という。）は、法第26条第2項（法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該法対象事業を実施するようにしなければならない。 (着手の届出等)</p>	<p>第30条 対象事業を実施し、又は実施しようとする者（委託に係る対象事業にあっては、その委託をし、又はしようとする者。以下「事業者等」という。）は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。 (着手の届出等)</p>
<p>第31条 法対象事業者は、法対象事業の実施に着手したとき又は法対象事業の実施を完了したときは、速やかに、その旨を知事に書面により届け出なければならない。</p>	<p>第31条 事業者等は、対象事業の実施に着手したとき又は対象事業の実施を完了したときは、速やかに、その旨を知事に書面により届け出なければならない。</p>
<p>2 法対象事業者は、着手した法対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。 (措置状況の報告等)</p>	<p>2 事業者等は、着手した対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。 (措置状況の報告等)</p>
<p>第32条 法対象事業者は、規則で定めるところにより、環境の保全のために講じた措置の状況を記載した書類（以下「措置状況報告書」という。）を作成し、知事及び法第15条の関係市町長に対し、これを送付しなければならない。</p>	<p>第32条 事業者等は、規則で定めるところにより、環境の保全のために講じた措置の状況を記載した書類（以下「措置状況報告書」という。）を作成し、知事及び関係市町長に対し、これを送付しなければならない。</p>
<p>2 法対象事業者は、前項の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、措置状況報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、法第15条の関係地域内において、措置状況報告書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。</p>	<p>2 事業者等は、前項の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、措置状況報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、措置状況報告書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。</p>
<p>(立入検査等)</p>	<p>(立入検査等)</p>
<p>第33条 知事は、前3条の規定の施行に必要な限度において、法対象事業者に</p>	<p>第33条 知事は、前3条の規定の施行に必要な限度において、事業者等に対し、</p>

対し、その着手した法対象事業に関し報告させ、又はその職員に、当該法対象事業の工事現場若しくは法対象事業者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該法対象事業の実施状況若しくは書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(環境の保全のための措置の要求)

第34条 知事は、第32条第1項の規定による送付を受けた場合又は前条第1項の規定による報告を受け、若しくは立入検査をした場合において、環境の保全のための措置を講ずる必要があると認めるときは、法対象事業者に対し、当該措置を講ずるよう求めることができる。

2 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

その着手した対象事業に関し報告させ、又はその職員に、当該対象事業の工事現場若しくは事業者等の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該対象事業の実施状況若しくは書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(環境の保全のための措置の要求)

第34条 知事は、第32条第1項の規定による送付を受けた場合又は前条第1項の規定による報告を受け、若しくは立入検査をした場合において、環境の保全のための措置を講ずる必要があると認めるときは、事業者等に対し、当該措置を講ずるよう求めることができる。

2 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

○ 法対象事業に係る手続の準用規定に係る読替規定対照表（第43条第8項関係）

読替規定	条例
<p>(措置状況の報告等)</p> <p>第32条 <u>法第48条第1項に規定する港湾管理者</u>（以下「法港湾管理者」という。）は、規則で定めるところにより、環境の保全のために講じた措置の状況を記載した書類（以下「措置状況報告書」という。）を作成し、知事及び<u>同条第2項において準用する法第15条の関係市町長</u>に対し、これを送付しなければならない。</p> <p>2 法港湾管理者は、前項の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、措置状況報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、<u>法第48条第2項において準用する法第15条の関係地域内</u>において、措置状況報告書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。</p>	<p>(措置状況の報告等)</p> <p>第32条 事業者等は、規則で定めるところにより、環境の保全のために講じた措置の状況を記載した書類（以下「措置状況報告書」という。）を作成し、知事及び<u>関係市町長</u>に対し、これを送付しなければならない。</p> <p>2 事業者等は、前項の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、措置状況報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、<u>関係地域内</u>において、措置状況報告書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。</p>

環境影響評価の対象となる事業(環境影響評価条例、環境影響評価法)

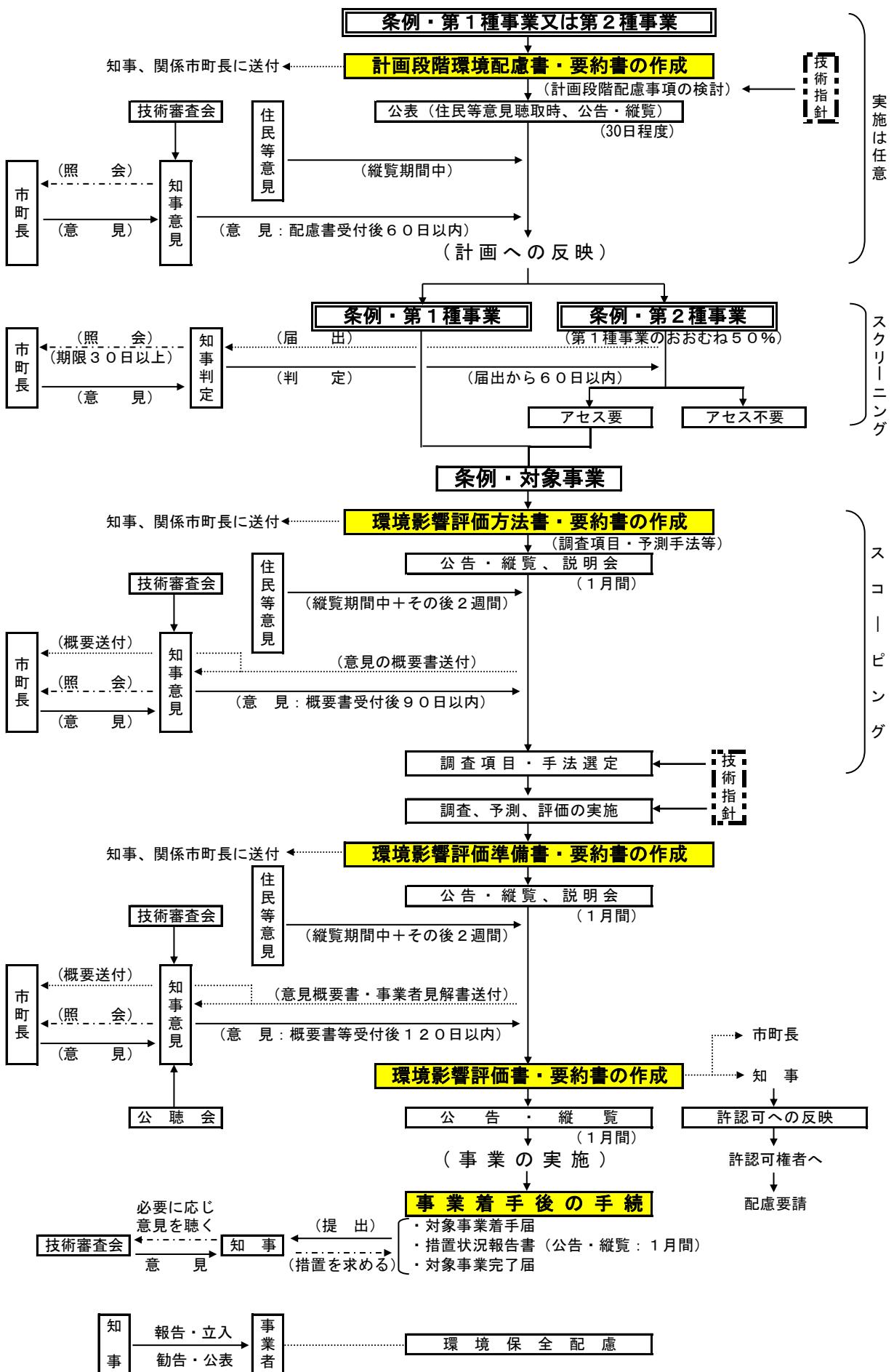
事業の種類		第1種事業		第2種事業	
		条例	法	条例	法
1 道路	高速自動車国道	すべて	同左	—	—
	一般国道	4車線以上かつ 長さ 10km以上	同左	4車線以上かつ 5km以上 10km未満	4車線以上かつ 7.5km以上 10km未満
	県市町道等	4車線以上かつ 長さ 10km以上	—	4車線以上かつ 5km以上 10km未満	—
	林道	幅員 6.5m以上かつ 長さ 20km以上	同左*1	6.5m以上かつ 10km以上 20km未満	6.5m以上かつ 15km以上 20km未満*1
2 ダム等	ダム	貯水面積 100ha以上	同左*4	50ha以上 100ha未満	75ha以上 100ha未満*4
	堰	湛水面積 100ha以上	同左*4	50ha以上 100ha未満	75ha以上 100ha未満*4
	放水路	改変面積 100ha以上	同左	50ha以上 100ha未満	75ha以上 100ha未満
3 鉄道、軌道	新幹線鉄道	すべて	同左	—	—
	普通鉄道	長さ 10km以上	同左	5km以上 10km未満	7.5km以上 10km未満
	新設軌道	長さ 10km以上	同左	5km以上 10km未満	7.5km以上 10km未満
4 飛行場	滑走路	2,500m以上	同左	2,500m未満	1,875m以上 2,500m未満
5 発電所	水力発電所	出力 3万kW以上	同左*4	1.5万kW以上 3万kW未満	2.25万kW以上 3万kW未満*4
	火力発電所	出力 15万kW以上	同左	7.5万kW以上 15万kW未満	11.25万kW以上 15万kW未満
	地熱発電所	—	出力1万kW以上	—	0.75万kW以上 1万kW未満
	原子力発電所	すべて	同左	—	—
	風力発電所	出力 1万kW以上	出力5万kW以上	0.5万kW以上 1万kW未満	3.75万kW以上 5万kW未満
	太陽光発電所	面積 100ha以上	面積 50ha以上 出力4万kW以上	100ha未満 又は森林伐採区域 20ha以上	3万kW以上 4万kW未満
6 廃棄物処理施設	ごみ焼却施設 又は 産業廃棄物焼却施設	処理能力 200t／日以上	—	—	—
	し尿処理施設	処理能力 200kL／日以上	—	—	—
	一般廃棄物又は産業 廃棄物の最終処分場	埋立面積 30ha以上	同左	15ha以上 30ha未満	25ha以上 30ha未満
7 工場又は事業場	燃料使用量15kL/時以上 又は排出水量1万m ³ /日以上	—	—	—	—
8 下水道終末処理場	敷地面積 10ha以上	—	—	—	—
9 スポーツ又は レクリエーション施設	ゴルフ場等	面積 100ha以上	—	50ha以上 100ha未満	—
	スポーツ施設	面積 100ha以上	—	50ha以上 100ha未満	—
10 水面の埋立て又は干拓	面積 50ha超	同左	15ha以上 50ha以下	40ha以上 50ha以下	
11 土地区画整理事業	面積 100ha以上	同左	50ha以上 100ha未満	75ha以上 100ha未満	
12 住宅団地の造成	面積 100ha以上	同左*2	50ha以上 100ha未満	75ha以上 100ha未満*2	
13 流通業務団地の造成	面積 100ha以上	同左	50ha以上 100ha未満	75ha以上 100ha未満	
14 工業団地の造成	面積 100ha以上	同左*3	50ha以上 100ha未満	75ha以上 100ha未満*3	
15 鉱物又は岩石の採取	面積 100ha以上	—	50ha以上 100ha未満	—	
16 様合開発整備事業	9、12、13、14の項に掲 げる2以上の事業を併せ実 施する事業 (合計面積 100ha以上)	—	9、12、13、14の項に掲げる2 以上の事業を併せ実施する事業 (合計面積 50ha以上100ha未満)	—	
港湾計画	条例:国際拠点港湾、重要港湾及び地方港湾に係る港湾計画について、埋立て又は掘り込み面積が150ha以上 (法:国際拠点港湾及び重要港湾に係る港湾計画について、埋立て又は掘り込み面積が300ha以上)				

注) 1 この表は、山口県環境影響評価条例施行規則別表第1及び環境影響評価法施行令別表第1に掲げる新設等の事業について要約したものであり、改築、変更等の事業は省略している。

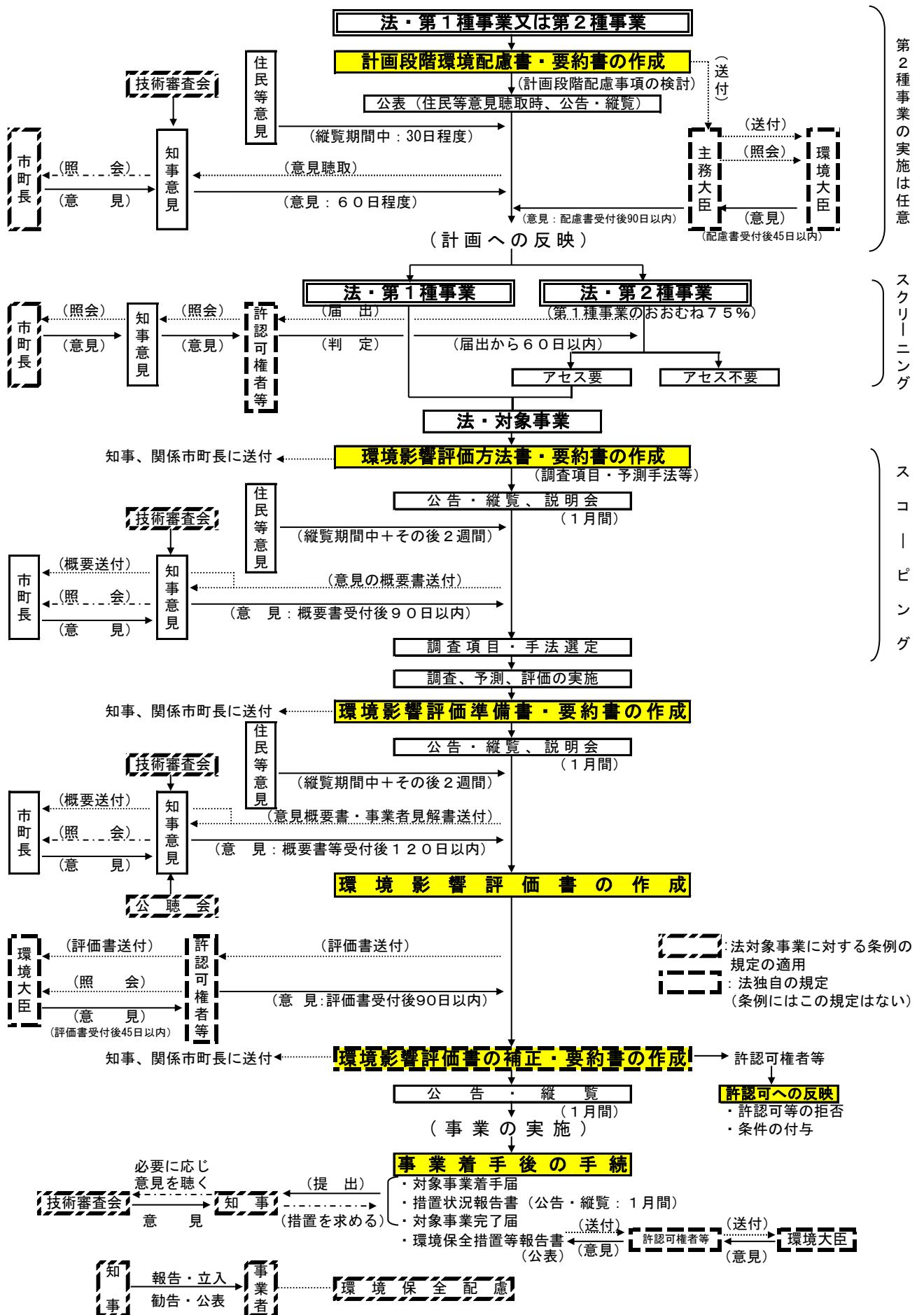
2 法において、*1は大規模林道事業、*2は新住宅市街地開発事業等、*3は地域振興整備公団事業等について適用されることを示しており、*4はダム・堰と水力発電所が併設される場合の細区分があることを示す。

3 法対象事業又は判定を受ける前の法第2種事業に該当するものは、法の規定に基づき環境影響評価等の手続が行われることとなり、条例の第1種事業及び第2種事業から除かれる。

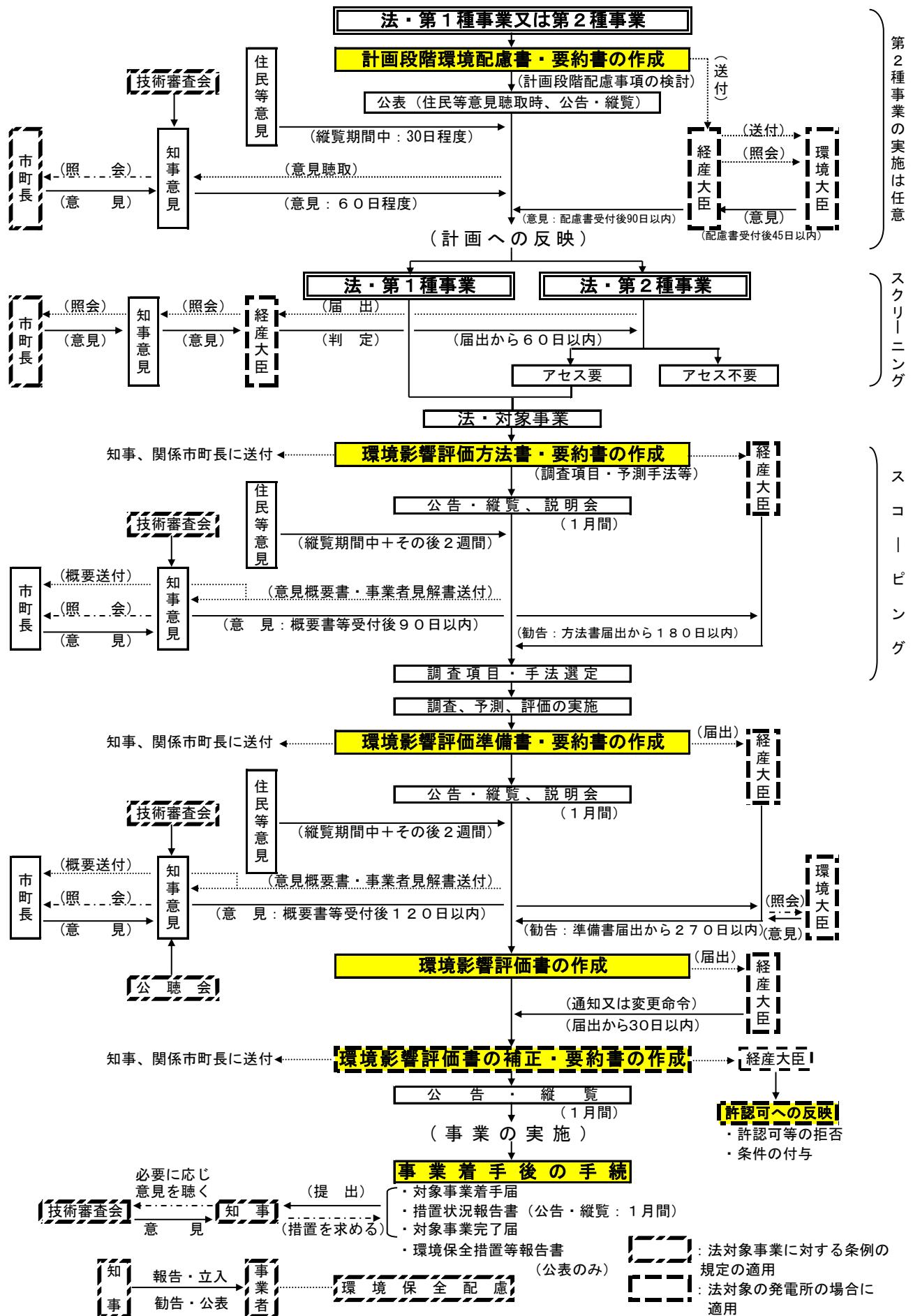
山口県環境影響評価条例の手続フロー



環境影響評価法の対象となる事業（発電所を除く）に関する手続フロー



環境影響評価法の対象となる事業（発電所）に関する手続フロー



山口県環境影響評価条例 都市計画特例フロー

